

社会福祉法人

(I 法人運営 ・ II 事業 ・ III 管理)

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
2 内部管理体制	3 法令に従い、定款の備置き・公表がされているか。	<p>留意する必要がある。 (注) 評議員会の特別決議については、3の(2)の2を参照</p> <p>(1) 定款を事務所に備え置いているか。 (2) 定款の内容をインターネットを利用して公表しているか。 (3) 公表している定款は直近のものであるか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 法人の高い公益性に照らし、その事業の運営の透明性を確保するため、計算書類等と同様に、定款についても事務所への備置き(法第34条の2第1項)及び公表(法第59条の2第1項第1号)が法人に義務付けられている。なお、公表の範囲については、個人の権利利益が害されるおそれのある部分(例：公表することにより個人又は利用者の安全に支障を来す恐れがある母子生活支援施設や婦人保護施設等の所在地)を除く。</p> <p>○ 定款の事務所への備置きについては、主たる事務所及び従たる事務所において行われる必要があるが、従たる事務所については、定款が電磁的記録で作成され、従たる事務所の電子計算機(パソコン)に当該電磁的記録の内容が記録されている場合は、備置きが不要となる(法第34条の2第4項、規則第2条の5)。</p> <p>○ 定款の公表については、インターネットの利用により行うこととされており(規則第10条第1項)、原則として、法人(又は法人が加入する団体)のホームページへの掲載によるが、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」に記録する方法による届出を行い、内容が公表された場合には、インターネットの利用による公表が行われたものとみなされる(規則第10条第2項)。</p> <p>(1) 内部管理体制が理事会で決定されているか。 (2) 内部管理体制に係る必要な規程の策定が行われているか。</p>	<p>一 法第31条第1項第四号に掲げる事項 二 法第31条第1項第九号に掲げる事項(基本財産の増加に限る。) 三 法第31条第1項第十五号に掲げる事項</p> <p>2 前条第1項の規定は、法第45条の36第4項の規定により定款の変更の届出をする場合に準用する。この場合において、前条第1項中「申請書」とあるのは、「届出書」と読み替えるものとする。</p> <p>◎社会福祉法 第34条の2(定款の備置き及び閲覧等) 社会福祉法人は、第31条第1項の認可を受けたときは、その定款をその主たる事務所及び従たる事務所に備置きしなければならない。</p> <p>4 定款が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における第2項第三号及び第四号並びに前項第二号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをつとめている社会福祉法人についての第1項の規定の適用については、同項中「主たる事務所及び従たる事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。</p> <p>◎社会福祉法 第59条の2(情報の公開等) 社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。</p> <p>一 第31条第1項若しくは第45条の36第2項の認可を受けたとき、又は同条第4項の規定による届出をしたとき 定款の内容</p> <p>◎社会福祉法施行規則 第2条の5(電磁的記録の備置きに関する特別) 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める措置は、社会福祉法人の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて社会福祉法人の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するものによる措置とする。</p> <p>一 法第34条の2第4項 二 法第45条の11第3項 三 法第45条の32第2項 四 法第45条の34第5項</p> <p>◎社会福祉法施行規則 第10条第1項(公表) 法第59条の2第1項の公表は、インターネットの利用により行うものとする。</p> <p>◎社会福祉法 第45条の13(理事会の権限等) 5 その事業の規模が政令で定める基準を超える社会福祉法人においては、理事会は、前項第5号に掲げる事項を決定しなければならない。</p>	

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
	か。	<p><着眼点></p> <p>○ 特定社会福祉法人（注）は、経営組織のガバナンスの強化を図るため、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要な体制（内部管理体制）の整備の決定を理事会で行うことが義務付けられている（法第45条の13第5項）。この内部管理体制の整備に係る決定については、理事会から理事（理事長等）に決定の権限を委任することができない事項であり（法第45条の13第4項第5号）、必ず理事会の決定によらなければならない。</p> <p>（注）事業規模が政令で定める基準を超える法人をいう（7「会計監査人」の1において同じ。）。政令においては、内部管理体制の整備が義務付けられる法人の事業規模を、法人単位事業活動計算書の年間のサービス活動収益の額が30億円を超える法人又は貸借対照表の負債の額が60億円を超える法人としている（令第13条の3）。なお、特定社会福祉法人には、会計監査人の設置も義務付けられている（法第37条）。</p> <p>○ 内部管理体制として決定しなければならない体制及び事項は次のとおりである（規則第2条の16）。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 ③ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 ④ 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 ⑤ 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項 ⑥ ⑤の職員の理事からの独立性に関する事項 ⑦ 監事の⑤の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項 ⑧ 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制 ⑨ ⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 ⑩ 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項 ⑪ その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制 	<p>◎社会福祉法施行令 第13条の3（特定社会福祉法人等の基準）</p> <p>法第37条及び第45条の13第5項の政令で定める基準を超える社会福祉法人は、次の各号のいずれかに該当する社会福祉法人とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 最終会計年度（各会計年度に係る法第45条の27第2項に規定する計算書類につき法第45条の30第2項の承認（法第45条の31前段に規定する場合にあつては、法第45条の28第3項の承認）を受けた場合における当該各会計年度のうち最も遅いものをいう。以下この条において同じ。）に係る法第45条の30第2項の承認を受けた収支計算書（法第45条の31前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定時評議員会に報告された収支計算書）に基づいて最終会計年度における社会福祉事業並びに法第26条第1項に規定する公益事業及び同項に規定する収益事業による経常的な収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額が30億円を超えること。 二 最終会計年度に係る法第45条の30第2項の承認を受けた貸借対照表（法第45条の31前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定時評議員会に報告された貸借対照表とし、社会福祉法人の成立後最初の定時評議員会までの間においては、法第45条の27第1項の貸借対照表とする。）の負債の部に計上した額の合計額が60億円を超えること。 <p>◎社会福祉法施行規則 第2条の16（社会福祉法人の業務の適正を確保するための体制）</p> <p>法第45条の13第4項第5号に規定する厚生労働省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 四 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 五 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項 六 前号の職員の理事からの独立性に関する事項 七 監事の第五号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項 八 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制 九 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 十 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項 十一 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制 	

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
<p>3 評議員・評議員会 (1) 評議員の選任</p>	<p>1 法律の要件を満たす者が適正な手続きにより選任されているか。</p> <p>2 評議員となることができない者又は適当ではない者が選任されていないか。</p>	<p>(1) 定款の定めるところにより社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者が選任されているか。</p> <p><着眼点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 評議員については、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから、定款の定めるところにより選任する（法第39条）。そのため、法人は、定款で評議員の選任のために必要な事項（例：評議員選任・解任委員会を設置し、当該委員会により評議員を選任する）を定め、その定めに基づき評議員の選任を行う。ただし、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは効力を有しない（法第31条第5項）。 ○ 法人における評議員の選任の手続においては、評議員候補者が「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」である旨を説明することが必要である。 ○ 法人と評議員との関係は、委任に関する規定に従う（法第38条）。 <p>(1) 欠格事由に該当する者が選任されていないか。</p> <p>(2) 当該法人の役員又は職員を兼ねていないか。</p> <p>(3) 当該法人の各評議員、各役員と特殊の関係にある者が選任されていないか。</p> <p>(4) 社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が評議員の総数の5分の1を超えて選任されていないか。</p> <p>(5) 実際に評議員会に参加できない者が名目的に選任されていないか。</p> <p>(6) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に評議員として選任されていないか。</p> <p>(7) 暴力団員等の反社会的勢力の者が評議員となっていないか。</p> <p><着眼点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 評議員会は、役員を選任・解任の権限や定款変更の承認等の法人の基本的事項について決議する権限を有し、これらを通じて中立・公正な立場から理事等を牽制・監督する役割を担う機関である。そして、その評議員会を構成する評議員の職務については、個々の評議員の責任に基づき行われるものであることから、当該責任を全うさせるため、一定の場合が欠格事由として定められる（法第40条第1項。注1）とともに、当該法人の役員若しくは職員を兼ねることができないこと（法第40条第2項）、当該法人の各評議員若しくは各役員と特殊の関係にある者（注2）を評議員と 	<p>制</p> <p>◎社会福祉法 第39条（評議員の選任） 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任する。</p> <p>◎社会福祉法 第40条（評議員の資格等）</p> <p>1 次に掲げる者は、評議員となることができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 法人 二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの 三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 五 第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員 六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者（第128条第1号二及び第3号において「暴力団員等」という。） <p>2 評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。</p> <p>4 評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。</p> <p>5 評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親</p>	<p>評議員の選任に関する書類（評議員選任・解任委員会の資料、議事録等） 就任承諾書等</p> <p>評議員の選任手続における関係書類（履歴書、契約書等） 役職員名簿 評議員会の議事録</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
		<p>して選任することができないこと（法第40条第4項及び第5項）が定められている。また、法人の高い公益性に鑑み、法人は暴力団員等の反社会的勢力の者と関わりを持ってはならず、暴力団員等の反社会的勢力の者が評議員になることはできない。</p> <p>（注1）欠格事由（評議員となることができない者）は次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 法人 ② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ④ ③のほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員 ⑥ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 <p>（注2）各評議員又は各役員と特殊の関係にある者の範囲は次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 配偶者 ② 三親等以内の親族 ③ 厚生労働省令で定める者（規則第2条の7、第2条の8） <ol style="list-style-type: none"> i 当該評議員又は役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ii 当該評議員又は役員の使用人 iii 当該評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者 <ol style="list-style-type: none"> iv ii又はiiiの配偶者 v i～iiiの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの vi 当該評議員又は役員が役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の評議員の総数の3分の1を超える場合に限る。） <p>（注）法人でない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。</p> vii 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。） viii 次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会福祉法人の評議員の総数の3分の1を超える場合に限る。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人 	<p>族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。</p> <p>◎社会福祉法 第61条（事業経営の準則）</p> <p>1 国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を営業者は、次に掲げるところに従い、それぞれの責任を明確にしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 国及び地方公共団体は、法律に基づくその責任を他の社会福祉事業を営業者者に転嫁し、又はこれらの者の財政的援助を求めないこと。 二 国及び地方公共団体は、他の社会福祉事業を営業者者に対し、その自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと。 三 社会福祉事業を営業者者は、不当に国及び地方公共団体の財政的、管理的援助を仰がないこと。 <p>◎審査基準 第3-1-（1）、（3）、（4）、（5）、（6）</p> <p>第3 法人の組織運営</p> <p>1 役員等</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）関係行政庁の職員が法人の評議員又は役員となることは法第61条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないこと、差し控えること。ただし、社会福祉協議会にあっては、評議員又は役員総数の5分の1の範囲内で関係行政庁の職員が、その評議員又は役員となっても差し支えないこと。 （3）実際に法人運営に参画できない者を、評議員又は役員として名目的に選任することは適当でないこと。 （4）地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、評議員又は役員として参加したりすることは適当でないこと。 （5）次に掲げる者は、評議員又は役員になることはできないこと（法40条第1項及び第44条第1項）。 <ol style="list-style-type: none"> ① 法人（同項第1号） ② 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第3号） ④ ③に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第4号） ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員（同項第5号） （6）暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員又は役員となることはできないこと。 	

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
		<p>※ 法人監査における確認事項ではないが、租税特別措置法第40条第1項の適用を受けるための条件とされ特殊の関係にある者の範囲については、上記(注2)と同一ではないため留意が必要である。</p> <p>※ 法人運営の基本的事項を決定する者と業務執行を行う者を分離する観点から、評議員が業務執行に該当する業務を行うことは適当ではない。このため、例えば、法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士については、評議員に選任することは適当ではない。一方、法律面や経営面のアドバイスのみを行う契約となっている顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士については、評議員に選任することは可能である。</p> <p>○ 法人は、評議員の選任に当たり、評議員候補者が欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行う必要がある。確認方法としては、履歴書若しくは誓約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法で差し支えないものであるが、法人の判断により官公署が発行する書類により確認することも考えられる。特に、欠格事由の②の確認方法としては、誓約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法で差し支えないが、必要に応じて法人の判断により医師の診断書等により確認することが考えられる。なお、成年被後見人又は被保佐人であることのみをもって当該欠格事由に当たるとすることはできないことに留意が必要である。</p> <p>○ 当該法人の役員又は職員との兼職の有無の確認については、法人が保有する関係書類により、該当する者がいないかを確認する。</p> <p>○ 上記(注2)の特殊の関係にある者の③のⅧに該当しない場合であっても、関係行政庁の職員が法人の評議員になることは、法第61条に「国及び地方公共団体は法人の自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと」(第1項第2号)及び「法人が国及び地方公共団体に対して不当に管理的援助を求めないこと」(同項第3号)と規定し、公私分離の原則を定める趣旨に照らすと適当ではないことに留意する必要がある。</p> <p>○ 社会福祉協議会については、公私の関係者の協力によって組織され運営されるものであることから、関係行政庁の職員が評議員となることのみをもって不当な関与であるとはいえないが、役員と同様に評議員総数の5分の1を超える割合を占める場合は、不当な関与に当たるものと考えられる(法第109条第5項(役員に関する規定)参照)。</p> <p>○ 評議員会の役割の重要性に鑑み、実際に評議員会に参加できない者や地方公共団体の長等の特定の公職にある者が名目的・慣例的に評議員として選任され、その結果、評議員会を欠席することとなることは適当ではないため、評議員にこのような者がいないかについて確認する。</p> <p>この場合に、評議員として不適当であるとの判断を行う基準は、原則として、前年度から当該年度までの間における評議員会を全て欠席している者であることとする。ただし、前記の評議員会の開催が1回のみである場合には、直近2回の評議員会を欠席している者であることとする(なお、決議の省略を行った場合は、出席とみなして差し支えない)。</p>		

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
(2) 評議員会の招集・運営	3 評議員の数は、法令及び定款に定める員数となっているか。	<p>(1) 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超過しているか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 評議員の数は定款で定めた理事の員数を超過する数でなければならない(法第40条第3項。注)。</p> <p>なお、定款で定めた評議員の員数が定款で定めた理事の員数を超過していればよいということではないことに留意する必要がある。</p>	<p>◎社会福祉法 第40条(評議員の資格等)</p> <p>3 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超過する数でなければならない。</p>	<p>定款 評議員名簿 役員名簿 評議員の選任に関する書類(評議員選任・解任委員会の議事録、委嘱状、就任承諾書等) 理事の選任・解任等に関する書類(理事が選任された評議員会の議事録、委嘱状、就任承諾書等)</p>
	1 評議員会の招集が適正に行われているか。	<p>(1) 評議員会の招集通知を期限までに評議員に発しているか。</p> <p>(2) 招集通知に記載しなければならない事項は理事会の決議によるか。</p> <p>(3) 定時評議員会が毎会計年度終了後一定の時期に招集されているか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 評議員会の招集については、理事会の決議により評議員会の日時及び場所等(注)を定め、理事が評議員会の1週間(中7日)又は定款においてこれを下回るものとして定めた期間以上前までに評議員に書面又は電磁的方法(電子メール等)により通知をする方法で行われなければならない(法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び第182条、施行規則第2条の12。ただし、定時評議員会の場合は計算書類等の備置き及び閲覧に係る規定(法第45条の3第1項)との関連から、開催日は理事会と2週間(中14日間)以上の間隔を確保する)。なお、電磁的方法で通知する場合には、評議員の承諾を得なければならない。</p> <p>(注) 理事会の決議により定めなければならない事項(招集通知に記載しなければならない事項)(法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条第1項)</p> <p>① 評議員会の日時及び場所、② 評議員会の目的である事項がある場合は当該事項、③ 評議員会の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)の概要(議案が確定していない場合はその旨。規則第2条の12)</p> <p>なお、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができることとされており(法第45条の9第10項により準用される一般法人法第183条)、この場合には招集の通知を</p>	<p>◎社会福祉法 第45条の9(評議員会の運営)</p> <p>1 定時評議員会は、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。</p> <p>◎社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法 第181条</p> <p>評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 評議員会の日時及び場所</p> <p>二 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第45の9第5項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員は、前項各号に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>◎社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法 第182条</p> <p>評議員会を招集するには、理事(社会福祉法第45の9第5項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあつては、当該評議員。次項において同じ。)は、評議員会の日の1週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前までに、評議員に対して、書面での通知を発しなければならない。</p> <p>2 理事は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法(社会福祉法第34条の2第2項第4号に規定する電磁的方法をいう。)により通知を発することができる。この場合において、当該理事は、同項の書面による通知を発したものとみなす。</p>	<p>評議員会の招集通知 理事会の議事録 評議員会の議事録 評議員全員の同意が確認できる書類</p>

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
	<p>2 決議が適正に行われているか。</p>	<p>省略できるが、評議員会の日時等に関する理事会の決議は省略できないことに留意するとともに、評議員全員の同意があったことが客観的に確認できる書類の保存が必要である。</p> <p>○ 定時評議員会は毎会計年度終了後一定の時期に招集されなければならない（法第45条の9第1項）、また、計算書類等については、毎年6月末日までに定時評議員会の承認を受けた若しくは定時評議員会に報告した上で、所轄庁に届出をしなければならない（第45条の30、第45条の31、第59条第1項）。そのため、計算書類等を所轄庁に届け出る毎年6月末日（定款に開催時期の定めがある場合にはそのとき）までに定時評議員会が開催されているかについて確認する。なお、定時評議員会の開催時期については、定款に具体的に記載されることが望ましいものであり、当該時期を定款に記載した場合には、当該時期までに開催される必要がある（定款例第11条参照）。</p> <p>(1) 決議には必要な数の評議員が出席し、必要な数の賛成をもって行われているか。</p> <p>(2) 決議が必要な事項について、決議が行われているか。</p> <p>(3) 特別決議は必要数の賛成をもって行われているか。</p> <p>(4) 決議について特別の利害関係を有する評議員が議決に加わっていないか。</p> <p>(5) 評議員会の決議があったとみなされた場合（決議を省略した場合）や評議員会への報告があったとみなされた場合（報告を省略した場合）に、評議員の全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示があるか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 評議員会で決議を行うためには、議決に加わることができる評議員の過半数（定款で過半数を上回る割合を定めた場合にはその割合以上）の出席が必要である（法第45条の9第6項）。なお、この「議決に加わることができる評議員」には、当該決議に特別の利害関係を有する評議員（法第45条の9第8項）は含まれない。</p> <p>○ 評議員会の決議は、法令及び定款に定める事項に限り行うことができる（法第45条の8第2項）。定款に定める事項の他、次の事項について、評議員会の決議が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事、監事、会計監査人の選任及び解任 ・ 理事、監事の報酬等の決議（定款に報酬等の額を定める場合を除く。） ・ 理事等の責任の免除 ・ 役員報酬等基準の承認 ・ 計算書類の承認 ・ 定款の変更 ・ 解散の決議 ・ 合併の承認 	<p>3 前2項の通知には、前条第1項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>◎社会福祉法第45条の29（計算書類等の評議員への提供）</p> <p>理事は、定時評議員会の招集の通知に際して、厚生労働省令で定めるところにより、評議員に対し、前条第3項の承認を受けた計算書類及び事業報告並びに監査報告（同条第2項の規定を適用がある場合にあっては会計報告を含む。）を提供しなければならない。</p> <p>◎社会福祉法施行規則 第2条の12（召集の決定事項）</p> <p>法第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）とする。</p> <p>◎社会福祉法 第45条の9（評議員会の運営）</p> <p>6 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行う。</p> <p>7 前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 第45条の4第1項の評議員会（監事を解任する場合に限る。） 二 第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の評議員会 三 第45条の36第1項の評議員会 四 第46条第1項第1号の評議員会 五 第52条、第54条の2第1項及び第54条の8の評議員会 <p>8 前2項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。</p> <p>◎社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法 第194条第1項</p> <p>理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。</p> <p>◎社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法 第195条</p> <p>理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評</p>	<p>定款 評議員会の議事録 同意の意思表示の書面又は電磁的記録 法人が決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを確認した書類</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	<p>3 評議員会について、適正に記録の作成、保存を行っているか。</p>	<p>・ 社会福祉充実計画の承認</p> <p>なお、定時評議員会に提出された事業報告については、定款において承認が必要と定めた場合を除き、承認は不要だが、理事による報告が必要となる（法第45条の30第3項）。</p> <p>○ 評議員会の決議には、その決議について特別の利害関係（注1）を有する評議員が議決に加わることはできないことから（法第45条の9第8項）、当該特別の利害関係を有する評議員の存否については、その決議を行う前に、法人が各評議員について確認しておく必要がある。</p> <p>（注1）「特別の利害関係」とは、評議員が、その決議について、法人に対する善管注意義務（法第38条、民法（明治29年法律第89号）第644条）を履行することが困難と認められる利害関係を意味するものである。</p> <p>○ 評議員会における普通決議（特別決議以外の決議）は、出席者の過半数（定款で過半数を上回る割合を定めた場合にはその割合以上）の賛成（法第45条の9第6項）をもって行い、特別決議（注2）は、議決に加わることができる評議員の3分の2（定款で3分の2を上回る割合を定めた場合にはその割合）以上の賛成（法第45条の9第7項）をもって行われる必要がある。</p> <p>（注2）特別決議によって行われることが必要な議案（法第45条の9第7項）</p> <p>①監事の解任、②役員等の損害賠償責任の一部免除、③定款変更、④法人の解散、⑤法人の合併契約の承認</p> <p>○ 評議会における議決は対面（テレビ会議等によることを含む。）により行うこととされていることから、評議員が欠席した場合に書面による議決権の行使（書面議決）が行われていないかを確認する。</p> <p>なお、理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされる（法第45条の9第10項により準用される一般法人法第194条第1項）。また、理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったとみなされる（法第45条の9第10項により準用される一般法人法第195条）。そのため、当該決議の省略又は報告の省略がなされた場合には、当該書面又は電磁的記録があるかを確認する。</p> <p>(1) 厚生労働省令に定めるところにより、議事録を作成しているか。 (2) 議事録を法人の事務所に法定の期間備え置いているか。 (3) 評議員会の決議があったとみなされた場合（決議省略した場合）に、同意の書面又は電磁的記録を法人の主たる事務所に法定の期間備え置いて</p>	<p>議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。</p> <p>◎社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法 第194条第1項、第2項</p> <p>1 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるも</p>	<p>評議員会の議事録 同意の意思表示を行った書面又</p>

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
		<p>いるか。 <着眼点> ○ 評議員会は、法人の基本的事項についての決議を行う機関であり、その議事内容は法人にとって重要な資料であることから、法人においては、評議員会の決議の内容等について記録した議事録を作成し（法第45条の11第1項）、評議員及び債権者等が閲覧できるようにすることが義務付けられている（同条第4項）。</p> <p>○ 定款に議事録署名人（議事録に署名又は記名押印することと定められた者をいう。）が定められている場合には、定款に従ってその署名又は記名押印がなされているかを確認する。なお、法令上は、評議員会の議事録に、出席した評議員が署名又は記名押印することを必要とする旨の規定はないが、議事録の内容が適正なものであることを担保する観点から、定款に議事録署名人に関する規定を設けることが望ましい（定款例第14条参照）。</p> <p>○ 議事録の記載事項としては、開催された評議員会に関する事項（規則第2条の15第3項）（注1）、評議員会の決議を省略した場合（評議員会の決議があったとみなされた場合）の事項（同条第4項第1号）（注2）及び理事の評議員会への報告を省略した場合（報告があったとみなされた場合）の事項（同項第2号）（注3）があり、必要な記載事項が記載されているかについて確認する。</p> <p>（注1）開催された評議員会の内容に関する議事録の記載事項（規則第2条の15第3項）。</p> <p>① 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員会に出席した場合における当該出席の方法（例：テレビ会議）を含む。）</p> <p>② 評議員会の議事の経過の要領及びその結果</p> <p>③ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名</p> <p>④ 法の規定に基づき評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要</p> <p>i 監事による監事の選任若しくは解任又は辞任に関する意見（法第43条第3項において準用する一般法人法第74条第1項）</p> <p>ii 監事を辞任した者による監事を辞任した旨及びその理由（辞任後最初に開催される評議員会に限る。法第43条第3項において準用する一般法人法第74条第2項）</p> <p>iii 会計監査人による会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任に関する意見（法第43条第3項において準用する一般法人法第74条第4項）</p> <p>iv 会計監査人を辞任した又は解任された者による会計監査人を辞任した旨及びその理由又は解任についての意見（辞任又は</p>	<p>のに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。</p> <p>2 一般財団法人は、前項の規定により評議員会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。</p> <p>◎社会福祉法 第45条の11（議事録）</p> <p>1 評議員会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 社会福祉法人は、評議員会の日から10年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。</p> <p>3 社会福祉法人は、評議員会の日から5年間、第1項の議事録の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもって作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第2号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをつづいているときは、この限りでない。</p> <p>◎社会福祉法施行規則 第2条の15（評議員会の議事録）</p> <p>法第45条の11第1項の規定による評議員会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。2 評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。</p> <p>3 評議員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。</p> <p>一 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）</p> <p>二 評議員会の議事の経過の要領及びその結果</p> <p>三 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名</p> <p>四 次に掲げる規定により評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要</p> <p>イ 法第43条第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第1項（法第43条第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第4項において準用する場合を含む。）</p> <p>ロ 法第43条第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第2項（法第43条第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第4項において準用する場合を含む。）</p> <p>ハ 法第45条の18第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第102条</p> <p>ニ 法第45条の18第3項において準用する一般社団法人及び一</p>	<p>は電磁的記録</p>

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
		<p>解任後最初に開催される評議員会に限る。同上)</p> <p>v 監事による理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録、その他の資料が法令若しくは定款に違反し、若しくは不当な事項があると認める場合の調査結果(法第45条の18第3項において準用する一般法人法第102条)</p> <p>vi 監事による監事の報酬等についての意見(法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条第3項)</p> <p>vii 会計監査人による法人の計算書類及び附属明細書が法令又は定款に適合するかどうかについて、監事と意見を異にするときの意見(法第45条の19第6項において準用する一般法人法第109条第1項)</p> <p>viii 定時評議員会において会計監査人の出席を求める決議があったときの会計監査人の意見(法第45条の19第6項において準用する一般法人法第109条第2項)</p> <p>⑤ 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称</p> <p>⑥ 議長の名(議長が存する場合に限る。)</p> <p>⑦ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p> <p>(注2) 評議員会の決議を省略した場合(評議員会の決議があったとみなされた場合)の議事録の記載事項(規則第2条の15第4項第1号)</p> <p>① 決議を省略した事項の内容</p> <p>② 決議を省略した事項の提案をした者の氏名</p> <p>③ 評議員会の決議があったものとみなされた日</p> <p>④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p> <p>なお、この場合は、全評議員の同意の意思表示の書面又は電磁的記録を事務所に備え置くだけでなく、内容について評議員会の議事録に記載しなければならないことに留意すること。</p> <p>(注3) 理事の評議員会への報告を省略した場合(報告があったとみなされた場合)の議事録の記載事項(同項第2号)</p> <p>① 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容</p> <p>② 評議員会への報告があったものとみなされた日</p> <p>③ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p> <p>なお、この場合は、全評議員の同意の意思表示の書面等を事務所に備え置く必要はないこと。</p> <p>○ 議事録については、記載された事項の全てについて、評議員や債権者等が、その関係書類と併せて内容の確認ができるよう明確に記載する方法によらなければならない。</p>	<p>一般財団法人に関する法律第105条第3項</p> <p>ホ 法第45条の19第6項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第109条第1項</p> <p>へ 法第45条の19第6項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第109条第2項</p> <p>五 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称</p> <p>六 評議員会の議長が存するときは、議長の名</p> <p>七 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p> <p>4 次の各号に掲げる場合には、評議員会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。</p> <p>一 法第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項の規定により評議員会の決議があったものとみなされた場合次に掲げる事項</p> <p>イ 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容</p> <p>ロ イの事項の提案をした者の氏名</p> <p>ハ 評議員会の決議があったものとみなされた日</p> <p>ニ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p> <p>二 法第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第195条の規定により評議員会への報告があったものとみなされた場合次に掲げる事項</p> <p>イ 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容</p> <p>ロ 評議員会への報告があったものとみなされた日</p> <p>ハ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p>	

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
	<p>4 決算手続は法令及び定款の定めに従い、適正に行われているか。</p>	<p>(1) 計算関係書類等について、監事の監査を受けているか。 (2) 会計監査人設置法人は、計算関係書類等について、会計監査人に監査を受けているか。 (3) 計算関係書類等は理事会の承認を受けているか。 (4) 会計監査人設置法人以外の法人は、計算書類及び財産目録について、定時評議員会の承認を受けているか。 (5) 会計監査人設置法人は、計算書類及び財産目録を定時評議員会に報告しているか。</p> <p><着眼点> ○ 決算に際しては、毎会計年度終了後3か月以内に、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録（以下「計算関係書類等」という。）を作成し、所轄庁に提出しなければならない（法第59条）。 ○ 計算関係書類等を所轄庁に提出するにあたっては、理事会の承認を受け、このうち計算書類及び財産目録については定時評議員会の承認を受けたものでなければならない（法第45条の30、規則第2条の40）。ただし、会計監査人設置法人においては、一定の要件（注1）を満たす場合には、計算書類及び財産目録については定時評議員会においてその内容を報告することで足りる（法第45条の31、規則第2条の40）。 （注1）会計監査人設置法人が、次の①から③の全ての要件を満たす場合には、計算書類又は財産目録について、評議員会の承認を要せず、報告することで足りる。（規則第2条の39、第2条の40）。 ① 計算書類又は財産目録についての会計監査報告に無限定適正意見が付されていること ② 会計監査報告に関する監事の監査報告に、会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認める意見がないこと ③ 計算書類又は財産目録について、特定監事が期限までに監査報告の内容を通知しなかったことにより、監事の監査を受けたものとみなされたものでないこと ○ 計算関係書類等について理事会の承認を受けるにあたっては、監事の監査を受けなければならない。会計監査人を置く場合は、監事の監査に加え、計算関係書類等について会計監査人の監査を受けなければならない（注2）。 （注2）監事の監査及び会計監査人の監査については、Iの5「監事」、7「会計監査人」を参照。</p>	<p>◎社会福祉法 第45条の19（会計監査人） 会計監査人は、次節の定めるところにより、社会福祉法人の計算書類及びその附属明細書を監査する。この場合において、会計監査人は、厚生労働省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。 2 会計監査人は、前項の規定によるもののほか、財産目録その他の厚生労働省令で定める書類を監査する。この場合において、会計監査人は、会計監査報告に当該監査の結果を併せて記載し、又は記録しなければならない。 3 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び当該会計監査人設置社会福祉法人の職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。 一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面 二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもの 4 会計監査人は、その職務を行う必要があるときは、会計監査人設置社会福祉法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 5 会計監査人は、その職務を行うに当たっては、次のいずれかに該当する者を使用してはならない。 一 第45条の2第3項に規定する者 二 理事、監事又は当該会計監査人設置社会福祉法人の職員である者 三 会計監査人設置社会福祉法人から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者 6 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第108条から第110条までの規定は、会計監査人について準用する。この場合において、同法第109条（見出しを含む。）中「定時社員総会」とあるのは、「定時評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>◎社会福祉法 第45条の30（計算書類等の定時評議員会への提出等） 理事は、第45条の28第3項の承認を受けた計算書類及び事業報告を定時評議員会に提出し、又は提供しなければならない。 2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時評議員会の承認を受けなければならない。 3 理事は、第1項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を定時評議員会に報告しなければならない。</p> <p>◎社会福祉法 第45条の31（会計監査人設置社会福祉法人の特則） 会計監査人設置社会福祉法人については、第45条の28第3項の承認を受けた計算書類が法令及び定款に従い社会福祉法人の財産及び収支の状況を正しく表示しているものとして厚生労働省令で定める要件に該当する場合には、前条第2項の規定は、適用しない。この場合においては、</p>	<p>定款 経理規程 監事による監査報告 会計監査人による会計監査報告 理事会の議事録 評議員会の議事録等</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
			<p>理事は、当該計算書類の内容を定時評議員会に報告しなければならない。</p> <p>◎社会福祉法施行規則 第2条の39（計算書類の承認の特則に関する要件）</p> <p>法第45条の31に規定する厚生労働省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 法第45条の31に規定する計算書類についての会計監査報告の内容に第2条の30第1項第2号イに定める事項が含まれていること。 二 前号の会計監査報告に係る監査報告の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認める意見がないこと。 三 法第45条の31に規定する計算書類が第2条の34第3項の規定により監査を受けたものとみなされたものでないこと <p>◎社会福祉法施行規則 第2条の40（財産目録）</p> <p>法第45条の34第1項第1号に掲げる財産目録は、定時評議員会（法第45条の31の規定の適用がある場合にあつては、理事会）の承認を受けなければならない。</p> <p>2 法第45条の28から第45条の31まで及び第2条の26から第2条の39までの規定は、社会福祉法人が前項の財産目録に係る同項の承認を受けるための手続について準用する。</p>	

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
<p>4 理事</p> <p>(1) 定数</p> <p>(2) 選任及び解任</p> <p>(3) 適格性</p>	<p>1 法に規定された員数が定款に定められ、その定款に定める員数を満たす選任がされているか。</p> <p>1 理事は法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。</p> <p>1 理事となることができない者又は適切ではない者が選任されていないか。</p>	<p>(1) 定款に定める員数が選任されているか。</p> <p>(2) 定款で定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しているか。</p> <p>(3) 欠員が生じていないか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 理事会は、①法人の業務執行の決定、②理事の職務の執行の監督、③理事長の選定及び解任を行うものであり、理事会を構成する理事は、その理事会における意思決定を通じて業務執行の決定又は監督を行うという意味で、法人の運営における重要な役割を担っている。</p> <p>理事の員数は、6人以上（法第44条第3項）の数を定款に定め、その定款に定めた員数が実際に選任されているか。</p> <p>○ 定款で定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく補充しなければならない（法第45条の7）。</p> <p>(1) 評議員会の決議により選任又は解任されているか。</p> <p>(2) 理事の解任は、法に定める解任事由に該当しているか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 理事の選任は評議員会の決議により行うため（法第43条第1項）、評議員会の決議が適切になされているかについて確認する（評議員会の決議については、3「評議員・評議委員会」の（2）の2参照。）。</p> <p>○ 法人と理事との関係は、評議員と同様に、委任に関する規定に従う（法第38条）。そのため、評議員会により選任された者が就任を承諾したことにより、その時点（承諾のときに理事の任期が開始していない場合は任期の開始時）から理事となる。</p> <p>○ 理事の解任は、「職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき」、「心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき」のいずれかに該当するときに、評議員会の決議により行うが（法第45条の4第1項）、安定的な法人運営や利用者の処遇に及ぼす影響が大きいことから、評議員会によって解任権が濫用されることがあってはならない。そのため、理事が評式的に職務上の義務に違反し又は職務を懈怠したという事実や健康状態のみをもって解任することはできず、現に法人運営に重大な損害を及ぼし、又は、適正な事業運営を阻害するような、理事等の不適正な行為など重大な義務違反等がある場合に限定されるものと解すべきである。</p> <p>(1) 欠格事由を有する者が選任されていないか。</p> <p>(2) 各理事について、特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか。</p>	<p>◎社会福祉法 第44条（役員の資格等）</p> <p>3 理事は6人以上、監事は2人以上でなければならない。</p> <p>◎社会福祉法 第45条の7（役員の欠員補充）</p> <p>理事のうち、定款で定めた理事の員数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、監事について準用する。</p> <p>◎社会福祉法 第43条（役員等の選任）</p> <p>1 役員及び会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。</p> <p>◎社会福祉法 第45条の4（役員又は会計監査人の解任等）</p> <p>役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該役員を解任することができる。</p> <p>一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</p> <p>二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p> <p>2 会計監査人が次条第一項各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該会計監査人を解任することができる。</p> <p>3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第284条（第2号に係る部分に限る。）、第285条及び第286条の規定は、役員又は評議員の解任の訴えについて準用する。</p> <p>◎社会福祉法第44条第1項により準用される法40条第1項</p> <p>次に掲げる者は、評議員となることができない。</p> <p>一 法人</p>	<p>定款</p> <p>理事の選任に関する評議員会議事録</p> <p>理事会の議事録</p> <p>その他関係書類</p> <p>役員の選任手続における関係書類（履歴書、誓約</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	ないか。	<p>(3) 社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が役員総数の5分の1までとなっているか。</p> <p>(4) 実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていないか。</p> <p>(5) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり、理事として参加していないか。</p> <p>(6) 暴力団員等の反社会勢力の者が選任されていないか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 理事は、理事会の構成員として、法人の業務執行の決定をする等法人の運営における重要な役割を担い、その職務を個々の責任に基づいて行うものであることから、当該責任を全うさせるため、理事について、一定の事由が欠格事由（注1）として定められる（法第44条第1項により準用される法第40条第1項）とともに、理事長や他の理事の職務の執行を監督する役割を果たすため、各理事と特殊の関係にある者及び当該理事の合計（注2）が、理事総数の3分の1（上限は当該理事を含めずに3人）を超えて含まれてはならない（法第44条第6項）。また、法人の高い公益性に鑑み、暴力団員等の反社会的勢力の者と関わりを持ってはならず、評議員と同様に暴力団員等の反社会的勢力の者が理事になることはできない。</p> <p>（注1）欠格事由（理事となることができない者）については、評議員と同じく次のとおりである。</p> <p>① 法人</p> <p>② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>④ ③のほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員</p> <p>⑥ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>（注2）各理事と特殊関係がある者の範囲は以下のとおり。</p> <p>① 配偶者</p> <p>② 三親等以内の親族</p> <p>③ 厚生労働省令で定める者（規則第2条の10）</p> <p>i 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>ii 当該理事の使用人</p> <p>iii 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者</p> <p>iv ii又はiiiの配偶者</p> <p>v i～iiiの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一に</p>	<p>二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>五 第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員</p> <p>六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第128条第1号二及び第3号において「暴力団員等」という。）</p> <p>◎社会福祉法 第44条（役員資格等）</p> <p>6 理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が3人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。</p> <p>◎（参考）社会福祉法 第61条（事業経営の準則）</p> <p>国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を営む者は、次に掲げるところに従い、それぞれの責任を明確にしなければならない。</p> <p>一 国及び地方公共団体は、法律に基づくその責任を他の社会福祉事業を営む者に転嫁し、又はこれらの者の財政的援助を求めないこと。</p> <p>二 国及び地方公共団体は、他の社会福祉事業を営む者に対し、その自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと。</p> <p>三 社会福祉事業を営む者は、不当に国及び地方公共団体の財政的、管理的援助を仰がないこと。</p> <p>◎社会福祉法 第109条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）</p> <p>市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。</p> <p>一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施</p>	書等 役員名簿 理事会及び評議員会の議事録等

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
		<p>する者</p> <p>vi 当該理事が役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の理事の総数の3分の1を超える場合に限る。）</p> <p>（注）法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。</p> <p>vii 次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会福祉法人の理事の総数の3分の1を超える場合に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人 <p>※ 法人監査における確認事項ではないが、租税特別措置法第40条第1項の適用を受けるための条件とされる特殊の関係にある者の範囲については、上記（注2）と同一ではないため留意が必要。</p> <p>○ 法人は、理事の選任に当たり、理事候補者が欠格事由に該当しないか、各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて確認を行う必要がある。確認方法としては、履歴書若しくは誓約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法で差し支えないが、法人の判断により官公署が発行する書類により確認することも考えられる。特に、欠格事由の②の確認方法としては、誓約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法で差し支えないが、必要に応じて、法人の判断により医師の診断書等により確認することが考えられる。なお、成年被後見人又は被保佐人であることのみをもって当該欠格事由に当たるとすることはできないことに留意が必要である。</p> <p>○ 上記（注2）特殊の関係にある者の③のviiに該当しない場合であっても、関係行政庁の職員が法人の理事となることは法第61条に「国及び地方公共団体は法人の自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと」（第1項第2号）及び「法人が国及び地方公共団体に対して不当に管理的援助を求めないこと」（同項第3号）と規定し、公私分離の原則を定める趣旨に照らすと適当ではないことに所轄庁等関係行政庁は留意する必要がある。</p> <p>○ 社会福祉協議会については、公私の関係者の協力によって組織され運営されるものであることから、関係行政庁の職員が役員となることのみをもって不当な関与であるとはいえないが、役員総数（注3）の5分の1を超える割合を占める場合は、不当な関与といえるため、法により認められていない（法第109条第5項）。</p> <p>（注3）法第109条第5項は、役員総数に対する関係行政庁の職員である役員との割合について規定しており、役員、すなわち、理事と監事の合計数で判断される。</p> <p>○ 理事会の役割の重要性に鑑みれば、実際に理事会に参加できない者や地</p>	<p>二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助</p> <p>三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成</p> <p>四 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業</p> <p>2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第252条の20に規定する区及び同法第252条の20の2に規定する総合区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。</p> <p>3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第1項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。</p> <p>4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。</p> <p>5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員総数の5分の1を超えてはならない。</p> <p>6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を営業者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。</p> <p>◎社会福祉法 第110条(都道府県社会福祉協議会)</p> <p>都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 前条第1項各号に掲げる事業であつて各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修 三 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言 四 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整 <p>2 前条第5項及び第6項の規定は、都道府県社会福祉協議会について準用する。</p> <p>◎社会福祉法 第111条(社会福祉協議会連合会)</p> <p>都道府県社会福祉協議会は、相互の連絡及び事業の調整を行うため、全国を単位として、社会福祉協議会連合会を設立することができる。</p> <p>2 第109条第5項の規定は、社会福祉協議会連合会について準用する。</p>	

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	<p>2 理事として含まれていなければならない者が選任されているか。</p>	<p>方公共団体の長等の特定の公職にある者が名目的・慣例的に理事として選任され、その結果、理事会を欠席することとなることは適当ではないため、理事にこのような者がいないかについて確認する。</p> <p>この場合の理事として不適当であると判断するための基準は、原則として、前年度から当該年度までの間において理事会を2回以上続けて欠席している者であることによることとする（なお、決議の省略を行った場合は、出席とみなして差し支えない）。</p> <p>(1) 社会福祉事業の経営に識見を有する者が選任されているか。 (2) 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者が選任されているか。 (3) 施設を設置している場合は、当該施設の管理者が選任されているか。</p> <p><着眼点> ○ 理事のうちには、「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」及び「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」が含まれている必要がある（法第44条第4項第1号、第2号）。また、施設を設置している法人は、施設経営の実態を法人運営に反映させるため、「施設の管理者」（注）が理事として選任されている必要がある（同項第3号）。</p>	<p>◎審査基準 第3-1-(1)、(3)、(4)、(5)、(6)</p> <p>第3 法人の組織運営</p> <p>1 役員等</p> <p>(1) 関係行政庁の職員が法人の評議員又は役員となることは法第61条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないで、差し控えること。ただし、社会福祉協議会にあっては、評議員又は役員の総数の5分の1の範囲内で関係行政庁の職員が、その評議員又は役員となっても差し支えないこと。</p> <p>(3) 実際に法人運営に参画できない者を、評議員又は役員として名目的に選任することは適当でないこと。</p> <p>(4) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、評議員又は役員として参加したりすることは適当でないこと。</p> <p>(5) 次に掲げる者は、評議員又は役員になることはできないこと（法40条第1項及び第44条第1項）。</p> <p>① 法人（同項第1号） ② 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第3号） ④ ③に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第4号） ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員（同項第5号）</p> <p>(6) 暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員又は役員となることはできないこと。</p> <p>◎社会福祉法 第44条（役員等の資格等）</p> <p>4 理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。</p> <p>一 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者 二 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者 三 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者</p>	<p>理事の選任手続における関係書類（履歴書等） 役員名簿 理事会及び評議員会の議事録等</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
(4) 理事長	1 理事長及び業務執行理事は理事会で選定されているか。	<p>(注)「施設の管理者」については、当該法人が複数の施設を設置している場合は、全ての施設の管理者を理事とする必要があるものではなく、施設の管理者のうち1名以上が理事に選任されていれば足りる。</p> <p>なお、この場合の「施設」とは、原則として、法第62条第1項の第1種社会福祉事業の経営のために設置した施設をいうが、第2種社会福祉事業であっても、保育所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等が法人が経営する事業の中核である場合には、当該事業所等は同様に取扱う。</p> <p>○ 「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」及び「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」については、法人において、それぞれ「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」及び「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」として適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではない。</p> <p>なお、「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」に関する審査要領第3の(3)の記載は例示であって、それらの者に限定されるものではなく、また、それらの者が必ず含まなければならないものではないことに留意する必要がある。</p> <p>(1) 理事会の決議で理事長を選定しているか。 (2) 業務執行理事の選定は理事会の決議で行われているか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 理事長は、法人の代表権（法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を対外的にする権限（法第45条の17第1項））を有するとともに、対内的に法人の業務を執行する権限も有する（法第45条の16第2項第1号）ものであり、理事会で理事の中から選定されなければならない（法第45条の13第3項）。</p> <p>なお、平成28年改正法の施行後においては、法律上、法人の代表権を有する者は理事長のみとされ、理事長の代表権を他の者に委任することはできない（理事長の職務代行者を定め、職務代行者名で法人の代表権を行使できることとする旨の定款の記載は無効である。）。また、法人の代表者の登記については、法に定める理事長以外の者を代表者として登記することはできないことにも留意する必要がある。</p> <p>○ 理事長の他に、理事の中から法人の業務を執行する理事（業務執行理事）を理事会で選定することができる（法第45条の16第2項第2号）。なお、業務執行理事は、法人の代表権を有さない（理事長の職務代理者として法人の対外的な業務を執行することはできず、業務を執行する場合には理事長名で行う）ことに留意する必要がある。</p>	<p>◎社会福祉法 第45条の13（理事会の権限等） 3 理事会は、理事の中から理事長1人を選定しなければならない。</p> <p>◎社会福祉法 第45条の16（理事の職務及び権限等） 2 次に掲げる理事は、社会福祉法人の業務を執行する。 一 理事長 二 理事長以外の理事であつて、理事会の決議によつて社会福祉法人の業務を執行する理事として選定されたもの</p>	定款 理事会の議事録

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
5 監事 (1) 定数	1 法に規定された員数が定款に定められ、その定款に定める員数を満たす選任がされているか。	<p>(1) 定款に定める員数が選任されているか。</p> <p>(2) 定員で定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しているか。</p> <p>(3) 欠員が生じていないか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成するとともに（法第45条の18第1項）、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、又は当該法人の業務及び財産の状況を調査することができ（同条第2項）、適正な法人運営の確保に関する重要な役割を担っている。</p> <p>監事の員数は、2人以上（法第44条第3項）の数を定款に定める。</p> <p>○ 定款に定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく補充しなければならない（法第45条の7）。</p> <p>○ 監事に定款で定めた員数の3分の1を超えない欠員がある場合は、法令に直接的に明記されているものではないが、監事の役割が十分に発揮できないおそれがあり、法人運営の観点から適当ではないことから、法人において欠員の補充のための検討や手続が進められているかを確認する。</p>	<p>◎社会福祉法 第44条（役員の資格等）</p> <p>3 理事は6人以上、監事は2人以上でなければならない。</p> <p>◎社会福祉法第45条の7第2項による第1項の準用（役員の欠員補充）</p> <p>理事のうち、定款で定めた理事の員数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、監事について準用する。</p>	定款 監事の選任に関する評議員会議事録 理事会の議事録
(2) 選任及び解任	1 法令及び定款に定める手続きにより選任又は解任されているか。	<p>(1) 評議員会の決議により選任されているか。</p> <p>(2) 評議員会に提出された監事の選任に関する議案は監事の過半数の同意を得ているか。</p> <p>(3) 監事の解任は評議員会の特別決議によっているか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 監事の選任は評議員会の決議（注1）により行うため（法第43条第1項）、評議員会の決議が適切になされていることを確認する。</p> <p>（注1）評議員会の決議については、3「評議員・評議員会」の（2）の2参照</p> <p>○ 理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事が理事の職務の執行（理事会の構成員として行う行為を含む。）を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、監事の過半数（注2）の同意を得なければならない（法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項）。</p> <p>（注2）「監事の過半数」については、在任する監事の過半数をいう。</p> <p>なお、理事会が提出する議案について監事の過半数の同意を得ていたことを証する書類は、各監事ごとに作成した同意書や監事の連名による同意書の他、監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録（当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印があるものに限る。）でも差し支えない。</p> <p>○ 法人と監事との関係は、評議員や理事と同様に、委任に関する規定に従う（法第38条）。そのため、評議員会により選任された者が就任を承諾す</p>	<p>◎社会福祉法 第43条（役員等の選任）</p> <p>役員及び会計監査人は、評議員会の決議によつて選任する。</p> <p>◎社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法 第72条第1項</p> <p>理事は、監事がある場合において、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事（監事が2人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない。</p> <p>◎社会福祉法 第45条の4（役員又は会計監査人の解任等）</p> <p>役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該役員を解任することができる。</p> <p>一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</p> <p>二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p> <p>◎社会福祉法 第45条の9（評議員会の運営）</p> <p>7 前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもつて行わなければならない。</p> <p>一 第45条の4第1項の評議員会（監事を解任する場合に限る。）</p> <p>◎社会福祉法第44条第1項により準用される法40条第1項</p> <p>次に掲げる者は、評議員となることができない。</p> <p>一 法人</p>	評議員会の議事録 評議員会の招集通知 評議員会の議題（及び議案）を決定した理事会の議事録 監事の選任に関する評議員会の議案についての監事の同意を証する書類 就任承諾書等

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	<p>2 監事となることができない者が選任されていないか。</p>	<p>ることで、その時点（承諾のときに監事の任期が開始していない場合は任期の開始時）から監事となる。なお、監事の選任の手續において、選任された者に対する委嘱状による委嘱を行うことが必要とされるものではないが、法人において、選任された者に委嘱状により監事に選任された旨を伝達するとともに、就任の意思の確認を行うことは差し支えない。</p> <p>○ 監事の解任については、評議員会の特別決議（注3）により行う（法第45条の4第1項、法第45条の9第7項第1号）。</p> <p>（注3）評議員会の特別決議については、3「評議員・評議員会」の（2）の2参照</p> <p>(1) 欠格事由を有する者が選任されていないか。</p> <p>(2) 評議員、理事又は職員を兼ねていないか。</p> <p>(3) 監事のうちに、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係にある者が含まれていないか。</p> <p>(4) 社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が役員総数の5分の1までとなっているか。</p> <p>(5) 実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていないか。</p> <p>(6) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に監事に就任していないか。</p> <p>(7) 暴力団員等の反社会勢力の者が選任されていないか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 監事は、適正な法人運営の確保に関する重要な役割を担っていることから、欠格事由（注1）が定められるとともに（法第44条第1項により準用される法第40条第1項）、理事の職務の執行を監査する役割を果たすため、理事又は職員を兼ねることはできないこと（法第44条第2項）、各役員と特殊の関係にある者（注2）が含まれてはならないこと、また、複数（2人以上）の監事がそれぞれ独立して職務を執行することから他の監事と特殊の関係にある者が含まれてはならないこと（法第44条第7項）が定められている。さらに、法人の高い公益性に鑑み、暴力団員等の反社会的勢力の者と関わりを持つてはならないものであり、評議員や理</p>	<p>二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>五 第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員</p> <p>六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者（第128条第1号二及び第3号において「暴力団員等」という。）</p> <p>◎社会福祉法 第40条（監事の職務）</p> <p>2 評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。</p> <p>◎社会福祉法 第44条（役員資格等）</p> <p>2 監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。</p> <p>7 監事のうちに、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。</p> <p>◎審査基準 第3-1-（1）、（3）、（4）、（5）、（6）</p> <p>第3 法人の組織運営</p> <p>1 役員等</p> <p>(1) 関係行政庁の職員が法人の評議員又は役員となることは法第61条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないこと、差し控えること。ただし、社会福祉協議会にあっては、評議員又は役員総数の5分の1の範囲内で関係行政庁の職員が、その評議員又は役員になつても差し支えないこと。</p> <p>(3) 実際に法人運営に参画できない者を、評議員又は役員として名目に選任することは適当でないこと。</p> <p>(4) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、評議員又は役員として参加したりすることは適当でないこと。</p> <p>(5) 次に掲げる者は、評議員又は役員になることはできないこと（法40条第1項及び第44条第1項）。</p> <p>① 法人（同項第1号）</p> <p>② 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は</p>	<p>監事の選任手續における書類（履歴書、誓約書等）役員名簿 理事会及び評議員会の議事録</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
		<p>事と同様に暴力団員等の反社会的勢力の者が監事になることはできない。 (注1) 欠格事由(監事となることができない者)は、評議員及び理事と同じく次のとおりである。</p> <p>① 法人</p> <p>② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>④ ③のほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員</p> <p>⑥ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない</p> <p>(注2) 各役員と特殊の関係にある者の範囲は次のとおりである。</p> <p>① 配偶者</p> <p>② 三親等以内の親族</p> <p>③ 厚生労働省令で定める者(規則第2条の11)</p> <p>i 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>ii 当該役員の使用人</p> <p>iii 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者</p> <p>iv ii又はiiiの配偶者</p> <p>v i～iiiの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者</p> <p>vi 当該理事が役員(注)若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員(同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限る。)(注)法人ではない団体の代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。viiにおいて同じ。</p> <p>vii 当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員(同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限る。)</p> <p>viii 他の社会福祉法人の理事又は職員(当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。)</p> <p>ix 次の団体の職員(国会議員又は地方議会の議員を除く。)(同一</p>	<p>法の規定に違反して刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者(同項第3号)</p> <p>④ ③に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者(同項第4号)</p> <p>⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員(同項第5号)</p> <p>(6) 暴力団員等の反社会勢力の者は、評議員又は役員となることはできないこと。</p>	

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
		<p>の団体の職員が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人 <p>※ 法人監査における確認事項ではないが、租税特別措置法第40条第1項の適用を受けるための条件となる特殊関係者の範囲については、上記（注2）と同一ではないため留意が必要。</p> <p>※ 法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う場合に、計算書類等を作成する立場にある者が当該計算書類等を監査するという自己点検に当たるため、これらの者を監事に選任することは適当ではないが、法律面や経営面のアドバイスのみを行う契約となっている顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士については、監事に選任することは可能である。</p> <p>○ 法人においては、監事の選任に当たり、欠格事由を有していないか、各役員（理事及び監事）と特殊の関係にある者が含まれていないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて確認を行う必要がある。確認方法としては、履歴書若しくは契約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法で差し支えないが、法人の判断により官公署が発行する書類により確認を行うことも考えられる。特に、欠格事由の②の確認方法としては、誓約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法で差し支えないが、必要に応じて法人の判断により医師の診断書等により確認することが考えられる。なお、成年被後見人又は被保佐人であることのみをもって当該欠格事由に当たるとすることはできないことに留意が必要である。</p> <p>○ 上記（注2）特殊の関係にある者の③のviに該当しない場合であっても、関係行政庁の職員が法人の監事となることは法第61条に、「国及び地方公共団体は法人の自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと」（第1項第2号）及び「法人が国及び地方公共団体に対して不当に管理的援助を求めないこと」（同項第3号）と規定し、公私分離の原則を定める趣旨に照らすと適当ではないことに所轄庁等関係行政庁は留意する必要がある。</p> <p>○ 社会福祉協議会については、公私の関係者の協力によって組織され運営されるものであることから、関係行政庁の職員が役員となることのみをもって不当な関与であるとはいえないが、役員総数（注3）の5分の1を超える割合を占める場合は不当な関与であると考えられるため、法により認められていない（法第109条第5項）。</p> <p>（注3）法第109条第5項は、役員総数に対する関係行政庁の職員である役員との割合について規定しており、役員、すなわち、理事と監事の合計数で判断されるものである。</p> <p>○ 上記の監事の役割の重要性に鑑みれば、実際に理事会に参加できない者や地方公共団体の長等の特定の公職にある者が名目的、慣例的に監事とし</p>		

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
	3 法に定める者が含まれているか。	<p>て選任され、その結果、理事会を欠席することとなることは適当ではないため、監事にこのような者がいないかを確認する。この場合の監事として不適当であると判断するための基準は、原則として、前年度から当該年度までの間及びその前年度において理事会を2回以上続けて欠席している者であることによることとする（なお、決議の省略を行った場合は、出席とみなして差し支えない）。</p> <p>(1) 社会福祉事業について識見を有する者及び財務管理について識見を有する者が含まれているか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 監事は、監査を行うに当たり、当該法人の業務及び財産の状況を確認するものであることから、「社会福祉事業について識見を有する者」(注1)及び「財務管理について識見を有する者」(注2)が含まれている必要がある(法第44条第5項)。</p> <p>○ 「社会福祉事業について識見を有する者」及び「財務管理について識見を有する者」については、法人において、それぞれ「社会福祉事業について識見を有する者」及び「財務管理について識見を有する者」として適正な手続きにより選任されている限り、制限を受けるものではない。</p> <p>(注1)「社会福祉事業について識見を有する者」についての審査要領の記載(第3の(2))は例示であって、それらの者に限定されるものではなく、また、それらの者が必ず含まれなければならないものでもない。</p> <p>(注2)「財務管理について識見を有する者」については、公認会計士又は税理士が望ましい(審査基準第3-4-(5))。また、社会福祉法人、公益法人や民間企業等において財務・経理を担当した経験を有する者など法人経営に専門的知見を有する者も考えられるが、これらの者に限られるものではない。</p>	<p>◎社会福祉法 第44条(役員の資格等)</p> <p>5 監事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。</p> <p>一 社会福祉事業について識見を有する者</p> <p>二 財務管理について識見を有する者</p>	<p>監事の選任手続における書類(履歴書等)</p> <p>役員名簿</p> <p>理事会及び評議員会の議事録</p>
(3) 職務・義務	1 法令に定めるところにより業務を行っているか。	<p>(1) 理事の職務の執行を監査し、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しているか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成しなければならない(法第45条の18第1項)。毎会計年度の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令に定めるところにより、監事の監査を受けなければならない(法第45条の28(※))、計算書類及びその附属明細書(計算関係書類(規則第2条の26第1項))の監査と、事業報告及びその附属明細書(以下「事業報告等」という。)の監査について、それぞれ監査報告の内容及びその作成等の手続に関する規定が法及び規則に設けられている。</p>	<p>◎社会福祉法 第45条の18(監事)</p> <p>監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。</p> <p>◎社会福祉法 第45条の28(計算書類等の監査等)</p> <p>前条第2項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、会計監査人設置社会福祉法人においては、次の各号に掲げるものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める者の監査を受けなければならない。</p> <p>一 前条第2項の計算書類及びその附属明細書 監事及び会計監査人</p> <p>二 前条第2項の事業報告及びその附属明細書 監事</p> <p>◎社会福祉法施行規則 第2条の26(計算関係書類の監査)</p>	<p>監査報告</p> <p>監査報告の内容の通知文書</p>

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
		<p>※規則第2条の40第2項において財産目録の承認手続についても当該条項が準用される。</p> <p>○ 監事の監査については、計算関係書類の監査と事業報告等の監査のそれぞれについて、監査報告の内容を理事等に通知する監事（特定監事）を定めることができる（この監事を定めない場合は、全ての監事が通知を行うこととなる。規則第2条の28、第2条の34、第2条の37）。</p> <p>○ 計算関係書類の監査については、会計監査人設置法人では、計算関係書類に係る会計監査人の会計監査報告があることを前提として監事の監査が行われるため、会計監査人設置法人と会計監査人非設置法人とで監査の内容は異なることとなる。</p> <p>○ 会計監査人非設置法人の計算関係書類についての監査報告の内容及び手続は、次のとおり定められている（規則第2条の27、第2条の28）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査報告の内容は次のとおり（規則第2条の27） <ol style="list-style-type: none"> ① 監事の監査の方法及びその内容 ② 計算関係書類が当該法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見 ③ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由 ④ 追記情報 <ol style="list-style-type: none"> i 会計方針の変更 ii 重要な偶発事象 iii 重要な後発事象のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容の強調する必要がある事項（規則第2条の27第2項） ⑤ 監査報告を作成した日 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定監事（注1）は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事（注2）に対し、計算関係書類についての監査報告の内容を通知しなければならない（規則第2条の28第1項）。 <ol style="list-style-type: none"> ① 計算書類の全部を受領した日から4週間を経過した日 ② 計算書類の附属明細書を受領した日から1週間を経過した日 ③ 特定理事及び特定監事が合意により定めた日（合意がある場合） <p>（注1）計算関係書類についての監査報告の内容を通知すべき監事を定めたときはその監事、定めていない場合は全ての監事をいう（規則第2条の28第5項）。</p> <p>（注2）計算関係書類についての監査報告の通知を受ける理事を定めた場合は当該理事、定めていない場合は計算関係書類の作成に関する職務を行った理事をいう（規則第2条の28第4項）。</p> <p>○ 会計監査人設置法人の計算関係書類についての監査報告の内容及び手続は、次のとおり定められている（規則第2条の31及び第2条の34）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査報告の内容は次のとおりである（規則第2条の31）。 	<p>法第45条の28第1項及び第2項の規定による監査（計算関係書類（各会計年度に係るものに限る。以下この条から第2条の34までにおいて同じ。）に係るものに限る。以下同じ。）については、この条から第2条の34までに定めるところによる。</p> <p>2 前項に規定する監査には、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する監査のほか、計算関係書類に表示された情報と計算関係書類に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含むものとする。</p> <p>◎社会福祉法施行規則 第2条の27（監査報告の内容）</p> <p>監事（会計監査人設置社会福祉法人（法第31条第4項に規定する会計監査人設置社会福祉法人をいう。以下同じ。）の監事を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 監事の監査の方法及びその内容 二 計算関係書類が当該社会福祉法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見 三 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由 四 追記情報 五 監査報告を作成した日 <p>2 前項第4号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 会計方針の変更 二 重要な偶発事象 三 重要な後発事象 <p>◎社会福祉法施行規則 第2条の28（監査報告の通知期限等）</p> <p>特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、計算関係書類についての監査報告の内容を通知しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 当該計算関係書類のうち計算書類の全部を受領した日から4週間を経過した日 二 当該計算関係書類のうち計算書類の附属明細書を受領した日から1週間を経過した日 三 特定理事及び特定監事が合意により定めた日があるときは、その日 <p>2 計算関係書類については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監事の監査を受けたものとみなす。</p> <p>4 第1項及び第2項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 第1項の規定による通知を受ける理事を定めた場合当該通知を受ける理 	

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
		<p>① 監事の監査の方法及びその内容</p> <p>② 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由（会計監査報告を期限までに受領していない場合はその旨）</p> <p>③ 重要な後発事象（会計監査報告の内容となっているものを除く。）</p> <p>④ 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項</p> <p>⑤ 監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由</p> <p>⑥ 監査報告を作成した日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定監事（注3）は、次に掲げる日のうちいずれか遅い日までに、特定理事（注4）及び会計監査人に対し、計算関係書類についての監査報告の内容を通知しなければならない（規則第2条の3第4第1項）。 <ul style="list-style-type: none"> ① 会計監査報告を受領した日から1週間を経過した日 ② 特定理事及び特定監事が合意により定めた日（合意がある場合） （注3）計算関係書類についての会計監査報告の内容を通知すべき監事を定めたときはその監事、定めていない場合は全ての監事をいう（規則第2条の3第5項）。 <ul style="list-style-type: none"> （注4）計算関係書類についての監査報告の通知を受ける理事を定めた場合は当該理事、定めていない場合は計算関係書類の作成に関する職務を行った理事をいう（規則第2条の3第4第4項）。 <p>○ 事業報告等に係る監査については、次のとおり定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査報告等の内容は次のとおり規定されている（規則第2条の3第6）。 <ul style="list-style-type: none"> ① 監事の監査の方法及びその内容 ② 事業報告等が法令又は定款に従い当該社会福祉法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見 ③ 当該法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実 ④ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由 ⑤ 監査に関連する内部管理体制に関する決定又は決議がある場合に、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由 ⑥ 監査報告を作成した日 ・ 特定監事（注5）は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事（注6）に対し、事業報告等についての監査報告の内容を通知しなければならない（規則第2条の3第7第1項）。 <ul style="list-style-type: none"> ① 事業報告を受領した日から4週間を経過した日 ② 事業報告の附属明細書を受領した日から1週間を経過した日 ③ 特定理事及び特定監事が合意により定めた日（合意がある場合） （注5）事業報告等の内容を通知すべき監事を定めたときはその監事、定めていない場合は全ての監事をいう（規則第2条の3第7第5項）。 	<p>事として定められた理事</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行った理事</p> <p>5 第1項及び第3項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。</p> <p>一 第1項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めたとき当該通知をすべき監事として定められた監事</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合全ての監事</p> <p>◎社会福祉法施行規則 第2条の31（会計監査人設置社会福祉法人の監事の監査報告の内容）</p> <p>会計監査人設置社会福祉法人の監事は、計算関係書類及び会計監査報告（次条第3項に規定する場合にあつては、計算関係書類）を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。</p> <p>一 監事の監査の方法及びその内容</p> <p>二 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由（次条第3項に規定する場合にあつては、会計監査報告を受領していない旨）</p> <p>三 重要な後発事象（会計監査報告の内容となつているものを除く。）</p> <p>四 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項</p> <p>五 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由</p> <p>六 監査報告を作成した日</p> <p>◎社会福祉法施行規則 第2条の34（会計監査人設置社会福祉法人の監事の監査報告の通知期限）</p> <p>会計監査人設置社会福祉法人の特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事及び会計監査人に対し、計算関係書類に係る監査報告の内容を通知しなければならない。</p> <p>一 会計監査報告を受領した日（第2条の3第3項に規定する場合にあつては、同項の規定により監査を受けたものとみなされた日）から一週間を経過した日</p> <p>二 特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日</p> <p>2 計算関係書類については、特定理事及び会計監査人が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第1項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監事の監査を受けたものとみなす。</p> <p>◎社会福祉法施行規則 第2条の35（事業報告等の監査）</p> <p>法第45条の2第8第1項及び第2項の規定による監査（事業報告及びその附属明細書に係るものに限る。次条及び第2条の37において同じ。）については、次条及び第2条の37に定めるところによる。</p> <p>◎社会福祉法施行規則 第2条の36（監査報告の内容）</p>	

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
		<p>(注6) 事業報告等の監査報告の通知を受ける理事を定めた場合は当該理事、定めていない場合は事業報告及びその附属明細書の作成に関する職務を行った理事をいう（規則第2条の37第4項）。</p> <p>(2) 理事会への出席義務を履行しているか。</p> <p><着眼点> ○ 監事は、理事の職務の執行を監査する役割を有し、毎年度の監査報告の作成の義務を負うとともに、次の義務を負う（法第45条の18第3項に</p>	<p>監事は、事業報告及びその附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 監事の監査の方法及びその内容 二 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該社会福祉法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見 三 当該社会福祉法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があつたときは、その事実 四 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由 五 第2条の25第2項第2号に掲げる事項（監査の範囲に属さないものを除く。）がある場合において、当該事項の内容が相当でないとき、その旨及びその理由 六 監査報告を作成した日 <p>◎社会福祉法施行規則 第2条の37（監査報告の通知期限等）</p> <p>特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、事業報告及びその附属明細書についての監査報告の内容を通知しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 当該事業報告を受領した日から四週間を経過した日 二 当該事業報告の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日 三 特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日 <p>2 事業報告及びその附属明細書については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第1項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、事業報告及びその附属明細書については、監事の監査を受けたものとみなす。</p> <p>4 第1項及び第2項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 第1項の規定による通知を受ける理事を定めた場合当該通知を受ける理事として定められた理事 二 前号に掲げる場合以外の場合事業報告及びその附属明細書の作成に関する職務を行った理事 <p>5 第1項及び第3項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 第1項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めたとき当該通知をすべき監事として定められた監事 二 前号に掲げる場合以外の場合全ての監事 <p>◎社会福祉法第45条の18第3項により準用される一般法人法 第100条</p> <p>監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事（理事会設置一般</p>	<p>理事会の議事録</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
<p>6 理事会 (1) 審議状況</p>	<p>1 理事会は法令及び定款の定めに従って開催されているか。</p>	<p>より準用される一般法人法第100条から第102条まで)。 ① 理事の不正の行為がある若しくは当該行為をするおそれがあると認められる場合、又は法令、定款違反の事実若しくは著しく不当な事実があると認める場合は、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。 ② 理事会に出席し、必要がある場合には意見を述べなければならないこと。 ③ 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査すること。この場合、法令違反等の事実があると認めるときはその調査結果を評議員会に報告すること。 ○ 上記の①及び③は監査報告の記載内容である。</p> <p>(1) 権限を有する者が招集しているか。 (2) 各理事及び各監事に対して、期限までに招集の通知をしているか。 (3) 招集通知の省略は、理事及び監事の全員の同意により行われているか。</p> <p><着眼点> ○ 理事会は、各理事（理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事）が招集することとされている（法第45条の14第1項）。また、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その他の理事は招集権者である理事に対して、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができ（同条第2項）、当該請求があった場合には、請求日から5日以内に、理事会の招集通知（請求日から2週間以内の日に理事会を開催するものである必要がある。）が発せられない場合には、その請求をした理事が理事会を招集することができる（同条第3項）。 ○ 理事会の招集する者は、理事会の日の1週間（中7日間）又は定款においてこれを下回るものとして定めた期間以上前までに、各理事及び各監事に対してその通知を发出しなければならない（法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第1項）。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集通知を发出せずに理事会を開催することができる（法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第2項）。 なお、理事会の招集通知は、各監事（監事の全員）に対しても发出しなければならないことに留意する必要がある。</p>	<p>社団法人にあっては、理事会）に報告しなければならない。 ◎社会福祉法第45条の18第3項により準用される一般法人法 第101条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。 2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事（第93条第1項ただし書に規定する場合にあっては、招集権者）に対し、理事会の招集を請求することができる。 3 前項の規定による請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。 ◎社会福祉法第45条の18第3項により準用される一般法人法 第102条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他厚生労働省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。</p> <p>◎社会福祉法 第45条の14（理事会の運営） 理事会は、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事が招集する。 ◎社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般法人法 第94条第1項、第2項 理事会を招集する者は、理事会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p>	<p>理事会の招集通知 理事会の議事録 招集通知を省略した場合の理事及び監事の全員の同意を証する書類</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	<p>2 理事会の決議は、法令及び定款に定めるところにより行われているか。</p>	<p>(1) 決議に必要な数の理事が出席し、必要な数の賛成をもって行われているか。</p> <p>(2) 決議が必要な事項について、決議が行われているか。</p> <p>(3) 決議について特別の利害関係を有する理事が決議に加わっていないか。</p> <p>(4) 理事会で評議員の選任又は解任の決議が行われていないか。</p> <p>(5) 書面による議決権の行使が行われていないか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 理事会の決議は、必要な数以上の理事が出席し、必要な数の賛成をもって行われる必要がある（法第45条の14第4項、第5項）。</p> <p>法律上、決議に必要な出席者数（定足数）は議決に加わることのできる理事の過半数であり、決議に必要な賛成数は出席した理事の過半数であるが、定足数及び賛成数は定款の相対的記載事項であり、定款に過半数を超える割合を定めた場合には、その割合となる。なお、定款においては、特定の議案に関する決議について、過半数を超える割合とすることを定めることもできる。</p> <p>○ 次の事項については、理事会の決議を要する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定 ・ 理事長及び業務執行理事の選定及び解職 ・ 重要な役割を担う職員の選任及び解任 ・ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止 ・ 内部管理体制の整備（特定社会福祉法人のみ） ・ 競業及び利益相反取引の承認 ・ 計算書類及び事業報告等の承認 ・ 役員、会計監査人の責任の一部免除（定款に定めがある場合に限る。） ・ 役員、会計監査人に対する補償契約及び役員、会計監査人のために締結される保険契約の内容の決定 ・ その他重要な業務執行の決定（理事長等に委任されていない業務執行の決定） <p>○ 理事会の決議には、決議に特別の利害関係（注1）を有する理事が加わることができない（法第45条の14第5項）。理事会の決議に特別の利害関係を有している理事が加わっていないかについての確認は法人において行われる必要がある。</p> <p>（注1）「特別の利害関係」とは、理事が、その決議について、法人に対する忠実義務（法第45条の16第1項）を履行することが困難と認められる利害関係を意味するものであり、「特別の利害関係」があるとされる場合としては、理事の競業取引（注2）や利益相反取引（注3）の承認（法第45条の16第4項により準用される一般法人法第84条第1項）や理事の損害賠償責任の一部免除の決議（法第45条の20第4項により準用される一般法人法第114条第1項（法人の定款に規定がある場合に限る。））等の場合がある。</p>	<p>◎社会福祉法 第45条の14（理事会の運営）</p> <p>4 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）をもって行う。</p> <p>5 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。</p>	<p>定款 理事会議事録 理事の職務の執行に関する規程 理事全員の同意の意思表示及び監事が異議を述べていないことを示す書面又は電磁的記録</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	<p>3 理事への権限の委任は適切に行われているか。</p>	<p>(注2) 理事が自己又は第三者のために当該法人の事業に属する取引を行うこと</p> <p>(注3) 理事が自己又は第三者のために法人と取引を行うこと</p> <p>○ 理事若しくは理事会が評議員を選任若しくは解任する旨の定款の定めは効力を有しない(法第31条第5項)。</p> <p>○ 平成28年改正法施行前は、定款に定めることにより、欠席した理事の書面による議決権の行使(書面議決)が認められていたが、平成28年改正法の施行後は、理事会における議決は対面(テレビ会議等によることを含む。)により行うこととされており、書面議決の方法によることはできなくなっている。書面による議決権の行使がなされた場合にはその取扱いを是正する必要がある。</p> <p>○ 理事会の議案について、理事の全員の事前の同意の意思表示がある場合には理事会の議決を省略することは認められているため、定款において決議の省略の定めがある場合には、理事の全員の事前の同意の意思表示により、当該議案について理事会の決議があったとみなされる(法第45条の14第9項により準用される一般法人法第96条)。この場合には、理事会の決議が省略されたことが理事会議事録の記載事項となり(規則第2条の17第4項第1号)、理事の全員の意思表示を記す書面又は電磁的記録は、決議があったとみなされた日から10年間主たる事務所に備え置かなければならない(法第45条の15第1項)。また、当該提案について監事が異議を述べたときは決議要件を満たさないため、監事からも事前に異議を述べていないことを示す書面等を徴する等、確認を行う必要がある。</p> <p>(1) 理事に委任できない事項が理事に委任されていないか。</p> <p>(2) 理事に委任される範囲が明確になっているか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 理事会の権限である法人の業務執行の決定(法第45条の13第2項第1号)を、理事長等に委任することはできるが、法人運営に関する重要な事項及び理事(特に理事長や業務執行理事)の職務の執行の監督に必要な事項(注1)等については、理事会で決定されなければならない、理事長等にその権限を委任することはできない(法第45条の13第4項)。また、理事へ権限を委任する際は、その責任の所在を明らかにするため、委任する権限の内容を明確にすべきである。</p> <p>なお、理事会の権限の理事への委任は、理事会で定める規程あるいは個別の決議によって行うことができ、法令上、必ずしも規程によらなければならないわけではないが、権限の明確化のため、規程等で定めるべきである。</p> <p>(注1) 理事に委任することができない事項(法第45条の13第4項各号)</p> <p>①重要な財産の処分及び譲受け、②多額の借財、③重要な役割を担う職員の選任及び解任、④従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止、⑤内部管理体制の整備、⑥役員等の損害賠償責任の一部免除</p>	<p>◎社会福祉法 第45条の13(理事会の権限等)</p> <p>4 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。</p> <p>一 重要な財産の処分及び譲受け</p> <p>二 多額の借財</p> <p>三 重要な役割を担う職員の選任及び解任</p> <p>四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止</p> <p>五 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備</p> <p>六 第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項の規定による定款の定めに基づく第45条の20第1項の責任の免除</p>	<p>理事会の議事録 理事に委任する事項を定める規程等</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	<p>4 法令又は定款に定めるところにより、理事長等が、職務の執行状況について、理事会に報告をしているか。</p>	<p>○ なお、理事に委任することができない上記事項のうち、①「重要」な財産、②「多額」の借財、③「重要な役割」を担う職員、④「重要な組織」の範囲については、法人が実施する事業の内容や規模等に応じて、法人の判断として理事会で決定されるべきものであるが、理事に委任されている範囲を明確にするため、金額、役職又は役割、組織が行う業務等を具体的に決定すべきである。</p> <p>(1) 実際に開催された理事会において、必要な回数以上報告がされているか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 理事長及び業務執行理事は、理事会（注1）において、3か月に1回以上職務の執行状況についての報告をする。なお、この報告の回数は定款の相対的記載事項であり、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上（注2）とすることができる（法第45条の16第3項）。</p> <p>（注1）この報告は、実際に開催された理事会（決議の省略によらない理事会）において行わなければならない。</p> <p>（注2）定款で理事長及び業務執行理事の報告を「毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上」と定めた場合、同一の会計年度の中では理事会の間隔が4か月を超えている必要があるが、会計年度をまたいだ場合、前回理事会から4か月を超える間隔が空いていなくても差し支えない。例えば、定款の定めに基づき、理事会を毎会計年度6月と3月に開催している場合、3月の理事会と6月の理事会との間隔は4か月を超えるものではないが、会計年度をまたいでいるため、当該間隔が4か月を超えていなくても差し支えない。</p> <p>なお、理事の理事会への報告事項については、理事及び監事の全員に当該事項を通知したときは、当該事項の理事会への報告を要しない（法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条第1項）。例えば、同条第1項の規定により報告を省略できるものとしては、競業又は利益相反取引をした理事の当該取引に関する報告（法第45条の16第4項により準用される一般法人法第92条第2項）がある。もともと、上記の理事長及び業務執行理事による職務の執行状況の定期的な報告については、この規定は適用されず（同条第2項）、必ず実際に開催された理事会において報告を行う必要がある。</p>	<p>◎社会福祉法 第45条の16（理事の職務及び権限等）</p> <p>3 前項各号に掲げる理事は、3月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。ただし、定款で毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない。</p>	<p>定款 理事会の議事録</p>
(2) 記録	<p>1 法令で定めるところにより議事録が作成され、保存されているか。</p>	<p>(1) 法令で定めるところにより議事録が作成されているか。</p> <p>(2) 議事録には、法令又は定款で定める議事録署名人が署名又は記名押印がされているか。</p> <p>(3) 議事録が電磁的記録で作成されている場合、必要な措置をしているか。</p> <p>(4) 議事録又は同意の意思表示の書面等を主たる事務所に必要な期間備置しているか。</p>	<p>◎社会福祉法 第45条の14（理事会の運営）</p> <p>6 理事会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事（定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した理事長とする旨の定めがある場合にあっては、当該理事長）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。</p>	<p>定款 議事録 理事全員の同意の意思表示を記した書類</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
		<p><着眼点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 理事会は、法人の業務執行の決定等を決議により行う重要な機関であり、その決議の内容については、適切に記録される必要があるため、法令により議事録の内容及び作成手続が定められている。 ○ 議事録の記載事項は、次のとおりである（規則第2条の17第3項）。 <ul style="list-style-type: none"> ① 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法（例：テレビ会議）を含む。） ② 理事会が次に掲げるいずれかに該当するときは、その旨 <ul style="list-style-type: none"> i 招集権者以外の理事が招集を請求したことにより招集されたもの（法第45条の14第2項） ii 招集権者以外の理事が招集したもの（法第45条の14第3項） iii 監事が招集を請求したことにより招集されたもの（法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条第2項） iv 監事が招集したもの（法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条第3項） ③ 理事会の議事の経過の要領及びその結果 なお、理事会の決議に参加した理事であつて、議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定される（法第45条の14第8項）ことから、議事録においては、決議に関する各理事の賛否について正確に記録される必要がある。 ④ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名 ⑤ 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要 <ul style="list-style-type: none"> i 競業又は利益相反取引を行った理事による報告（法第45条の16第4項により準用される一般法人法第92条第2項） ii 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときの監事の報告（法第45条の18第3項により準用される一般法人法第100条） iii 理事会において、監事が必要があると認めた場合に行う監事の意見（法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条第1項） iv 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事による報告（法第45条の22の2により準用される一般法人法第118条の2第4項） ⑥ 理事長が定款の定めにより議事録署名人とされている場合（法第45条の14第6項）の、理事長以外の出席した理事の氏名 ⑦ 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称（監査法人の場合） ⑧ 議長の氏名（議長が存する場合） 	<p>7 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、厚生労働省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。</p> <p>◎社会福祉法 第45条の15（議事録等）</p> <p>社会福祉法人は、理事会の日（前条第9項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の規定により理事会の決議があつたものとみなされた日を含む。）から十年間、前条第6項の議事録又は同条第9項において準用する同法第96条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録（以下この条において「議事録等」という。）をその主たる事務所に備え置かなければならない。</p>	

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
(3) 債権債務の状況	1 借入は、適正に行われているか。	<p>○ 理事全員の同意により理事会の決議を省略した場合（法第45条の14第9項により準用される一般法人法第96条）は、理事会において実際の決議があったものではないが、次の事項を議事録に記載する（規則第2条の17第4項第1号）。</p> <p>① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容 ② ①の事項の提案をした理事の氏名 ③ 理事会の決議があったものとみなされた日 ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名</p> <p>○ 理事、監事及び会計監査人が、理事会への報告事項について報告を要しないこととされた場合（法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条第1項）は、理事会において実際に報告があったものではないが、次の事項を議事録に記載する（規則第2条の17第4項第2号）。</p> <p>① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容 ② 理事会への報告を要しないものとされた日 ③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名</p> <p>○ 議事録については、その真正性を確保するため、出席者の署名又は記名押印に関する規定が設けられている。法律上、出席した理事及び監事全員の署名又は記名押印が必要とされているが、議事録署名人の範囲は定款の相対的記載事項であり、定款に定めることにより、理事全員ではなく理事長のみの署名又は記名押印で足りることとなる（法第45条の14第6項）。なお、議事録は、書面又は電磁的記録により作成する（規則第2条の17第2項）が、電磁的記録により作成する場合には、署名又は記名押印の代わりに電子署名をすること（規則第2条の18第1項第1号、第2項）が必要である。</p> <p>○ 理事会は、法人の業務執行の決定等の法人運営に関する重要な決定を行うものであり、評議員や債権者が閲覧等を行えるようにするため、議事録については、理事会の日から10年間、書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置く必要があり、また、理事会の議決を省略した場合（(1)の2参照）には、理事全員の同意の意思表示を記載若しくは記録した書面又は電磁的記録を、理事会の決議があったものとみなされた日から10年間、主たる事務所に備え置く必要がある（法第45条の15第1項）。</p> <p>(1) 借入（多額の借財に限る。）は、理事会の決議を受けて行われているか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 多額の借財については、法人の経営に影響を与えるおそれがあるため、理事会が理事長等の理事に委任することができない（法第45条の13第4項第2号）こととされており、これに該当する場合は、理事会の議決がなければ行うことができない。多額の借財の範囲は、理事会が理事長等の理事に委任する範囲として、専決規程（注）等において明確に定めるべきものである（定款例第24条参照）。</p>	<p>◎（参考）社会福祉法 第45条の13（理事会の権限等）</p> <p>4 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。</p> <p>二 多額の借財</p>	<p>定款 理事会の議事録 借入金明細書（計算書類の附属明細書） 専決規程等 理事長による決裁文書</p>

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
7 会計監査人	1 会計監査人は定款の定めにより設置されているか。	<p>(注) 定款例第24条においては、「日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告する」とされており、法人において定款にこの規定を設ける場合には、「理事会が定めるもの」として専決規程等の規程を定めることとなる。なお、理事会において、専決規程等理事に委任する範囲を定めない場合には、全ての借入れに理事会の決議が必要となる。</p> <p>(1) 特定社会福祉法人が、会計監査人の設置を定款に定めているか。 (2) 会計監査人の設置を定款に定めた法人が、会計監査人を設置しているか。 (3) 会計監査人が欠けた場合、遅滞なく会計監査人を選任しているか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 法人は定款の定めによって、会計監査人を設置することができる(法第36条第2項)。定款に会計監査人を設置することを定めた法人(会計監査人設置法人)は、会計監査人を設置しなければならない。</p> <p>○ 法人の経営組織のガバナンスの強化、財務規律の強化の観点から、特定社会福祉法人(2「内部管理体制」参照)は会計監査人の設置が義務付けられており(法第37条)、定款に会計監査人の設置について定めなければならない。</p> <p>また、設置義務がない法人も定款の定めにより会計監査人を設置ことができ(法第36条第2項)、会計監査人の選任手続や職務内容等は設置義務の有無にかかわらず同一であること。</p> <p>○ 会計監査人は、法人の計算書類及びその附属明細書(計算関係書類)の監査を通じ、財務会計面から法人の適正な運営を確保する役割を有している。そのため、会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた定款の員数が欠けた場合に、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない(法第45条の6第3項)。また、会計監査人は、いつでも会計帳簿の閲覧等や法人の理事又は職員に対して会計に関する報告を求めることができ(法第45条の19第3項)、その職務を行うために必要があるときは、法人の業務及び財産の状況を調査することができる(同条第4項)ように、決算時に計算関係書類の監査を行うだけでなく、会計年度を通じて、法人の計算関係書類の信頼性の確保のために必要な対応を行うものであることから、会計監査人設置法人は、会計監査人が欠けた場合には、遅滞なく会計監査人を選任すべきである。</p> <p>なお、会計監査人の設置義務がない法人であっても、定款に会計監査人を設置することを定めている場合は、会計監査人が欠けた場合には、遅滞なく補充しなければならない。</p>	<p>◎社会福祉法 第36条(機関の設置)</p> <p>2 社会福祉法人は、定款の定めによつて、会計監査人を置くことができる。</p> <p>◎社会福祉法 第37条(会計監査人の設置義務)</p> <p>特定社会福祉法人(その事業の規模が政令で定める基準を超える社会福祉法人をいう。第46条の5第3項において同じ。)は、会計監査人を置かなければならない。</p> <p>◎社会福祉法施行令 第13条の3(特定社会福祉法人等の基準)</p> <p>法第37条及び第45条の13第5項の政令で定める基準を超える社会福祉法人は、次の各号のいずれかに該当する社会福祉法人とする。</p> <p>一 最終会計年度(各会計年度に係る法第45条の27第2項に規定する計算書類につき法第45条の30第2項の承認(法第45条の31前段に規定する場合にあつては、法第45条の28第3項の承認)を受けた場合における当該各会計年度のうち最も遅いものをいう。以下この条において同じ。)に係る法第45条の30第2項の承認を受けた収支計算書(法第45条の31前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定時評議員会に報告された収支計算書)に基づいて最終会計年度における社会福祉事業並びに法第26条第1項に規定する公益事業及び同項に規定する収益事業による経常的な収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額が30億円を超えること。</p> <p>二 最終会計年度に係る法第45条の30第2項の承認を受けた貸借対照表(法第45条の31前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定時評議員会に報告された貸借対照表とし、社会福祉法人の成立後最初の定時評議員会までの間においては、法第45条の27第1項の貸借対照表とする。)の負債の部に計上した額の合計額が六十億円を超えること。</p> <p>◎(参考)社会福祉法 第45条の6(役員等に欠員が生じた場合の措置)</p> <p>3 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。</p>	借入契約書等 定款 会計監査人の選任に関して検討を行った理事会の議事録等

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	<p>2 法令に定めるところにより選任されているか。</p>	<p>(1) 評議員会の決議により適切に選任等がされているか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 会計監査人の設置を定款に定めた法人は、会計監査人として、公認会計士又は監査法人を評議員会において選任する（法第43条第1項、法第45条の2第1項）。</p> <p>○ 評議員会で会計監査人の選任を行う際は、理事会が特定の公認会計士又は監査法人を会計監査人候補者として、会計監査人の選任に関する議案を評議員会に提出することとなる。会計監査人候補者の選定を行うに当たっては、会計監査人が、中立・公正な立場から法人の会計監査を行うものであることから、その業務の性質上、入札により最低価格を提示したことをのみを選定の基準とすることは適当ではなく、通常の契約ルールとは別に、複数の公認会計士等から提案書等入手し、法人において選定基準を作成し、提案内容について比較検討の上、選任する等の方法をとることが適当である。</p> <p>なお、会計監査人候補者の選定に当たっては、公認会計士法（昭和23年法律第103号）の規定により、計算書類の監査を行うことができない者（注1）は会計監査人となることができない（法第45条の2第3項）ことから、このような者でないかを確認する必要がある。</p> <p>（注1）公認会計士法の規定により計算書類の監査を行うことができない者には次の場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公認会計士又はその配偶者が、当該法人の役員、これに準ずるもの若しくは財務に関する事務の責任ある担当者である、又は過去1年以内にこれらの者であった場合（公認会計士法第24条第1項第1号） ・ 税務顧問に就任している公認会計士又はその配偶者が、被監査法人から当該業務により継続的な報酬を受けている場合（公認会計士法第24条第1項第3号、同施行令第7条第1項第6号） <p>○ 評議員会に提出された会計監査人の選任等及び解任並びに再任しない（注2）ことに関する議案については、監事の過半数をもって決定する必要がある（法第43条第3項により準用される一般法人法第73条第1項）。</p> <p>（注2）会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までである（法第45条の3第1項）が、その定時評議員会において会計監査人を再任しないと決議がなされなかったときは当該定時評議員会において再任されたものとみなされる（同条第2項）。そのため、会計監査人を再任しない場合には、会計監査人を再任しないことに関する議案を提出する必要がある。</p>	<p>◎社会福祉法 第43条（役員等の選任） 役員及び会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。</p> <p>◎社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法 第73条第1項 監事設置一般社団法人においては、評議員会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事の過半数をもって決定する。</p>	<p>評議員会の議事録 理事会の議事録 監事の過半数の同意を証する書類（理事会の議事録に記載がない場合） 会計監査人候補者の選定に関する書類</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	<p>2 理事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。</p> <p>3 監事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。</p>	<p>準用される一般法人法第196条) ことから、定款の規定を確認する。なお、無報酬とする場合には、その旨を定款で定める必要がある。また、評議員の報酬等の支給基準を定めるが、定款と別に支給基準を定め、評議員会の承認を得たことにより、定款の定めが不要とはなるわけではないことに留意する必要がある。</p> <p>○ 評議員の報酬等の額に係る定款の規定は所轄庁の認可事項であり、定款に定められていないことは想定されない。</p> <p>(1) 理事の報酬等の額が定款又は評議員会の決議によって定められているか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 理事の報酬等の額は、定款にその額を定めていない場合には、評議員会の決議によって定める(法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条) ことから、定款に理事の報酬等の額の定めがない場合には、評議員会の決議によって定められているかを確認する。なお、理事の報酬等について、定款にその額を定めていない場合であって、その報酬について無報酬とする場合には、評議員会で無報酬であることを決議する必要がある。</p> <p>(1) 監事の報酬等が定款又は評議員会の決議によって定めているか。</p> <p>(2) 定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議によって定められているか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 監事の報酬等の額は、理事の報酬等と同様に、定款にその額を定めていない場合には、評議員会の決議によって定める(法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第1項) ことから、定款に監事の報酬等の額の定めがない場合には、評議員会の決議によって定められているかを確認する。なお、監事の報酬等について定款にその額を定めていない場合で、無報酬である場合には、評議員会で無報酬であることを決議する必要がある。</p> <p>○ 定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているとき(注)は、その具体的な配分は、監事の協議により定める(法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第2項)。この監事の協議は全員一致の決定による必要があるため、監事的全員一致の決定により具体的な配分がなされているかを確認する。</p> <p>なお、この場合の具体的な配分の協議については、手続や記録に関する規定はないが、報酬等は客観的根拠に基づいて支給されるべきものであり、法人又は監事において、監事的全員一致による決定が行われたこと及</p>	<p>◎社会福祉法第45条の16第4項により準用される一般法人法 第89条 理事の報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として一般社団法人等から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。)は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。</p> <p>◎社会福祉法第45条の18第3項により準用される一般法人法 第105条第1項、第2項 監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。</p> <p>2 監事が2人以上ある場合において、各監事の報酬等について定款の定め又は評議員会の決議がないときは、当該報酬等は、前項の報酬等の範囲内において、監事の協議によって定める。</p>	<p>定款 評議員会の議事録</p> <p>定款 評議員会の議事録 監事の報酬等の具体的な配分の決定が行われたこと及びその決定内容を記録した書類</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
(2) 報酬等支給基準	4 会計監査人の報酬等 が法令に定めるところにより定められているか。	<p>びその決定内容を記載・記録した書類を作成すべきである。</p> <p>(注) 監事の報酬等の支給基準が評議員会の承認を受けて定められている場合には、監事の報酬等の具体的な配分について評議員会の決議があったものとして、改めて監事の協議により、具体的な配分を決定する必要はない。</p> <p>(1) 会計監査人の報酬等を定める場合に、監事の過半数の同意を得ているか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 会計監査人の報酬等については、評議員や役員と異なり、法令上定款又は評議員会の決議で定めることとはされておらず、法人の業務執行に関するものとして、監事の過半数の同意を得て、理事会又は理事会から委任を受けた理事が定めることとなる(法第45条の19第6項により準用される一般法人法第110条)。</p> <p>なお、理事会の議事録において、会計監査人の報酬等を定める際に監事の過半数の同意を得ている旨の記載があり、かつ、監事の議事録への署名又は記名押印により、監事の過半数の同意を得ていたことが確認できる場合には、議事録とは別に監事の過半数の同意を得たことを証する書類は必要ない。</p>	<p>◎社会福祉法第45条の19 第6項により準用される一般法人法 第110条 理事は、会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等を定める場合には、監事(監事が2人以上ある場合にあっては、その過半数)の同意を得なければならない。</p>	<p>理事会の議事録 監事の過半数の同意を得たことを証する書類</p>
	1 役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について、法令に定める手続きにより定め、公表しているか。	<p>(1) 理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、支給の基準を定め、評議員会の承認を受けているか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 理事、監事及び評議員に対する報酬等について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない(法第45条の35第1項)、また、支給基準については、評議員会の承認を受けなければならない(同条第2項)。</p> <p>○ 支給基準の内容については、次の事項を定める(施行規則第2条の42)。</p> <p>① 役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分 役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分としては、常勤・非常勤別に報酬を定めることが考えられる。</p> <p>② 報酬等の金額の算定方法 報酬等の金額の算定方法については、報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか、法人として説明責任を果たすことができる基準を設定することが考えられる(注1～注4)。</p> <p>(注1) 評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各</p>	<p>◎社会福祉法 第45条の35 (報酬等) 社会福祉法人は、理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。</p> <p>2 前項の報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>◎社会福祉法施行規則 第2条の42 (報酬等の支給の基準に定める事項) 法第45条の35第1項に規定する理事、監事及び評議員(以下この条において「理事等」という。)に対する報酬等(法第45条の34第1項第3号に規定する報酬等をいう。以下この条において同じ。)の支給の基準においては、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。</p>	<p>理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準 評議員会の議事録</p>

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
		<p>理事の具体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するといった規程は許容される。</p> <p>(注2) 退職慰労金については、退職時の月例報酬に在職年数に応じた支給基準を乗じて算出した額を上限に各理事については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するという方法も許容される。</p> <p>(注3) 法人は、国等他団体の俸給表等を準用する場合、準用する給与規程（該当部分の抜粋も可）を支給基準の別紙と位置付け、支給基準と一体のものとして定めることとする。</p> <p>(注4) 評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において決定するという規程や、単に職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給するというだけの規程は、どのような算定過程から具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が理解することは困難であり、法人として説明責任を果たすことができないため、認められない。</p> <p>③ 支給の方法 支給の方法については、支給の時期（毎月か出席の都度か、各月又は各年のいつ頃か）や支給の手段（銀行振込か現金支給か）等が考えられる。</p> <p>④ 支給の形態 支給の形態については、現金・現物の別等を記載する。ただし、報酬額につき金額の記載しかないなど、金銭支給であることが客観的に明らかかな場合は、「現金」等である旨の記載は特段なくとも差し支えない。 なお、理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準については、定款や評議員会の決議で定めた報酬等の額と整合性を図る必要がある。</p> <p>○ 役員等の報酬等の支給基準が「不当に高額」でないことについては、法人に説明責任がある。そのため、支給基準が、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮した上で定めたものであることについて、どのような検討を行ったかを含め、具体的に説明できることが求められる。</p> <p>(2) 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を公表しているか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準については、法人の透明性を確保するため、評議員会の承認を受けたときは、公表することが義務付けられている（法第59条の2第1項第2号）。</p> <p>○ 公表の方法については、インターネットの利用（原則として、法人（又は法人が加入する団体）のホームページ）により行う（規則第10条第1項）が、規則第9条第3号に定める「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を利用した届出を行い、行政機関等がその内容を公表した場合</p>	<p>◎社会福祉法 第59条の2（情報の公開等） 社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。 二 第45条の3第2項の承認を受けたとき 当該承認を受けた報酬等の支給の基準</p> <p>◎社会福祉法施行規則 第10条（公表） 法第59条の2第1項の公表は、インターネットの利用により行うものとする。 2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法人が前条第3号に規定する方法による届出を行い、行政機関等が当該届出により記録された届出計算書類等の内容の</p>	

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
(3) 報酬の支給	1 役員及び評議員の報酬等が法令等に定めるところにより支給されているか。	<p>には、インターネットの利用による公表が行われたものとみなす（規則第10条第2項）。</p> <p>(1) 評議員の報酬等が定款に定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。</p> <p>(2) 役員の報酬等が定款又は評議員会の決議により定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 評議員の報酬等については、(1)の定款で定められた額及び(2)の報酬等の支給基準に従って支給される必要がある。また、役員の報酬等については、(1)の定款又は評議員会の決議により定められた額及び(2)の報酬等の支給基準に従って支給される必要がある。</p>	<p>公表を行うときは、当該社会福祉法人が前項に規定する方法による公表を行ったものとみなす。</p> <p>3 法第59条の2第1項第3号に規定する厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類（法人の運営に係る重要な部分に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。）とする。</p> <p>一 法第45条の27第2項に規定する計算書類</p> <p>二 法第45条の34第1項第2号に規定する役員等名簿及び同項第4号に規定する書類（第2条の41第14号及び第15号に規定する事項が記載された部分を除く。）</p> <p>◎社会福祉法第45条の8第4項により準用される一般法人法 第196条 略</p> <p>◎社会福祉法第45条の16第4項により準用される一般法人法 第89条 略</p> <p>◎社会福祉法第45条の18第3項により準用される一般法人法 第105条第1項 略</p> <p>◎社会福祉法 第45条の35第1項、第2項 略</p> <p>◎社会福祉法施行規則 第2条の42 略</p>	定款 評議員会の議事録 報酬等の支給基準 報酬等の支払いの内容が確認できる書類
(4) 報酬等の総額の公表	1 役員及び評議員等の報酬について、法令に定めるところにより公表しているか。	<p>(1) 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額について、現況報告書に記載の上、公表しているか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 法人運営の透明性を確保する観点から、役員及び評議員の報酬等については、理事、監事及び評議員の区分毎にその総額（注）を現況報告書に記載の上、公表する。</p> <p>（注）理事の報酬等の総額については、職員を兼務しており、職員給与を受けている者がいる場合は、その職員給与も含めて公表する。ただし、職員給与を受けている理事が1人であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合には、職員給与を受けている理事がいる旨を明記した上で、当該理事の職員給与額を含めずに理事の報酬等の総額として公表することと差し支えない。</p> <p>○ 公表の方法については、インターネットの利用により行うこととされている（規則第10条第1項）が、規則第9条第3項に定める「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を利用した届出を行い、行政機関等がその内容を公表した場合には、法人が公表したものとみなす（規則第10条第2項）。</p>	<p>◎社会福祉法施行規則 第2条の41（事業の概要等）</p> <p>法第45条の34第1項第4号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 当該社会福祉法人の主たる事務所の所在地及び電話番号その他当該社会福祉法人に関する基本情報</p> <p>二 当該終了した会計年度の翌会計年度（以下この条において「当会計年度」という。）の初日における評議員の状況</p> <p>三 当会計年度の初日における理事の状況</p> <p>四 当会計年度の初日における監事の状況</p> <p>五 当該終了した会計年度（以下この条において「前会計年度」という。）及び当会計年度における会計監査人の状況</p> <p>六 当会計年度の初日における職員の状況</p> <p>七 前会計年度における評議員会の状況</p> <p>八 前会計年度における理事会の状況</p> <p>九 前会計年度における監事の監査の状況</p> <p>十 前会計年度における会計監査の状況</p> <p>十一 前会計年度における事業等の概要</p> <p>十二 前会計年度末における社会福祉充実残額（法第55条の2第3項第4号に規定する社会福祉充実残額をいう。）並びに社会福祉充実計画（同条第一項に規定する社会福祉充実計画をいう。以下同じ。）の策</p>	

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
			<p>定の状況及びその進捗の状況</p> <p>十三 当該社会福祉法人に関する情報の公表等の状況</p> <p>十四 第12号に規定する社会福祉充実残額の算定の根拠</p> <p>十五 事業計画を作成する旨を定款で定めている場合にあつては、事業計画</p> <p>十六 その他必要な事項</p> <p>◎社会福祉法施行規則 第10条（公表）</p> <p>法第59条の2第1項の公表は、インターネットの利用により行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法人が前条第三号に規定する方法による届出を行い、行政機関等が当該届出により記録された届出計算書類等の内容の公表を行うときは、当該社会福祉法人が前項に規定する方法による公表を行ったものとみなす</p> <p>3 法第59条の2第1項第3号に規定する厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類(法人の運営に係る重要な部分に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。)とする。</p> <p>一 法第45条の2第2項に規定する計算書類</p> <p>二 法第45条の3第1項第2号に規定する役員等名簿及び同項第四号に規定する書類(第2条の4第14号及び第15号に規定する事項が記載された部分を除く。)</p>	

II 社会福祉法人（事業関係）

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
1 事業一般	<p>1 定款に従って事業を実施しているか。</p> <p>2 「地域における公益的な取組」を実施しているか。</p>	<p>(1) 定款に定めている事業が実施されているか。</p> <p>(2) 定款に定めていない事業が実施されていないか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 法人の行う事業の種類は定款の必要的記載事項（注1）であり、法人の公益性を踏まえると、定款には行う事業を正確に定める必要があるため、法人が漸たな種類の事業を開始する場合や既存の種類のある事業を廃止する場合には、定款を変更する必要がある。なお、定款は法人の基本的事項を定めるものとして公表される（法第59条の2第1項第1号）。</p> <p>（注1）定款の必要的記載事項（法第31条第1項）のうち、事業の種類に関するものは次のとおりである。</p> <p>社会福祉事業の種類（第3号）（注2）、公益事業の種類（第11号）（注3）、収益事業の種類（第12号）（注4）</p> <p>（注2）社会福祉事業の種類に係る定款の定めについては、法第2条第2項各号に規定する第1種社会福祉事業又は同条第3項各号に規定する第2種社会福祉事業のうちいずれの事業に該当するか（いずれの号に該当するかについても含む。）が明らかでないものとしなければならない（定款例第1条参照）。なお、法第2条第2項各号又は第3項各号に規定する事業を実施する場合において、当該号に複数の事業が列挙して規定されている場合は、その中で実際に実施する事業のみを定款に定める（例：法第2条第2項第2号には「乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設」を経営する事業が規定されているが、法人が「乳児院」のみを経営する場合には、「乳児院」を経営する事業のみを定款に定める。）。また、当該定款の定めには個別の施設の名称を記載する必要はないが、定款の定めには個別の施設の名称を記載した場合には、施設の名称を変更する場合や同種の施設を新設する場合にも定款変更を行う必要がある。</p> <p>（注3）公益事業の種類に係る定款の定めについては、事業の内容が理解できるよう具体的に記載するものとする。なお、公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業の開始等については、必ずしも定款の変更を要しない（定款例第35条の備考一の注3）。</p> <p>（注4）収益事業の種類に係る定款の定めについては、事業の内容が理解できるよう具体的に記載するものとする（定款例第35条の備考二）。</p> <p>(1) 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たり、日常生活若しくは社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供しよう努めているか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 法人は、社会福祉事業の主たる担い手として税制上の優遇措置や公費による事業費の補助等を受ける公益性の高い法人であることから、社会情勢が変化していく中</p>	<p>◎社会福祉法 第31条（申請）</p> <p>社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 目的 二 名称 三 社会福祉事業の種類 四 事務所の所在地 五 評議員及び評議員会に関する事項 六 役員（理事及び監事をいう。以下この条、次節第2款、第6章第8節、第9章及び第10章において同じ。）の定数その他役員に関する事項 七 理事会に関する事項 八 会計監査人を置く場合には、これに関する事項 九 資産に関する事項 十 会計に関する事項 十一 公益事業を行う場合には、その種類 十二 収益事業を行う場合には、その種類 十三 解散に関する事項 十四 定款の変更に関する事項 十五 公告の方法 <p>◎社会福祉法 第24条（経営の原則等）</p> <p>2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならない。</p>	<p>定款 法人の事業内容が確認できる書類（事業報告等）</p> <p>地域公益取組の内容が確認できる書類（現況報告書、事業報告、法人ホームページ等）</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
		<p>で、既存の社会保障制度等では対応が困難な地域ニーズを積極的に把握するとともに、これに積極的に対応していくことが求められる。</p> <p>○ こうした背景を踏まえ、法人本来の役割として、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならないといった責務を明確化している（「地域における公益的な取組」を実施する責務、法第24条第2項）。</p> <p>○ 「地域における公益的な取組」（以下「地域公益取組」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす必要がある。</p> <p>① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること</p> <p>「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービス」とは、原則として、社会福祉を目的とする取組を指す。</p> <p>したがって、地域ニーズを踏まえ、公費を受けずに、新たな社会福祉事業又は公益事業（法第55条の2第4項第2号に規定する地域公益事業を含む。）を実施する場合や既存の社会福祉事業等のサービス内容の充実を図る場合等がこの要件に該当する。</p> <p>また、行事の開催や環境美化活動、防犯活動など、取組内容が直接的に社会福祉に関連しない場合であっても、地域住民の参加や協働の場の創出を通じて、地域住民相互のつながりの強化を図るなど、間接的に社会福祉の向上に資する取組であって、当該取組の効果が法人内部に留まらず地域にも及ぶものである限り、この要件に該当する。</p> <p>さらに、「福祉サービス」には、法人の定款に基づく事業に限らず、月に1回の行事の開催など、必ずしも恒常的に行われぬ取組が含まれるものであるとともに、災害時に備えた福祉支援体制づくりや関係機関とのネットワーク構築に向けた取組など、福祉サービスの充実を図るための環境整備に資する取組も含まれる。</p> <p>② 日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を対象とするものであること</p> <p>「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」には、自立した日常生活を営んではいないものの、単身で地域との関わりがない高齢者など、現に支援を必要としていないが、このままの状態が継続すれば、将来的に支援を必要とする可能性の高い者も含まれる。</p> <p>また、直接的にこれらの者を対象としていない場合であっても、地域住民に対する在宅での介護技術研修の実施やボランティアの育成など、間接的にこれらの者の支援に資する取組も含まれる。</p> <p>③ 無料又は低額な料金を提供されること</p> <p>無料又は低額な料金を提供されるサービスとは、法人が現に保有する資産や職員を活用することにより、取組の対象者から、通常要する費用を下回る料金を徴収し、又は料金を徴収せずに実施することを指す。</p> <p>したがって、地域公益取組の実施に当たって、国又は地方公共団体から全額</p>		

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
2 社会福祉事業	1 社会福祉事業を行うことを目的とする法人として適正に実施されているか。	<p>の公費負担がある場合は、この要件に該当しないが、このような場合であっても、法人による資産等を活用した追加のサービスが行われていれば、この要件に該当する。</p> <p>なお、現に、無料低額診療事業など、当該事業の性質上、必ず無料又は低額であることを伴う事業を実施している場合には、当該事業を実施していることのみをもって、この要件に該当することにはならないが、当該事業の新規実施、対象者の拡充などを図る場合には、この要件に該当する。</p> <p>また、「法人が現に保有する資産や職員を活用する」とは、既存職員の兼務や施設の空きスペースの活用などにより、法人の新たな金銭的支出を伴わない場合も含まれる。</p> <p>(1) 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであるか。 (2) 社会福祉事業で得た収入を法令・通知上認められていない使途に充てていないか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 法人は、社会福祉事業（注1）を行うことを目的として設立されるものであることから（法第22条）、社会福祉事業が法人の行う事業のうちの主たる地位を占めることが必要である（審査基準第1の1の（1））。この「主たる地位を占める」とは、事業規模が法人の全事業のうち50%を超えていることをいうものと解される。事業規模の判断については、年度毎の特別な事情の影響を除くため、法人の経常的費用により判断することが適当であることから、原則事業活動内訳表（会計省令第7条の2第1項第2号ロ（2））におけるサービス活動増減の部のサービス活動費用計の比率により判断することとする。ただし、所轄庁がその他の客観的指標により社会福祉事業が法人の行う事業のうちの「主たる地位を占める」と認める場合はこの限りではない。</p> <p>（注1）社会福祉事業は法第2条第2項各号に規定する第1種社会福祉事業及び同条第3項各号に規定する第2種社会福祉事業を指す。共同募金会が行う共同募金事業は第1種社会福祉事業に当たり（法第113条第1項）、また、地方公共団体が設置した施設の経営の委託を受けその施設を経営する事業も、公益事業ではなく社会福祉事業に当たる（審査要領第1-1-（4））。</p> <p>○ 法人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立されるものであるため、法人の行う社会福祉事業に支障のない範囲であれば、公益事業又は収益事業を行うことができる（法第26条第1項）。公益事業及び収益事業は社会福祉事業に対して従たる地位にあり（審査要領第1-2-（4）、3-（5））、原則として、社会福祉事業の収入を公益事業又は収益事業に充てることはできないものと解される。</p> <p>もともと、各福祉サービスに関する収入については、通知の定めにより、法人本部への繰入れや他の社会福祉事業又は公益事業への充当が一定の範囲で認められる（注2）。</p> <p>（注2）各制度の取扱いについては、次の通知及びこれらの通知の関連通知を参照。</p>	<p>◎社会福祉法 第22条（定義） この法律において「社会福祉法人」とは、社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。</p> <p>◎社会福祉法 第26条（公益事業及び収益事業） 社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業（以下「公益事業」という。）又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業（第2条第4項第4号に掲げる事業その他の政令で定めるものに限る。第57条第2号において同じ。）の経営に充てることを目的とする事業（以下「収益事業」という。）を行うことができる。</p> <p>◎審査基準 第1-1-（1） 第1 社会福祉法人の行う事業 1 社会福祉事業 （1） 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。</p>	<p>計算書類及びその附属明細書</p>

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
	<p>2 社会福祉事業を行うために必要な資産を有しているか。</p>	<p>・「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び管理について」(平成16年3月12日付け雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知)</p> <p>・「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」(平成27年9月3日付け府子本第254号、雇児発0903第6号内閣府子ども・子育て本部総括官及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)</p> <p>・「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」(平成12年3月10日付け老発第188号厚生労働省老人保健福祉局長通知)</p> <p>・「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」(平成18年10月18日付け障発第1018003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)</p> <p>(1) 社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されているか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 法人は、社会福祉事業の主たる担い手として当該事業を安定的・継続的に経営していくことが求められるものであることから、確固とした経営基盤を有していることが必要であり、社会福祉事業を行うために必要な資産を備えておかねばならない(法第25条)。そのため、原則として、法人は、社会福祉事業を行うために直接必要である全ての物件について、所有権を有していること又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けている(注1)ことを要する(審査基準第2-1-(1)前段)。もともと、特定の事業(注2)については、一定金額以上の資産を有すること等を条件に、物件の全部又は一部について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けることが認められている。</p> <p>(注1) 所有権の登記及び使用許可については、Ⅲ「管理関係」の2において確認する。</p> <p>(注2) 特定の事業に係る特例</p> <p>1 地域活動支援センターを設置する場合</p> <p>法人が1000万円以上に相当する資産(現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。)を有している場合には、施設用不動産について国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可、又は国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えない(審査基準第2-1-(2)のイ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」(平成24年3月30日付け社援発0330第5号厚生労働省社会・援護局長通知)。</p> <p>2 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合</p>	<p>◎社会福祉法 第25条(要件)</p> <p>社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。</p> <p>◎審査基準 第2-1</p> <p>第2 法人の資産</p> <p>1 資産の所有等</p> <p>(1) 原則</p> <p>法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。</p> <p>なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部(社会福祉施設を営む法人の場合には、土地)に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととするが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。</p> <p>(2) 特例</p> <p>ア 特別養護老人ホームを設置する場合</p> <p>これについては、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」(平成12年8月22日社援第1896号・老発第599号厚生省社会・援護局長、老人保健福祉局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。</p> <p>イ 地域活動支援センターを設置する場合</p> <p>これについては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」(平成24年3月30日社援発0330第5号社会・援護局長通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。</p>	<p>定款 貸借対照表 財産目録 登記簿謄本</p>

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
		<p>法人が1000万円以上に相当する資産（現金、預金又は確実な有価証券に限る。）を有する等の要件を満たす場合には、当該特別養護老人ホームの用に供する不動産の全てについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えない（審査基準第2-1-（2）のク、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成28年7月27日付け社援発0727第1号・老発0727第1号厚生労働省社会・援護局長及び老健局長連名通知）。</p> <p>○ 全ての社会福祉施設の用に供する不動産について国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けている法人は、1000万円（平成12年11月30日以前に設立された法人の場合には、100万円）以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。）を基本財産として有していなければならない（審査基準第2-2-（1）のイ但書）。</p> <p>○ 社会福祉施設を経営しない法人（社会福祉協議会及び共同募金会を除く。）は、社会福祉施設を経営する法人に比し、設立後の収入に安定性を欠くものと考えられるため、設立時にその後の事業継続を可能とする財政基盤を有する必要がある、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならない。ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁が認める額の資産とすることができる（審査基準第2-2-（1）のウ）。</p> <p>○ 次の事業の経営を目的として法人を設立する場合については、一定期間の事業実績等を有すること等の要件を満たす場合には、1000万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。）を基本財産とすることで足りる（「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成12年9月8日付け障第671号・社援第2030号・老発第629号・児発第733号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長及び児童家庭局長連名通知）、「共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成14年8月30日付け社援発第0830007号・老発第0830006号厚生労働省社会・援護局長及び老健局長連名通知）、「介助大訓練事業又は聴導大訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について」（平成15年5月8日付け社援発第0508002号厚生労働省社会・援護局長通知）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護等事業（母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係るものに限る。）） ・ 共同生活援助事業等（認知症対応型老人共同生活援助事業、小規模多機能型居宅介護事業及び複合型サービス福祉事業又は障害福祉サービス（共同生活援助に係るものに限る。）） ・ 介助大訓練事業又は聴導大訓練事業 <p>○ 社会福祉協議会（社会福祉施設を経営するものを除く。）及び共同募金会にあつ</p>	<p>ウ 既設法人が福祉ホームを設置する場合 これについては、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日障第669号・社援第2028号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。</p> <p>エ 既設法人が通所施設を設置する場合 これについては、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。</p> <p>オ 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合 これについては、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。</p> <p>カ 地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」又は構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」を設置する場合これについては、「地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」及び構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産に係る取扱いについて」（平成16年12月13日社援発第1213003号・老発1213001号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。</p> <p>キ 幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業（利用定員が10人以上であるものに限る。）を行う施設を設置する場合社会福祉法人が設置する幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業を行う施設については、保育所と同様に「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号、社援発第0524008号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）第1の1及び2に準じた取扱いとして差し支えないこと。</p> <p>ク 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合 これについては、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成28年7月27日社援発0727第1号・老発0727第1号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。</p>	

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
<p>3 公益事業</p>	<p>1 社会福祉事業を行うことを目的とする法人が行う公益事業として適正に実施されているか。</p>	<p>では、300万円以上に相当する資産を基本財産として有しなければならない。ただし、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会にあっては、300万円と100万円に当該市町村又は当該区の人口を乗じて得た額（100万円以下のときは100万円とする。）とのいずれか少ない方の額以上に相当する資産で差し支えない。</p> <p>○ 以上の資産は、法人の設立の時のみならず、法人が存続する限り有していなければならないものである。</p> <p>(1) 社会福祉と関係があり、また、公益性があるものであるか。 (2) 公益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。 (3) 公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。</p> <p><着眼点> ○ 法人は、その社会福祉事業に支障がない限り、公益事業を行うことができる（法第26条第1項）。公益事業とは、社会福祉事業以外の事業であって、当該事業を行うことが公益法人の設立目的となりうる事業をいうと解されるが、法人が行うものである以上、社会福祉と関係がない事業は該当しないものと解すべきである。そのため、公益事業は、社会福祉と関係があり、公益性があるものである必要がある（注1）。</p> <p>（注1）次に掲げる事業（社会福祉事業であるものを除く。）が公益事業の例であるが（審査基準第1-2-（2）、審査要領第1の2）、これらに限られるものではないことに留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業 	<p>◎審査要領 第2-（3）、（4）、（6）、（7）</p> <p>第2 法人の資産</p> <p>（3）法人を設立する場合にあっては、必要な資産としてその他財産のうち当該法人の年間事業費の12分の1以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならないこと。</p> <p>なお、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の介護保険法上の事業障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）上の障害福祉サービス又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）上の障害児通所支援若しくは障害児入所支援にも該当する社会福祉事業を主として行う法人を設立する場合にあっては、12分の2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していることが望ましいこと。</p> <p>（4）「その施設の用に供する不動産」とは、社会福祉施設の最低基準により定められた設備を含む建物並びにその建物の敷地及び社会福祉施設の最低基準により定められた設備の敷地をいうこと。</p> <p>（6）社会福祉施設を経営しない法人が国又は地方公共団体以外の者からの貸与を受けることができる「不動産の一部」とは、基本的には敷地部分を指し、事業が行われる建物部分については、当該法人が所有権を有していることが望ましいこと。</p> <p>（7）不動産の賃借による場合、賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性に鑑み、極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。</p> <p>また、当該法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等から賃借により貸与を受けることは、望ましくないこと。</p> <p>◎社会福祉法 第26条（公益事業及び収益事業）</p> <p>社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業（以下「公益事業」という。）又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業（第2条第4項第4号に掲げる事業その他の政令で定めるものに限る。第57条第2号において同じ。）の経営に充てることを目的とする事業（以下「収益事業」という。）を行うことができる。</p>	<p>計算書類及びその附属明細書（特に「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」） 事業報告 理事会及び評議員会の議事録</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業 ・ 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業 ・ 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業 ・ 入所施設からの退院・退所を支援する事業 ・ 子育て支援に関する事業 ・ 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業 ・ ボランティアの育成に関する事業 ・ 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等） ・ 社会福祉に関する調査研究等 ・ 法第2条第4項第4号に掲げる事業（いわゆる事業規模要件（注2）を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業） ・ 介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、介護医療院を経営する事業又は地域支援事業を市町村から受託して実施する事業 ・ 有料老人ホームを経営する事業 ・ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業（有料老人ホームを経営する事業を除く。） ・ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第8条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業 ・ 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業 ・ 公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業（なお、営利を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用させるような計画は適当でない。また、このような者に対し収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業となるものである。） <p>（注2）法2条第2項各号及び第3項第1号から第9号までに規定する事業であって、常時保護を受ける者を入所させてその保護を行うものにあつては5人、その他のものにあつては20人（ただし、生活困窮者自立支援法に規定する認定生活困窮者就労訓練事業、児童福祉法に規定する小規模保育事業、障害者総合支援法に規定</p>		

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
4 収益事業	1 法に基づき適正に実施されているか。	<p>する地域活動支援センターを運営する事業並びに同法に規定する障害福祉サービス事業のうち、就労継続支援A型及びひまわり等の地域で将来的に利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めた生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型に係るものについては10人)に満たないもの(令第1条、規則第1条)</p> <p>○ 公益事業については、その会計を社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない(法第26条第2項)。この「特別の会計として経理」することとは、公益事業に係る事業区分を設定し、社会福祉事業や収益事業と区分して会計処理をする(会計省令第7条第2項第1号)(注3)ことをいう。 (注3) 会計処理については、Ⅲ「管理」の3「会計管理」において確認する。</p> <p>○ 法人が社会福祉事業を行うことを目的とするものであることから、公益事業の経営により社会福祉事業の経営に支障を来すこととなってはならない。すなわち、公益事業が社会福祉事業に対して従たる地位を占めておらず、原則として、その事業規模が社会福祉事業の規模を超えてはならない。事業規模については、年度毎の特別な事情の影響を除くため、法人の経常的費用により判断することが適当であり、社会福祉事業が主たる地位を占めているかの判断と同様に、事業活動内訳表(会計省令第2号第2様式等)におけるサービス活動増減の部のサービス活動費用計の比率により判断すべきものであるが、特定の会計年度において、公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えている場合であっても、所轄庁が当該会計年度における特別な事情によるものであって、恒常的に社会福祉事業の規模を超えるものではないと認める場合にはこの限りではない。</p> <p>また、公益事業に欠損金が生じている場合には、そのことにより社会福祉事業に支障を来すことがないよう、法人において、欠損金が生じた原因の分析や必要に応じて事業の経営の改善のための検討や具体的な措置が行われる必要がある。ただし、公益事業のうち、所轄庁の承認を受けた社会福祉充実計画に基づき行うもの(法第55条の2第4項第2号に規定する地域公益事業を含む。)については、法人の社会福祉充実計画の変更の承認が必要となる場合以外は、この限りではない。</p> <p>なお、所轄庁は、公益事業の継続が当該法人の社会福祉事業に支障がある場合には、その事業の停止を命ずることができる(法第57条第3号)。</p> <p>(1) 社会福祉事業又は政令で定める公益事業の経営に収益が充てられているか。 (2) 収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、収益を社会福祉事業又は令第13条各号に掲げる公益事業(以下「特定公益事業」という。注1)の経営に充てることを目的とする収益事業を行うことができる(法第26条第1項)。なお、法人が収益事業を実施する場合には、この目的を明らかにするため、定款において、その旨を定めるべきである(定款例第35条の備考二の「収益の処分」の条参照)。</p>	<p>◎社会福祉法 第26条(公益事業及び収益事業)</p> <p>社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業(以下「公益事業」という。)又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業(第2条第4項第4号に掲げる事業その他の政令で定めるものに限る。第57条第2号において同じ。)の経営に充てることを目的とする事業(以下「収益事業」という。)を行うことができる。</p> <p>2 公益事業又は収益事業に関する会計は、それぞれ当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。</p>	<p>計算書類及びその附属明細書(特に「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」) 事業報告 理事会及び評議員会の議事</p>

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
	<p>2 法人が行う事業として認められるものであるが。</p>	<p>(注1) 特定公益事業（令第13条）</p> <p>① 法第2条第4項第4号に掲げる事業（事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業）</p> <p>② 介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業又は介護予防支援事業（社会福祉事業であるものを除く。）</p> <p>③ 介護老人保健施設又は介護医療院を経営する事業</p> <p>④ 社会福祉士及び介護福祉士法に規定する社会福祉士養成施設又は介護福祉士養成施設等を経営する事業</p> <p>⑤ 精神保健福祉士法に規定する精神保健福祉士養成施設を経営する事業</p> <p>⑥ 児童福祉法に規定する指定保育士養成施設を経営する事業</p> <p>⑦ 社会福祉事業と密接な関連を有する事業であつて、当該事業を実施することによって社会福祉の増進に資するものとして、所轄庁が認めるもの（平成14年厚生労働省告示第283号）</p> <p>○ 収益事業については、公益事業と同様に、その会計を社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない（法第26条第2項）。この「特別の会計として経理」することとは、公益事業と同様に、社会福祉法人会計基準の規定に基づき、収益事業に関する事業区分を設定し、社会福祉事業及び公益事業と区分して会計処理をする（会計省令第7条第2項第1号）ことをいう（注2）。</p> <p>（注2）会計処理については、Ⅲの3「会計管理」において確認する。</p> <p>○ 収益事業は、その収益を社会福祉事業又は特定公益事業（以下「社会福祉事業等」という。）に充てることを目的として行うものであり、収益がある場合にその収益を社会福祉事業等に充てていない場合や、収益事業の経営により社会福祉事業の経営に支障を来す場合には、収益事業を行う目的に反することとなり、この場合、所轄庁は、その収益事業の停止を命ずることができる（法第57条第2号、第3号）。</p> <p>(1) 事業規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。</p> <p>(2) 法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるもの又は投機的なものでないか。</p> <p>(3) 当該事業を行うことにより当該法人の社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあるものでないか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 法人は社会福祉事業を行うことを目的とするものであることから、その経営する収益事業は社会福祉事業に対して従たる地位にある必要があり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を経営することは認められない。事業規模については、社会福祉事業が主たる地位を占めるかどうかを判断する際と同様に、年度毎の特別な事情の影響を除くため、法人の経常的費用により判断することが適当であり、原則事業活動内訳表（会計省令第2号第2様式等）におけるサービス活動増減の部のサービス活動費用計の比率より判断すべきものである。特定の会計年度において、収益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えている場合であっても、所轄庁が、当該会計年度における特別な事情により超えてしまったものであり、恒常的に社会福祉事</p>	<p>◎審査基準 第1-3- (2)、(4)、(5)</p> <p>第1 社会福祉法人の行う事業</p> <p>3 収益事業</p> <p>(2) 事業の種類については、特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるそれがあるもの又は投機的なものに相当でないこと。なお、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第13号にいう収益事業の範囲に含まれない事業であっても、法人の定款上は収益事業として扱う場合もあること。</p> <p>(4) 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。</p> <p>(5) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないこと。</p> <p>◎審査要領 第1-3- (2)、(3)</p> <p>第1 社会福祉法人の行う事業</p> <p>3 収益事業</p>	<p>録</p> <p>計算書類 収益事業の事業内容が確認できる書類（事業報告等）</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
		<p>業の規模を超えるものではないと認める場合には、この限りではない。</p> <p>○ 実施する収益事業の種類について、法令上制限はないが、公益性の高い法人として、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの（注1）又は投機的なものは適当でない（審査基準第1-3-（2））。また、当該事業を行うことにより法人の社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあるもの（注2）でないことが必要である。</p> <p>（注1） 次のような事業は、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるため、行うことができない（審査要領第1-3-（2））。</p> <p>① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業及び特定遊興飲食店営業</p> <p>② 高利な融資事業</p> <p>③ ①又は②の事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業</p> <p>（注2） 次のような場合は、社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがある（審査要領第1-3-（3））。</p> <p>① 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合</p> <p>② 社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合</p>	<p>（2） 次のような事業は、「法人の社会的信用を傷つけるおそれ」があるので、法人は行うことができないこと。</p> <p>ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）にいう風俗営業及び風俗関連営業</p> <p>イ 高利な融資事業</p> <p>ウ 前に掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業</p> <p>（3） 次のような場合は、「社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれ」があること。</p> <p>ア 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合</p> <p>イ 社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合</p>	

Ⅲ 社会福祉法人（管理関係）

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
1 人事管理	1 法令に従い、職員の任免等人事管理を行っているか。	<p>(1) 重要な役割を担う職員の選任及び解任は理事会の決議を経て行われているか。</p> <p>(2) 職員の任免は適正な手続きにより行われているか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 職員の任免は、理事会で定める規程あるいは個別の決議により、その決定を理事長等に委ねることができるが、施設長等の「重要な役割を担う職員」の選任及び解任については、法人の事業運営への影響が大きいことから、その決定を理事長等に委任することはできず、理事会の決議により決定される必要がある（法第45条の13第4項第3号）。この「重要な役割を担う職員」の範囲については、定款又はその他の規程等において明確に定めておくべきである（Iの6「理事会」の3参照）。また、職員の任免の方法については、その手続等について規程等で明確に定めておくべきである。</p>	<p>◎社会福祉法 第45条の13（理事会の権限等）</p> <p>4 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。</p> <p>三 重要な役割を担う職員の選任及び解任</p> <p>五 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備</p>	<p>理事会の議事録</p> <p>職員の任免に関する規程</p> <p>辞令又は職員の任免について確認できる書類</p>
2 資産管理 (1) 基本財産	1 基本財産の管理運用は、適切になされているか。	<p>(1) 法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、全て基本財産として定款に記載されているか。また、当該不動産の所有権の登記がなされているか。</p> <p>(2) 所轄庁の承認を得ずに、基本財産を処分し、貸与し又は担保に供していないか。</p> <p>(3) 基本財産の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるものにより行われているか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 法人は、社会福祉事業の主たる担い手として、当該事業を安定的・継続的に経営していくことが求められるものであることから、原則として、社会福祉事業を行うために直接必要な全ての物件について所有権を有し、その権利の保全のために登記をしていること又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが必要である。なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域等における施設や、個別に定める（注1）事業の用に供する不動産については、不動産の全部若しくは一部を国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けることとして差し支えないが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならない（審査基準第2-1-（1））（注2）。</p> <p>（注1）事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けて設置することが認められる場合は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成12年8月22日付け社援第1896号・老発第599号厚生省社会・援護局長及び老人保健福祉局長連名通知） ・ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 	<p>◎社会福祉法 第25条（要件）</p> <p>社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。</p> <p>◎審査基準 第2-3-（1）</p> <p>第2 法人の資産</p> <p>3 資産の管理</p> <p>（1）基本財産（社会福祉施設を経営する法人にあつては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。）の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、次のような財産又は方法で管理運用することは、原則として適当ではないこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 価格の変動が著しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建債券等） ② 客観的評価が困難な財産（美術品、骨董品等） ③ 減価する財産（建築物、建造物等減価償却資産） ④ 回収が困難なるおそれのある方法（融資） 	<p>定款</p> <p>財産目録</p> <p>登記簿謄本</p> <p>国又は地方公共団体の使用許可があることを確認できる書類</p> <p>基本財産の処分等に関する決定を行った理事会の議事録、評議員会の議事録</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
		<p>律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」(平成 24 年 3 月 30 日付け社援発第 0330 第 5 号厚生労働省社会・援護局長通知)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」(平成 12 年 9 月 8 日付け障第 669 号・社援第 2028 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長連名通知) ・ 「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」(平成 12 年 9 月 8 日付け障第 670 号・社援第 2029 号・老発第 628 号・児発第 732 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知) ・ 「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成 16 年 5 月 24 日付け雇児発第 0524002 号・社援発第 0524008 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知) ・ 「地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」及び構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産について」(平成 16 年 12 月 13 日社援発第 1213003 号社会・援護局長通知) ・ 「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」(平成 28 年 7 月 27 日)社援発 0727 第 1 号・老発 0727 第 1 号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連盟通知) <p>(注 2) 国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けている場合に、地上権等の登記を要しないとされている場合は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」(平成 12 年 9 月 8 日付け障第 670 号・社援第 2029 号・老発第 628 号・児発第 732 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長及び児童家庭局長連名通知) に定める要件を満たす場合 ・ 「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成 16 年 5 月 24 日付け雇児発第 0524002 号・社援発第 0524008 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長及び社会・援護局長連名通知) に定める要件を満たす場合 <p>○ 社会福祉施設を経営する事業を目的として定款に定めている法人にとって、その所有する社会福祉施設の用に供する不動産は、当該事業の実施のために必要不可欠なものであり、法人存立の基礎となるものであることから、基本財産として、その全ての物件について定款に定めるとともに、</p>		

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
(2) 基本財産以外の財産	1 基本財産以外の資産の管理運用は適切になされているか。	<p>その処分又は担保提供（注）を行う際には、所轄庁の承認を受けることを定款に明記しておく必要がある（審査基準第2-2（1）のア、イ）。</p> <p>（注）以下のいずれかに該当する場合であって、基本財産について所轄庁の承認を不要とする旨を定款に定めた場合は、所轄庁の承認が不要となる（定款例第29条参照）。なお、③に該当する場合にあつては、貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出ることが必要である。</p> <p>①独立行政法人福祉医療機構（独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）に規定するものをいう。）に対して基本財産を担保に供する場合</p> <p>②独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）</p> <p>③社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。</p> <p>○ 基本財産（社会福祉施設を経営する法人にあつては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。）の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、次のような財産又は方法で管理運用することは、適当ではない（審査基準第2の3の（1））。ただし、所轄庁が法人の規模や財務状況を踏まえ、当該管理運用方法について、安全、確実な方法によることに準ずるものと認める場合及び法人が法令、定款等に定めるところにより、社会福祉事業としての貸付を行う場合はこの限りではない。</p> <p>① 価格の変動が著しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建債券等）</p> <p>② 客観的評価が困難な財産（美術品、骨董品等）</p> <p>③ 減価する財産（建築物、建造物等減価償却資産）</p> <p>④ 回収が困難になるおそれのある方法（融資）</p> <p>(1) 基本財産以外の資産（その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあたって、安全、確実な方法で行われているか</p> <p>(2) その他財産のうち社会福祉事業の存続要件となるものの管理が適正に管理され、その処分がみだりに行われていないか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 法人の基本財産については、法人存立の基礎となるものとして厳格な管理が求められるが、基本財産以外の資産（その他財産、公益事業用財産、収益事業用</p>	<p>◎審査基準 第2-3-（2）</p> <p>第2 法人の資産</p> <p>3 資産の管理</p> <p>(2) 基本財産以外の資産（その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあたって安全、確実な方法で行うことが望ましいこと。また、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められること。なお、子会社の保有のための株式の保有等は認められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られること。ただし、上記にかかわ</p>	<p>資産の管理運用に関する規程類 理事会の議事録 計算関係書類</p>

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
(3) 株式保有	1 株式の保有は適切にこなされているか。	<p>財産)の管理運用にあっても、法人の高い公益性、非営利性に鑑みると法人の裁量が無限定に認められるものと解すべきではなく、安全、確実な方法で行われることが望ましい(審査基準第2-3-(2))。「安全、確実な方法」であることについては、基本財産に対する場合と同等の厳格な管理を求めるものではないが、理事長等の業務を執行する理事の独断による管理運用がなされたことによつて法人の財産が大きく毀損する等のことがないようにするため、元本が確実に回収できるもの以外での管理運用を行う場合には、理事会において管理運用についての基準や手続を定めること等により法人内での事前又は事後のチェック機能が働くよう管理運用体制(法人の財産全体の管理運用体制に包含されるもので差し支えない)を整備すべきものである。なお、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められるが、一定の制約がある(注)。</p> <p>(注) 株式等の取扱いについては、Ⅲの2の(3)「株式保有」を参照。</p> <p>○ その他財産のうち、社会福祉事業の存続要件となっているものは、その財産が欠けることにより法人の目的である社会福祉事業の継続に支障を来すこととなるため、当該財産の管理が適正にされ、その処分がみだりに行われてはならない(審査基準第2-2-(2)のイ)。また、社会福祉事業の存続要件となっている財産の管理や処分について、法人において、管理運用体制(法人の財産全体の管理運用体制に包含されるものでも差し支えない。)の整備を図るべきである。</p> <p>(1) 株式の保有が法令上認められるものであるか。</p> <p>(2) 株式保有等を行っている場合(全株式の20%以上を保有している場合に限る。)に、所轄庁に必要書類の提出をしているか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 株式の保有は、原則として、次に掲げる①~③の場合に限られるが(注)、保有が認められる場合であっても、法人の非営利性の担保の観点から、法人が営利企業を実質的に支配することがないよう、当該営利企業の全株式の2分の1を超えて保有してはならない(審査基準第2-3-(2)、審査要領第2-(8)、(10))。</p> <p>① 基本財産以外の資産の運用管理の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常取引を通じて取得できるものに限る。</p> <p>② 基本財産として寄附された場合(設立後に寄附されたものも含む。)</p> <p>③ 未公開株のうち次の要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること ・ 法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画していること ・ 未公開株への拠出(額)が法人全体の経営に与える影響が少ないことについて公認会計士又は税理士による確認を受けていること <p>(注) 次の通知の対象となる社会福祉施設の運営費や委託費の管理運用において</p>	<p>らず、以下の要件を満たす場合には、保有割合が2分の1を超えない範囲で、未公開株を保有することが可能であること。</p> <p>① 社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること</p> <p>② 法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画していること</p> <p>③ 未公開株への拠出(額)が法人全体の経営に与える影響が少ないことについて公認会計士又は税理士による確認を受けていること</p> <p>◎審査基準 第2-3-(2) 同上</p> <p>◎審査要領 第2-(8)~(11) 第2 法人の資産</p> <p>(8) 法人が株式を保有できるのは、原則として、以下の場合に限られる。</p> <p>ア 基本財産以外の資産の管理運用の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常取引を通じて取得できるものに限る。</p> <p>イ 基本財産として寄附された場合。これは、設立時に限らず、設立後に寄附されたものも含む。</p> <p>(9) 基本財産として株式が寄附される場合には、社会福祉法人としての適切な活動等のため、所轄庁においては、寄附を受けた社会福祉法人の理事と当該営利企業の関係者との関係、基本財産の構成、株式等の寄附の目的について十分注意し、必要に応じ適切な指導等を行う。</p> <p>(10) (8)の場合については、株式の保有等は認められるが、その場合であっても、当該社会福祉法人が当該営利企業を実質的に支配することのないように、その保有の割合は、2分の1を超えてはならない。</p> <p>(11) (8)の場合により株式保有等を行っている場合(全株式の20%以上を保有している場合に限る。)については、法第59条の規定による現況報告書等と合わせて、当該営利企業の概要として、事業年度末現在の次の事項を記載した書類を提出すること。</p>	株式の保有の状況を確認できる書類

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
<p>(4) 不動産の借用</p>	<p>1 不動産を借用している場合、適正な手続きを行っているか</p>	<p>は、株式投資が認められていないことに留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「社会福祉施設が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知) 「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」(平成27年9月3日府子本第254号、雇児発0903第6号内閣府子ども・子育て本部統括官、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知) <p>○ 基本財産として株式が寄附される場合には、社会福祉法人の適切な運営の観点から、所轄庁は、寄附を受けた社会福祉法人の理事と当該営利企業の関係者との関係、基本財産の構成、株式等の寄附の目的について十分注意し、必要な指導等を行う。この確認や指導の実施のため、法人が株式保有等を行っている場合であって、特定の営利企業の全株式の20%以上を保有している場合については、法人は、法第59条規定による現況報告書と合わせて、当該営利企業の概要として、事業年度末現在の次に定める事項を記載した書類を提出する必要がある(審査要領第2-(9)～(11))。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 名称 ② 事務所の所在地 ③ 資本金等 ④ 事業内容 ⑤ 役員の数及び代表者の氏名 ⑥ 従業員の数 ⑦ 当該社会福祉法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合 ⑧ 保有する理由 ⑨ 当該株式等の入手日 ⑩ 当該社会福祉法人と当該営利企業との関係(人事、取引等) <p>(1) 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体から借用している場合は、国又は地方公共団体の使用許可等を受けているか。</p> <p>(2) 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合は、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記がなされているか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について、原則として、所有権を有していること又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが求められる。なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部(社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地)に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設</p>	<p>ア 名称 イ 事務所の所在地 ウ 資本金等 エ 事業内容 オ 役員の数及び代表者の氏名 カ 従業員の数 キ 当該社会福祉法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合 ク 保有する理由 ケ 当該株式等の入手日 コ 当該社会福祉法人と当該営利企業との関係(人事、取引等)</p> <p>◎審査基準 第2-1-1(1)、(2) 第2 法人の資産 1 資産の所有等 (1) 原則 法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。 なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部(社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地)に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととするが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。 (2) 特例</p>	<p>登記簿謄本、国又は地方公共団体の使用許可があること又は国又は地方公共団体が借用と認めていることを証する書類(賃貸借契約書等)、法人が行う事業・施設が確認できる書類</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
		<p>定し、かつ、これを登記しなければならぬ(審査基準第2-1-(1))。また、一定の要件を満たすことにより、都市部等の地域以外においても、不動産の全部若しくは一部を国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けることが認められているが、この場合も、一定期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならぬ。ただし、通所施設について、一定の要件を満たす場合(注)は、地上権又は賃借権の登記を要さない場合がある。</p> <p>(注)社会福祉事業の用に供する不動産を国もしくは地方公共団体以外の者から借用している場合に、地上権もしくは賃借権の登記を要さないものは次のとおり。なお、これらの場合には、賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源等が確保され、また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていなければならない。</p> <p>① 既設法人が通所施設を設置する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既設法人(第1種社会福祉事業(法第2条第2項第2号から第4号に掲げるものに限る。))又は第2種社会福祉事業のうち、保育所若しくは障害福祉サービス(療養介護、生活介護、自律訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。)を行うものに限る。)が次に掲げる通所施設を整備する場合には、当該通所施設の用に供する不動産の全てについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えない(審査基準第2-1-(2)-エ及びキ、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」(平成12年9月8日付け障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長及び児童家庭局長連名通知)、「社会福祉法人が営む小規模保育事業の土地、建物の所有について」(平成26年12月12日付け雇児保発1212第2号・社援基発1212第3号雇用均等・児童家庭局保育課長、社会・援護局福祉基盤課長連盟通知)及び「幼保連携型認定こども園の園地、園舎等の所有について」(平成26年12月18日府政共生第743号・26高私行第9号・雇児保発1218第1号・社援期基発1218第1号内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(少子化対策担当)、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、文部科学省高等教育局私学行政課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長連盟通知) i 障害児通所支援事業所 ii 児童心理治療施設(通所部に限る。))又は児童自立支援施設(通所部に限る。)) iii 障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く。))、就労移行支援又は就労継続支援に限る。)) iv 放課後児童健全育成事業所、保育所又は児童家庭支援センター v 母子福祉施設 vi 老人デイサービスセンター、老人福祉センター又は老人介護支援センター 	<p>エ 既設法人が通所施設を設置する場合</p> <p>これについては、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」(平成12年9月8日付け障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。</p> <p>オ 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合</p> <p>これについては、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日付け雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。</p> <p>キ 幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業(利用定員が10人以上であるものに限る。)を行う施設を設置する場合</p> <p>社会福祉法人が設置する幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業を行う施設については、保育所と同様に「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日付け雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)第1の1及び2に準じた取扱いとして差し支えないこと。</p>	

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
		<p>vii 身体障害者福祉センター、補装具製作施設又は視聴覚障害者情報提供施設</p> <p>viii 地域活動支援センター</p> <p>ix 幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業（利用定員が10人以上であるものに限る。）を行う施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、この場合には、次のいずれかに該当する場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えないこと。 <ul style="list-style-type: none"> i 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合 ii 貸主が、地方住宅供給公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業社等の信用力の高い主体である場合 <p>② 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合</p> <p>国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて設置することが認められる範囲が都市部以外等地域であって緊急に保育所の整備が求められる地域に拡大されている（審査基準第2-1-(2)-オ、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長及び社会・援護局長連名通知）。</p> <p>なお、貸主が、地方住宅供給公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業社等の信用力の高い主体である場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えない。</p>		

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
(3) 会計処理	1 事業区分等は適正に区分されているか。	<p>等の運営管理責任者を定める等法人の管理運営に十分配慮した体制を確保するとともに、会計責任者と出納職員との兼務を避けるなどの内部牽制に配慮した業務分担、自己点検を行う等、適正な会計事務処理に努めるべきである。</p> <p>○ 法人における管理運営体制を明確にするため、経理規程等に定めるところにより、会計責任者を理事長が任命することや、会計責任者又は理事長の任命する出納職員に取引の遂行、資産の管理及び帳簿その他の証憑書類の保存等会計処理に関する事務を行わせることなどを明確化すべきである。</p> <p>(1) 事業区分について、適正に区分されているか。 (2) 拠点区分について、適正に区分されているか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 公益事業（社会福祉事業と一体的に行われるものであって、当該社会福祉事業と同一の拠点区分とすることを認められているものを除く。）又は収益事業を行う法人は計算書類の作成に関して、社会福祉事業に関する事業区分、公益事業又は収益事業に関する事業区分を設けなければならない。（法第26条第2項、会計省令第10条第1項）。</p> <p>○ 法人が行う事業については、会計管理の実態を勘案して、予算管理の単位とし、一体として運営される施設、事業所又は事務所に関しては、これらを一つの拠点とする拠点区分を設け、計算書類を作成することとされている（同上）。具体的な区分については、法令上の事業種別、事業内容及び実施する事業の会計管理の実態を勘案して区分を設定するものとする。</p> <p>○ 各拠点区分については、その実施する事業が社会福祉事業、公益事業、収益事業のいずれであるかにより、属する事業区分を決定する。社会福祉事業、公益事業又は収益事業は、別の拠点区分とすることが原則であるが、社会福祉事業と一体的に実施されている公益事業については、当該社会福祉事業と同一の拠点区分とすることができる。</p>	<p>行、資産の管理及び帳簿その他の証憑書類の保存等会計処理に関する事務を行い、又は理事長の任命する出納職員にこれらの事務を行わせるものとする。</p> <p>◎会計省令 第10条第1項（会計の区分） 社会福祉法人は、計算書類の作成に関して、事業区分及び拠点区分を設けなければならない。</p> <p>◎運用上の取扱い 2 拠点区分の方法について（会計基準省令第10条第1項関係） 拠点区分は、原則として、予算管理の単位とし、一体として運営される施設、事業所又は事務所をもって1つの拠点区分とする。具体的な区分については、法令上の事業種別、事業内容及び実施する事業の会計管理の実態を勘案して区分を設定するものとする。</p> <p>◎留意事項 4 拠点区分及び事業区分について</p> <p>(1) 拠点区分について 拠点区分は、一体として運営される施設、事業所又は事務所をもって1つの拠点区分とする。 公益事業（社会福祉事業と一体的に実施されているものを除く）若しくは収益事業を実施している場合、これらは別の拠点区分とするものとする。</p> <p>(2) 拠点区分の原則的な方法 ア 施設の取扱い 次の施設の会計は、それぞれの施設ごと（同一種類の施設を複数経営する場合は、それぞれの施設ごと）に独立した拠点区分とするものとする。 (ア) 生活保護法第38条第1項に定める保護施設 (イ) 身体障害者福祉法第5条第1項に定める社会参加支援施設 (ウ) 老人福祉法第20条の4に定める養護老人ホーム (エ) 老人福祉法第20条の5に定める特別養護老人ホーム (オ) 老人福祉法第20条の6に定める軽費老人ホーム (カ) 老人福祉法第29条第1項に定める有料老人ホーム (キ) 売春防止法第36条に定める婦人保護施設 (ク) 児童福祉法第7条第1項に定める児童福祉施設 (ケ) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第39条第1項に定める母子・父子福祉施設 (コ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に定める障害者支援施設 (サ) 介護保険法第8条第28項に定める介護老人保健施設 (シ) 医療法第1条の5に定める病院及び診療所（入所施設に附属する医</p>	定款 資金収支予算書 計算書類

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
		<p>(3) 拠点区分について、サービス区分が設けられているか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 拠点において、複数の事業を実施する場合等であって、法令等の要請によりそれぞれの事業ごとの事業活動状況又は資金収支状況の把握が必要な場合には、事業の内容に応じて区分するために、サービス区分（注）を設けなければならない。</p> <p>（注）サービス区分の設定については、次のような例がある。</p> <p>① 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11</p>	<p>務室を除く）</p> <p>なお、当該施設で一体的に実施されている（ア）から（シ）まで以外の社会福祉事業又は公益事業については、イの規定にかかわらず、当該施設の拠点区分に含めて会計を処理することができる。</p> <p>イ 事業所又は事務所の取扱い 上記（ア）から（シ）まで以外の社会福祉事業及び公益事業については、原則として、事業所又は事務所を単位に拠点とする。なお、同一の事業所又は事務所において複数の事業を行う場合は、同一拠点区分として会計を処理することができる。</p> <p>ウ 障害福祉サービスの取扱い 障害福祉サービスについて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）（以下「指定基準」という。）に規定する一の指定障害福祉サービス事業所若しくは多機能型事業所として取り扱われる複数の事業所又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）（以下「指定施設基準」という。）に規定する一の指定障害者支援施設等（指定施設基準に規定する指定障害者支援施設等をいう。）として取り扱われる複数の施設においては、同一拠点区分として会計を処理することができる。</p> <p>また、これらの事業所又は施設でない場合があっても、会計が一元的に管理されている複数の事業所又は施設においては、同一拠点区分とすることができる。</p> <p>エ その他 新たに施設を建設するときは拠点区分を設けることができる。</p> <p>(3) 事業区分について 各拠点区分について、その実施する事業が社会福祉事業、公益事業及び収益事業のいずれであるかにより、属する事業区分を決定するものとする。</p> <p>なお、事業区分資金収支内訳表、事業区分事業活動内訳表及び事業区分貸借対照表内訳表は、当該事業区分に属するそれぞれの拠点区分の拠点区分資金収支計算書、拠点区分事業活動計算書及び拠点区分貸借対照表を合計し、内部取引を相殺消去して作成するものとする。</p> <p>◎会計省令 第10条第2項（会計の区分） 拠点区分には、サービス区分（社会福祉法人がその行う事業の内容に応じて設ける区分をいう。以下同じ。）を設けなければならない。</p> <p>◎運用上の取扱い 3 サービス区分の方法について（会計基準省令第10条第2項関係） サービス区分は、その拠点で実施する複数の事業について法令等の要請により会計を区分して把握すべきものとされているものについて区分を設定するものとする。例えば、以下のようなものがある。</p>	<p>定款 拠点区分資金収支明細書 拠点区分事業活動明細書</p>

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
		<p>年厚生省令第37号) その他介護保険事業の運営に関する基準における会計の区分</p> <p>② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)における会計の区分</p> <p>③ 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)における会計の区分</p> <p>④ ①から③以外の事業については、法人の定款に定める事業ごとの区分。</p> <p>○ サービス区分の設定は、次の方法により行う。</p> <p>① 原則的な方法 介護保険サービス、障害福祉サービス、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業については、上記の例示に示した指定サービス基準等において当該事業の会計とその他の事業の会計を区分すべきことが定められている事業をサービス区分とする。他の事業については、法人の定款に定める事業ごとに区分するものとする。なお、特定の補助金等の使途を明確にするため、更に細分化することもできる。</p> <p>② 簡便的な方法 介護保険関係事業又は保育関係事業については、上記の原則にかかわらず、次の取扱いとすることができる。</p> <p>i 介護保険関係 次の介護サービスと一体的に行われている介護予防サービスなど、両者のコストをその発生の態様から区分することが困難である場合には、勘定科目として介護予防サービスなどの収入額のみを把握できれば同一のサービス区分として差し支えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定訪問介護と第1号訪問事業 ・ 指定通所介護と第1号通所事業 ・ 指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護と第1号通所事業 ・ 指定介護予防支援と第1号介護予防ケアマネジメント事業 ・ 指定認知症対応型通所介護と指定介護予防認知症対応型通所介護 ・ 指定短期入所生活介護と指定介護予防短期入所生活介護 ・ 指定小規模多機能型居宅介護と指定介護予防小規模多機能型居宅介護 ・ 指定認知症対応型共同生活介護と指定介護予防認知症対応型共同生活介護 ・ 指定訪問入浴介護と指定介護予防訪問入浴介護 ・ 指定特定施設入居者生活介護と指定介護予防特定施設入居者生活介護 ・ 福祉用具貸与と介護予防福祉用具貸与 ・ 福祉用具販売と介護予防福祉用具販売 ・ 指定介護老人福祉施設といわゆる空きベッド活用方式により当該施設で実施する指定短期入所生活介護事業 	<p>(1) 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準その他介護保険事業の運営に関する基準における会計の区分</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準における会計の区分</p> <p>(3) 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準における会計の区分</p> <p>また、その他の事業については、法人の定款に定める事業ごとに区分するものとする。サービス区分を設定する場合には、拠点区分資金収支明細書(別紙3(Ⅹ))及び拠点区分事業活動明細書(別紙3(Ⅺ))を作成するものとし、またサービス区分を予算管理の単位とすることができるものとする。</p> <p>◎留意事項 5 5 サービス区分について</p> <p>(1) サービス区分の意味 サービス区分については、拠点区分において実施する複数の事業について、法令等の要請によりそれぞれの事業ごとの事業活動状況又は資金収支状況の把握が必要な場合に設定する。</p> <p>(2) サービス区分の方法 ア 原則的な方法 介護保険サービス、障害福祉サービス、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業については、運用上の取り扱い第3に規定する指定サービス基準等において当該事業の会計とその他の事業の会計を区分すべきことが定められている事業をサービス区分とする。 他の事業については、法人の定款に定める事業ごとに区分するものとする。 なお、特定の補助金等の使途を明確にするため、更に細分化することもできる。</p> <p>イ 簡便的な方法 次のような場合は、同一のサービス区分として差し支えない。</p> <p>(ア) 介護保険関係 以下の介護サービスと一体的に行われている介護予防サービスなど、両者のコストをその発生の態様から区分することが困難である場合には、勘定科目として介護予防サービスなどの収入額のみを把握できれば同一のサービス区分として差し支えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定訪問介護と第1号訪問事業 ・ 指定通所介護と第1号通所事業 ・ 指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護と第1号通所事業 ・ 指定介護予防支援と第1号介護予防ケアマネジメント事業 ・ 指定認知症対応型通所介護と指定介護予防認知症対応型通所介護 ・ 指定短期入所生活介護と指定介護予防短期入所生活介護 	

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
		<p>ii 保育関係</p> <p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び同法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業（以下「保育所等」という。）を営む事業と保育所等で実施される地域子ども・子育て支援事業については、同一のサービス区分として差し支えない。</p> <p>なお、保育所等で実施される地域子ども・子育て支援事業、その他特定の補助金等により行われる事業については、当該補助金等の適正な執行を確保する観点から、同一のサービス区分とした場合においても合理的な基準に基づいて各事業費の算出を行うものとし、一度選択した基準は、原則継続的に使用するものとする。</p> <p>また、各事業費の算出に当たっての基準及び内訳は、所轄庁や補助を行う自治体の求めに応じて提出できるよう書類により整理しておくものとする。</p>	<p>・指定小規模多機能型居宅介護と指定介護予防小規模多機能型居宅介護</p> <p>・指定認知症対応型共同生活介護と指定介護予防認知症対応型共同生活介護</p> <p>・指定訪問入浴介護と指定介護予防訪問入浴介護</p> <p>・指定特定施設入居者生活介護と指定介護予防特定施設入居者生活介護</p> <p>・福祉用具貸与と介護予防福祉用具貸与</p> <p>・福祉用具販売と介護予防福祉用具販売</p> <p>・指定介護老人福祉施設といわゆる空きベッド活用方式により当該施設で実施する指定短期入所生活介護事業</p> <p>(イ) 保育関係</p> <p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び同法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業（以下「保育所等」という。）を営む事業と保育所等で実施される地域子ども・子育て支援事業については、同一のサービス区分として差し支えない。</p> <p>なお、保育所等で実施される地域子ども・子育て支援事業、その他特定の補助金等により行われる事業については、当該補助金等の適正な執行を確保する観点から、同一のサービス区分とした場合においても合理的な基準に基づいて各事業費の算出を行うものとし、一度選択した基準は、原則継続的に使用するものとする。</p> <p>また、各事業費の算出に当たっての基準、内訳は、所轄庁や補助を行う自治体の求めに応じて提出できるよう書類により整理しておくものとする。</p> <p>(3) サービス区分ごとの拠点区分資金収支明細書及び事業活動明細書の作成について</p> <p>拠点区分資金収支明細書はサービス区分を設け、事業活動による収支、施設整備等による収支及びその他の活動による収支について作成するものとし、その様式は運用上の取り扱い別紙3(⑩)のとおりとする。拠点区分事業活動明細書はサービス区分を設け、サービス活動増減の部及びサービス活動外増減の部について作成するものとし、その様式は運用上の取り扱い別紙3(⑪)のとおりとする。</p>	

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	<p>2 会計処理の基本的取扱いに沿った会計処理を行っているか。</p>	<p>(1) 会計省令等に定める会計処理の基本的取扱いに沿った会計処理を行っているか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 会計省令等に定める会計処理の基本的取扱いには次のような内容があり、基本的取扱いに合わない会計処理を行っていないことを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 借入金、補助金及び寄附金はその目的に応じて帰属する拠点区分を決定し、適切な勘定科目に計上する。 ・ 共通支出（費用）については、留意事項のとおり、例えば、人件費であれば勤務時間割合等、建物であれば延床面積等によって配分することとされており、法人において、どのような配分方法を用いたか分かるように記録したうえで、その配分方法に従って適切に処理する。 ・ 事業区分間及び拠点区分間における内部取引については、計算書類各号第2様式及び第3様式において相殺消去することとされており、法人単位の計算書類（各号第1様式）において、全ての内部取引が相殺消去されているか。 ・ 貸借対照表上、未収金、前払金、未払金、前受金等の経常的な取引によって発生した債権債務は、流動資産又は流動負債に表示する。 ・ 貸借対照表上、貸付金、借入金等の経常的な取引以外の取引によって発生した債権債務については、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金又は支払の期限が到来するものは流動資産又は流動負債に、入金又は支払の期限が1年を超えて到来するものは固定資産又は固定負債に表示する。 	<p>◎会計省令 第11条（内部取引） 社会福祉法人は、計算書類の作成に関して、内部取引の相殺消去をするものとする。</p> <p>◎会計省令 第14条第2項（資金収支計算の方法） 資金収支計算を行うに当たっては、事業区分、拠点区分又はサービス区分ごとに、複数の区分に共通する収入および支出を合理的な基準に基づいて当該区分に配分するものとする。</p> <p>◎会計省令 第20条第2項 事業活動計算を行うに当たっては、事業区分、拠点区分又はサービス区分ごとに、複数の区分に共通する収益及び費用を合理的な基準に基づいて当該区分に配分するものとする。</p> <p>◎運用上の取扱い 6 資産及び負債の流動と固定の区分について（会計基準省令第26条第1項関係） 未収金、前払金、未払金、前受金等の経常的な取引によって発生した債権債務は、流動資産又は流動負債に属するものとする。 ただし、これらの債権のうち、破産債務、更生債権等で1年以内に回収されないことが明らかなものは固定資産に属するものとする。 貸付金、借入金等の経常的な取引以外の取引によって発生した債権債務については、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金又は支払の期限が到来するものは流動資産又は流動負債に属するものとし、入金又は支払の期限が1年を超えて到来するものは固定資産又は固定負債に属するものとする。 現金及び預貯金は、原則として流動資産に属するものとするが、特定の目的で保有する預貯金は、固定資産に属するものとする。ただし、当該目的を示す適当な科目で表示するものとする。</p> <p>◎留意事項 8、9、10 8 借入金の扱い 借入金の借り入れ及び償還にかかる会計処理は、借入目的に応じて、各拠点区分で処理することとする。 なお、資金を借り入れた場合については、借入金明細書（運用上の取扱い別紙3（①））を作成し、借入先、借入額及び償還額等を記載することとする。その際、独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資を併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合は、借入金明細書の借入先欄の金融機関名の後に（協調融資）と記載するものとする。 また、法人が将来受け取る債権を担保として供する場合には、計算書類の注記及び借入金明細書の担保資産欄にその旨を記載するものとする。</p> <p>9 寄附金の扱い (1) 金銭の寄附は、寄附目的により拠点区分の帰属を決定し、当該拠点区分の資金収支計算書の経常経費寄附金収入又は施設整備等寄附金収入として計上し、併せて事業活動計算書の経常経費寄附金収益又は施設整備等寄附金収益として計上するものとする。</p>	<p>計算書類</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	<p>3 計算書類が法令に基づき適正に作成されているか。</p>	<p>(1) 作成すべき計算書類が作成されているか。</p> <p><着眼点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 会計基準においては、計算書類の作成に関して、事業区分及び拠点区分を設けなければならないが、法人は、計算書類として、法人全体、事業区分別及び拠点区分別の貸借対照表、資金収支計算書並びに事業活動計算書を作成しなければならない。なお、法人が行う事業により、内容が重複するものとなる場合は省略できることが定められている。 ○ 計算書類の作成は次のとおり行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 記載する金額は、原則として総額をもって、かつ、1円単位で表示する。 ・ 計算書類の様式は、会計省令に定めるところ（第1号第1様式から第3号第4様式まで）による。 ・ 各号第2様式については、事業区分が社会福祉事業のみの法人は省略可能で 	<p>根拠法令等</p> <p>(2) 寄附物品については、取得時の時価により、経常経費に対する寄附物品であれば経常経費寄附金収入及び経常経費寄附金収益として計上する。土地などの支払資金の増減に影響しない寄附物品については、事業活動計算書の固定資産受贈額として計上するものとし、資金収支計算書には計上しないものとする。</p> <p>ただし、当該物品が飲食物等で即日消費されるもの又は社会通念上受取寄附金として扱うことが不適当なものはこの限りではない。</p> <p>なお、寄附金及び寄附金を收受した場合においては、寄附者から寄附申込書を受けることとし、寄附金収益明細書（運用上の取扱い別紙3（②））を作成し、寄附者、寄附目的、寄附金額等を記載することとする。</p> <p>(3) 共同募金会からの受配者指定寄附金のうち、施設整備及び設備整備に係る配分金（資産の取得等に係る借入金の償還に充てるものを含む。）は、施設整備等寄附金収入として計上し、併せて施設整備等寄附金収益として計上する。このうち基本金として組入れすべきものは、基本金に組入れるものとする。</p> <p>また、受配者指定寄附金のうち経常的経費に係る配分金は、経常経費寄附金収入として計上し、併せて経常経費寄附金収益として計上する。</p> <p>一方、受配者指定寄附金以外の配分金のうち、経常的経費に係る配分金は、補助金事業収入及び補助金事業収益に計上する。</p> <p>また、受配者指定寄附金以外の配分金のうち、施設整備及び設備整備に係る配分金は、施設整備等補助金収入及び施設整備等補助金収益に計上し、国庫補助金等特別積立金を積立てることとする。</p> <p>10 各種補助金の扱い</p> <p>施設整備等に係る補助金、借入金元金償還補助金、借入金利息補助金及び経常経費補助金等の各種補助金については、補助の目的に応じて帰属する拠点区分を決定し、当該区分で受け入れることとする（運用上の取扱い別紙3（③）「補助金事業等収益明細書」参照）。</p> <p>◎会計省令 第7条の2（成立する日の貸借対照表）</p> <p>2 社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める計算書類の作成を省略することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 事業区分（法第2条第1項に規定する社会福祉事業又は法第26条第1項に規定する公益事業若しくは収益事業の区分をいう。以下同じ。）が法第2条第1項に規定する社会福祉事業のみである場合 前項第1号並びに第2号イ（2）及びロ（2） 二 拠点区分（社会福祉法人がその行う事業の会計管理の実態を勘案して設ける区分をいう。以下同じ。）の数が一である場合 前項第1号ロ及びハ並びに第2号イ（2）及び（3）並びにロ（2）及び（3） 三 事業区分において拠点区分の数が一である場合 前項第1号ハ並びに第2号イ（3）及びロ（3） 	<p>計算書類</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	資金収支計算書	<p>あり、各号第3様式については、当該事業区分に拠点区分が一つである場合は省略可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各号第4様式については、各拠点区分に作成しなければならない。 計算書類の様式には勘定科目が大区分、中区分、小区分の別に規定されている。法人において必要のない科目の省略や適切な科目がないと考えられる場合の追加の取扱いについては、様式ごと、区分ごとに定められている。なお、「〇〇収入」というような科目名が特定されていない勘定科目については、法人がその内容を示す科目名を記載することができる。また、該当する取引が制度上認められていない事業種別では当該勘定科目を使用することができない。 <p>(1) 計算書類に整合性がとれているか。</p> <p><着眼点></p> <ul style="list-style-type: none"> 資金収支計算書の当期末支払資金残高と貸借対照表の当年度末支払資金残高（流動資産と流動負債の差額。ただし、1年基準（注）により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債、引当金及び棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除く。）は一致しているか確認する。 （注）「一年以内〇〇」と表示しない勘定科目もあるため留意する（例：長期前払費用から前払費用、投資有価証券から有価証券） 「予算」欄の金額は、理事会で承認された最終補正予算額（補正が無い場合は当初の予算額）と一致しているか確認する。 資金収支計算書の前期末支払資金残高も同様に貸借対照表の前年度末支払資金残高と一致しているか確認する。 	<p>◎留意事項 7 作成を省略できる計算書類の様式</p> <p>(1) 事業区分が社会福祉事業のみの法人の場合 拠点区分を設定した結果すべての拠点が社会福祉事業に該当する法人は、会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式及び第3号第2様式の作成を省略できる。この場合、計算書類に対する注記（法人全体用）「5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分」にその旨を記載するものとする。</p> <p>(2) 拠点区分が1つの法人の場合 拠点区分が1つの法人は、会計基準省令第1号第2様式、第1号第3様式、第2号第2様式、第2号第3様式、第3号第2様式及び第3号第3様式の作成を省略できる。この場合、計算書類に対する注記（法人全体用）「5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分」にその旨を記載するものとする。</p> <p>(3) 拠点区分が1つの事業区分の場合 拠点区分が1つの事業区分は、会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式及び第3号第3様式の作成を省略できる。この場合、計算書類に対する注記（法人全体用）「5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分」にその旨を記載するものとする。</p> <p>◎会計省令 第13条（資金収支計算書の資金の範囲） 支払資金は、流動資産及び流動負債（経常的な取引以外の取引によって生じた債権又は債務のうち貸借対照表日の翌日から起算して一年以内に入金又は支払の期限が到来するものとして固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産又は流動負債、引当金及び棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除く。）とし、支払資金残高は、当該流動資産と流動負債との差額とする。</p> <p>◎運用上の取扱い 5 支払資金について（会計基準省令第13条関係） 資金収支計算書の支払資金とは、経常的な支払準備のために保有する現金及び預貯金、短期間のうちに回収されて現金又は預貯金になる未収金、立替金、有価証券等及び短期間のうちに事業活動支出として処理される前払金、仮払金等の流動資産並びに短期間のうちに現金又は預貯金によって決済される未払金、預り金、短期運営資金借入金等及び短期間のうちに事業活動収入として処理される前受金等の流動負債をいう。ただし、支払資金としての流動資産及び流動負債には、1年基準により固定資産又は固定負債から振替えられたもの、引当金並びに棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除くものとする。支払資金の残高は、これらの流動資産と流動負債の差額をいう。</p> <p>◎留意事項 2-（1） 2 予算と経理 (1) 法人は、事業計画をもとに資金収支予算書を作成するものとし、資金収支予算書は各拠点区分ごとに収入支出予算を編成することとする。</p>	

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
		<p>(2) 資金収支計算書の様式が会計基準に則しているか。</p> <p><着眼点> 資金収支計算書 イ 法人単位資金収支計算書 ロ 資金収支計算書内訳表 ハ 事業区分資金収支計算書内訳表 ニ 拠点区分資金収支計算書・・・・・・・・</p> <p>(3) 資金収支予算書は、定款の定め等に従い適正な手続により編成されているか。</p> <p><着眼点> ○ 法人は、毎年度、全ての収入及び支出について予算を編成し、資金収支予算書を作成した上で、その予算に基づいて事業活動を行うものとする。また、資金収支予算書は、事業計画をもとに、各拠点区分に資金収支計算書の勘定科目に準拠して作成する（留意事項2-（1）、（2））。 ○ 資金収支予算書の作成に関する手続きは法定されていないが、収入支出予算の編成は法人の運営に関する重要事項であり、定款において、その作成及び承認に関して定めておくべきである（注）。 （注）定款例第31条第1項では、毎会計年度開始の日の前日までに、予算は理事長が作成し、 （例1）理事会の承認（例2）理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならないとしている。 ※ 定款において、予算を評議員会の承認事項とすることは、租税特別措置法第40条の適用を受ける場合の要件とされているため、同条の適用を受けようとする法人は、例2の規定とする必要がある。</p> <p>(4) 予算の執行に当たって、変更を加えるときは、定款等に定める手続を経ているか。</p> <p><着眼点> ○ 法人は、予算の執行に当たって、年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要な収入及び支出について補正予算を編成するものとする。ただし、乖離額等が法人の運営に支障がなく、軽微な範囲にとどまる場合は、この限りではない（留意事項2-（2））。 ○ 理事長等法人の業務執行を行う理事は、予算の執行に当たっては、定款や経理</p>	<p>また、資金収支予算書の勘定科目は、資金収支計算書の勘定科目に準拠することとする。</p> <p>◎会計省令 第1号第1様式（第17条第4項関係） 略 ◎会計省令 第1号第2様式（第17条第4項関係） 略 ◎会計省令 第1号第3様式（第17条第4項関係） 略 ◎会計省令 第1号第4様式（第17条第4項関係） 略</p> <p>大区分のみを記載するが、必要のない勘定科目は省略可。ただし、追加・修正は不可。</p> <p>小区分までを記載し、必要のない勘定科目の省略可。 中区分についてはやむを得ない場合、小区分については適当な勘定科目を追加可。 小区分を更に区分する必要がある場合には、小区分の下に適当な科目を設けることが可。</p> <p>◎留意事項 2-（1）、2-（2） 2 予算と経理 （1）法人は、事業計画をもとに資金収支予算書を作成するものとし、資金収支予算書は各拠点区分ごとに収入支出予算を編成することとする。 また、資金収支予算書の勘定科目は、資金収支計算書の勘定科目に準拠することとする。 （2）法人は、全ての収入及び支出について予算を編成し、予算に基づいて事業活動を行うこととする。 なお、年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要な収入及び支出について補正予算を編成するものとする。ただし、乖離額等が法人の運営に支障がなく、軽微な範囲にとどまる場合は、この限りではない。</p> <p>◎留意事項 2-（2） 2 予算と経理 （2）法人は、全ての収入及び支出について予算を編成し、予算に基づいて事業活動を行うこととする。 なお、年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要な収入及び支出について補正予算を編成するものとする。ただし、乖離額等が法人の運営に支障がなく、軽微な範囲にとどまる場合は、この限りではない。</p>	<p>資金収支予算書 定款 理事会の議事録 評議員会の議事録</p> <p>資金収支計算書 定款 理事会の議事録 評議員の会議事録</p>

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
	<p>事業活動計算書</p>	<p>規程に基づいて決定・承認された範囲内で権限及び責任を有するものであり、理事長等の権限及び責任の範囲について明確にするため、当初予算を変更し、補正予算を編成する場合の手続については、法人の定款（注）、経理規程等において、定めておくべきものである。また、補正予算を編成することを要しない軽微な乖離の範囲についても、規程や予算等において定めておくことが望ましい。なお、支出総額が予算より増加する場合や収入が予算より減少する場合であつて予算どおりに支出を行うと欠損が生じる場合等予算と乖離が生じている場合には、理事長等予算の執行を担当する理事が理事会で説明を行い承認を受ける等の対応を行うことが適当である。</p> <p>（注）定款例第31条第1項においては、予算の変更は作成と同様の手続きを経ることとされている。</p> <p>(1) 計算書類に整合性がとれているか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 事業活動計算書の次期繰越活動増減差額と貸借対照表の次期繰越活動増減差額は一致しているか。また、事業活動計算書の当期活動増減差額と貸借対照表の「うち当期活動増減差額」が一致しているか確認する。</p> <p>(2) 事業活動計算書の様式が会計基準に則しているか。</p> <p><着眼点></p> <p>事業活動計算書</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 法人単位事業活動計算書 ロ 事業活動計算書内訳表 ハ 事業区分事業活動計算書内訳表 ニ 拠点区分事業活動計算書・・・ 	<p>◎会計省令 第1条第2項（社会福祉法人会計の基準） 社会福祉法人は、この省令に定めるもののほか、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行を基調しなければならない。</p> <p>◎会計省令 第2号第1様式（第23条第4項関係） 略 ◎会計省令 第2号第2様式（第23条第4項関係） 略 ◎会計省令 第2号第3様式（第23条第4項関係） 略 ◎会計省令 第2号第4様式（第23条第4項関係） 略</p> <p>大区分のみを記載するが、必要のない勘定科目は省略可。ただし、追加・修正は不可。</p> <p>小区分までを記載し、必要のない勘定科目の省略可。 中区分についてはやむを得ない場合、小区分については適当な勘定科目を追加可。 小区分を更に区分する必要がある場合には、小区分の下に適当な科目を設けることが可。</p> <p>◎会計省令 第1条第2項（社会福祉法人会計の基準） 社会福祉法人は、この省令に定めるもののほか、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行を基調しなければならない。</p> <p>◎会計省令 第2条第1項第4号（会計原則） 社会福祉法人は、次に掲げる原則に従って、会計処理を行い、計算書類及びその附属明細書（以下「計算関係書類」という。）並びに財産目録を作成しなければならない。</p> <p>4 重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができること。</p>	<p>計算書類 財産目録 総勘定元帳（その他の帳簿、明細） 請求書控（介護報酬請求書控、利用者請求書控） 契約書</p>

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
		<p>定項目にも重要性の原則の適用があることに留意する。</p> <p>(4) 寄附金について適正に計上されているか。</p> <p><着眼点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経常経費に対する寄附物品は、取得時の時価により、経常経費寄附金収入及び経常経費寄附金収益に計上されているか確認する。 ○ 土地などの支払資金の増減に影響しない寄附物品は、取得時の対価により、事業活動計算書の固定資産受贈額として計上され、資金収支計算書には計上されていないか確認する。 ○ 共同募金からの配分金は、その配分金の内容に基づき適切な勘定科目に計上され、このうち基本金又は国庫補助金等特別積立金に組み入れるべきものは適切に組み入れられているか確認する。 ○ 寄附金申込書、寄附金領収書(控)、寄附金台帳の記録は全て対応しているか確認する。(寄附者が匿名の場合等、寄附金申込書、寄附金領収書(控)が確認できない場合は寄附金台帳にて金額、用途等が記録されているか確認を行う。) 	<p>◎運用上の取扱い1</p> <p>1 重要性の原則の適用について(会計基準省令第2条第1項第4号関係)重要性の原則の適用例としては、次のようなものがある。(1)消耗品、貯蔵品等のうち、重要性が乏しいものについては、その買入時又は払出時に費用として処理する方法を採用することができる。</p> <p>(2)保険料、賃借料、受取利息配当金、借入金利息、法人税等にかかる前払金、未払金、未収金、前受金等のうち重要性の乏しいもの、または毎会計年度経常的に発生しその発生額が少額なものについては、前払金、未払金、未収金、前受金等を計上しないことができる。</p> <p>(3)引当金のうち、重要性の乏しいものについては、これを計上しないことができる。</p> <p>(4)取得価額と債券金額との差額について重要性が乏しい満期保有目的の債券については、償却原価法を適用しないことができる。</p> <p>(5)ファイナンス・リース取引について、取得したリース物件の価額に重要性が乏しい場合、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。</p> <p>(6)法人税法上の収益事業に係る課税所得の額に重要性が乏しい場合、税効果会計を適用しないで、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。</p> <p>なお、財産目録の表示に関しても重要性の原則が適用される。</p> <p>◎留意事項 9-(2)</p> <p>寄附金の扱い</p> <p>(2)寄附物品については、取得時の時価により、経常経費に対する寄附物品であれば経常経費寄附金収入及び経常経費寄附金収益として計上する。土地などの支払資金の増減に影響しない寄附物品については、事業活動計算書の固定資産受贈額として計上するものとし、資金収支計算書には計上しないものとする。</p> <p>ただし、当該物品が飲食物等で即日消費されるもの又は社会通念上受取寄附金として扱うことが不適当なものはこの限りではない。</p> <p>なお、寄附金及び寄附物品を受受した場合においては、寄附者から寄附申込書を受けることとし、寄附金収益明細書(運用上の取り扱い別紙3(②))を作成し、寄附者、寄附目的、寄附金額等を記載することとする。</p>	<p>請求書 領収書</p> <p>寄附金申込書 寄附金領収書 (控) 寄附金台帳</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	貸借対照表	<p>(1) 計算書類に整合性がとれているか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 貸借対照表の純資産の部と財産目録の差引純資産は一致しているか確認する。</p> <p>(2) 貸借対照表の様式が会計基準に則しているか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 貸借対照表及び財産目録は、法人の資産及び負債について、勘定科目ごとにその価額を表示するものであり、会計基準においては、法人の資産及び負債の評価の方法を規定している。</p> <p>貸借対照表</p> <p>イ 法人単位貸借対照表</p> <p>ロ 貸借対照表内訳表</p> <p>ハ 事業区分貸借対照表内訳表</p> <p>ニ 拠点区分貸借対照表</p> <p>(3) 資産は実在しているか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 計算書類及び財産目録に計上している資産が実在していることが重要である。</p> <p>(4) 資産を取得した場合、原則として取得価額を付しているか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 会計基準において、資産を取得した場合の評価は次のとおり行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として会計帳簿にその取得価額を付さなければならない。なお、取得価額には、資産を取得した際に要した手数料等の付随費用も含む。 ・ 通常要する価額と比較して著しく低い価額で取得した資産又は贈与された資産の評価は、取得又は贈与の時における当該資産の取得のために通常要する価額をもって行う。 	<p>◎会計省令 第33条 (財産目録の金額)</p> <p>財産目録の金額は、貸借対照表に記載した金額と同一とする。</p> <p>◎会計省令 第3号第1様式 (第27条第4項関係) 略</p> <p>◎会計省令 第3号第2様式 (第27条第4項関係) 略</p> <p>◎会計省令 第3号第3様式 (第27条第4項関係) 略</p> <p>◎会計省令 第3号第4様式 (第27条第4項関係) 略</p> <p>◎会計省令 第2条第1項第1号 (会計原則)</p> <p>社会福祉法人は、次に掲げる原則に従って、会計処理を行い、計算書類及びその附属明細書 (以下「計算関係書類」という。) 並びに財産目録を作成しなければならない。</p> <p>一 計算書類は、資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態に関する真実な内容を明瞭に表示すること。</p> <p>◎会計省令 第4条第1項 (資産の評価)</p> <p>資産については、次項から第6項までの場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならない。ただし、受贈又は交換によって取得した資産については、その取得時における公正な評価額を付すものとする。</p> <p>◎運用上の取扱い 14</p> <p>受贈、交換によって取得した資産について (会計基準省令第4条第1項関係)</p> <p>(1) 通常要する価額と比較して著しく低い価額で取得した資産又は贈与された資産の評価は、取得又は贈与の時における当該資産の取得のために通常要する価額をもって行うものとする。</p>	<p>計算書類</p> <p>計算書類 財産目録残高を記録した補助簿預金通帳現物 当座勘定照合表 金融機関発行の残高証明書 棚卸資産の実地棚卸結果 固定資産の地棚卸結果 等</p> <p>計算書類 財産目録残高を記録した補助簿預金通帳現物 当座勘定照合表 金融機関発行の残高証明書 棚卸資産の実地棚卸結果 固定資産の地棚卸結果 等</p> <p>固定資産管理台帳、 新規の固定資産の取得にかかる会計伝票、 契約書及び請求書等の関連証憑 固定資産の配</p>

中区分までを記載し、必要のない中区分の勘定科目は省略可能。
中区分についてやむを得ない場合、勘定科目の追加可能。

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換により取得した資産の評価は、交換に対して提供した資産の帳簿価額をもって行う。 <p>(5) 有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却を行っているか。</p> <p><着眼点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 減価償却は、各年度末における各資産の価額を表示するため、建物、構築物及び車輛運搬具等の使用又は時の経過により価値が減少するもので、耐用年数が1年以上、かつ、原則として1個若しくは1組の金額が10万円以上の有形固定資産及び無形固定資産を対象として、原則として資産ごとに行う。なお、土地など減価が生じない資産については、減価償却を行わない。 ○ 減価償却計算については、有形固定資産については、定額法又は定率法のいずれかの方法により、ソフトウェア等の無形固定資産については、定額法により償却計算を行う。 ○ 減価償却期間が終了している資産については、資産の種別及び取得時期に応じた、残存価額を次の通り計上する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産は取得価額の10%を残存価額とする。ただし、耐用年数到来時においても使用し続けている有形固定資産については、さらに、減価償却期間が終了していることを示す備忘価額(1円)まで償却を行うことが可能である。 ・ 平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産は償却計算を実施するための残存価額をゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却する。 ・ 無形固定資産は取得時期にかかわらず、残存価額をゼロとする。 ○ 各資産の耐用年数については、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)により、適用する償却率等は留意事項別添2(減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証率表)による。 ○ 減価償却計算は、原則として、1年を単位として行うが、年度中途で取得又は売却・廃棄した減価償却資産については、月を単位(月数不足に従って計算し、1か月に満たない端数を生じた時はこれを1か月とする)として計算を行う。 	<p>(2) 交換により取得した資産の評価は、交換に対して提供した資産の帳簿価額をもって行うものとする。</p> <p>◎会計省令 第4条第2項(資産の評価) 有形固定資産及び無形固定資産については、会計年度の末日(会計年度の末日以外の日において評価すべき場合にあっては、その日。以下この条及び次条第二項において同じ。)</p> <p>◎運用上の取扱い 16 減価償却について(会計基準省令第4条第2項関係)</p> <p>(1) 減価償却の対象 耐用年数が1年以上、かつ、使用又は時の経過により価値が減る有形固定資産及び無形固定資産(ただし、取得価額が少額のものを除く。以下「償却資産」という。)に対して毎期一定の方法により償却計算を行わなければならない。 なお、土地など減価が生じない資産(非償却資産)については、減価償却を行うことができないものとする。</p> <p>(2) 減価償却の方法 減価償却の方法としては、有形固定資産については定額法又は定率法のいずれかの方法で償却計算を行う。 また、ソフトウェア等の無形固定資産については定額法により償却計算を行うものとする。 なお、償却方法は、拠点区分ごと、資産の種類ごとに選択し、適用することができる。</p> <p>(3) 減価償却累計額の表示 有形固定資産(有形リース資産を含む。)に対する減価償却累計額を、当該各資産の金額から直接控除した残額のみを記載する方法(以下「直接法」という。)又は当該各資産科目の控除科目として掲記する方法(以下「間接法」という。)のいずれかによる。間接法の場合は、これらの資産に対する控除科目として一括して表示することも妨げない。無形固定資産に対する減価償却累計額は直接法により表示する。</p> <p>◎留意事項 17 減価償却について</p> <p>(1) 減価償却の対象と単位 減価償却は耐用年数が1年以上、かつ、原則として1個若しくは1組の金額が10万円以上の有形固定資産及び無形固定資産を対象とする。減価償却計算の単位は、原則として各資産ごととする。</p> <p>(2) 残存価額 ア 平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産</p>	<p>分に関する計算結果及び工事の見積書等</p> <p>計算書類の附属明細書(基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書)</p> <p>固定資産管理台帳法人が減価償却計算を行っている補助簿</p> <p>減価償却費を計上した会計伝票等</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
			<p>有形固定資産について償却計算を実施するための残存価額は取得価額の10%とする。耐用年数到来時においても使用し続けている有形固定資産については、さらに、備忘価額（1円）まで償却を行うことができるものとする。</p> <p>イ 平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産 有形固定資産について償却計算を実施するための残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却するものとする。ウ 無形固定資産 無形固定資産については、当初より残存価額をゼロとして減価償却を行うものとする。</p> <p>(3) 耐用年数 耐用年数は、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）によるものとする。</p> <p>(4) 償却率等 減価償却の計算は、原則として、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の定めによるものとし、適用する償却率等は別添2（減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証率表）のとおりとする。</p> <p>(5) 減価償却計算期間の単位 減価償却費の計算は、原則として1年を単位として行うものとする。ただし、年度途中で取得又は売却・廃棄した減価償却資産については、月を単位（月数は暦に従って計算し、1か月に満たない端数を生じた時はこれを1か月とする）として計算を行うものとする。</p> <p>(6) 減価償却費の配分の基準 ア 複数の拠点区分又はサービス区分に共通して発生する減価償却費のうち、国庫補助金等により取得した償却資産に関する減価償却費は、国庫補助金等の補助目的に沿った拠点区分又はサービス区分に配分する。 イ ア以外の複数の拠点区分又はサービス区分に共通して発生する減価償却費については、利用の程度に応じた面積、人数等の合理的基準に基づいて毎期継続的に各拠点区分又はサービス区分に配分する。</p>	

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
		<p>(6) 資産について時価評価を適正に行っているか。</p> <p><着眼点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人の資産を適正に表示するため、会計年度の末日における時価がその時の取得価額より著しく低い資産については、当該資産の時価がその時の取得価額まで回復すると認められる場合を除き、時価を付す（時価評価を行う）必要がある。 ○ 時価評価の対象となる「著しく低い」とは、時価が帳簿価額から概ね50%を超えて下落している場合をいう。ただし、「使用価値」（注）を算定することができる有形固定資産又は無形固定資産であって、当該資産の使用価値が時価を超えるものについては、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて、使用価値を付することができる。 <p>（注）「使用価値」により評価できるのは、対価を伴う事業に供している固定資産に限られ、資産又は資産グループを単位とし、継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値をもって算定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人の資産については、不動産や現預金の他、安全・確実な方法により管理運用を行うことを原則とするものであるから、寄附を受けた株式等を除き、上記の時価評価を行わなければならない場合は少ないと考えられる。 <p>(7) 有価証券の価額について適正に評価しているか。</p> <p><着眼点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 有価証券の評価については、満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券をいう。）以外の有価証券のうち市場価格のあるものは、会計年度の末日においてその時の時価を付する。一方、満期保有目的の債券は、債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照価額とする。 	<p>◎会計省令 第4条第3項（資産の評価）</p> <p>会計年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産については、当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められる場合を除き、時価を付さなければならない。ただし、使用価値を算定することができる有形固定資産又は無形固定資産であって、当該資産の使用価値が時価を超えるものについては、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて、使用価値を付することができる。</p> <p>◎運用上の取扱い 17</p> <p>固定資産の使用価値の見積もりについて（会計基準省令第4条第3項関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）使用価値により評価できるのは、対価を伴う事業に供している固定資産に限られるものとする。 （2）使用価値は、資産又は資産グループを単位とし、継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値をもって算定する。 <p>◎留意事項 22 資産価値の下落について</p> <p>会計基準省令第4条第3項に規定する会計年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産とは、時価が帳簿価額から概ね50%を超えて下落している場合をいうものとする。</p> <p>◎会計省令 第4条第5項（資産の評価）</p> <p>満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券をいう。第29条第1項第11号において同じ。）以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、会計年度の末日においてその時の時価を付さなければならない。</p> <p>◎運用上の取扱い 15</p> <p>満期保有目的の債券の評価について（会計基準省令第4条第5項関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）評価について <p>満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。</p>	<p>固定資産管理台帳 時価評価の必要性の有無を判定している法人作成資料 時価評価に係る会計伝票等</p> <p>市場価格のある有価証券（満期保有目的の債券を除く。）について時価評価の必要性の有無を判断している法人作成資料 時価評価に係る会計伝票等 満期保有目的の債券について償却原価法に係る法人作成資料 償却原価法に係る会計伝票等</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
		<p>(8) 棚卸資産について適正に評価しているか。</p> <p><着眼点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 棚卸資産（貯蔵品、医薬品、診療・療養費等材料、給食用材料、商品・製品、仕掛品、原材料等）は、数量と単価により評価される。 ○ 数量については、継続的に記録される場合であっても帳簿の数量と実際の数量に誤差が生じる可能性があるため、経理規程で会計年度ごとに実地棚卸を行うことが規定されている。 ○ 単価については、会計年度末における時価がその時の取得原価より低いときは、時価を付しているかを確認する。この場合の「時価」とは、公正な評価額をいい、市場価格に基づく価額をいう。 	<p>◎会計省令 第4条第6項（資産の評価）</p> <p>棚卸資産については、会計年度の末日における時価がその時の取得原価より低いときは、時価を付さなければならない。</p>	<p>棚卸資産について時価評価の必要性の有無を判定している法人作成資料 棚卸資産の管理のために作成している帳簿等時価評価に係る会計伝票等</p>

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
		<p>(9) 負債は網羅的に計上されているか(引当金を除く)。</p> <p><着眼点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 負債は網羅的に計上されているか。 ○ 負債のうち、債務は原則として債務額で計上されているか。資金繰りが悪化し、借入金の利息を支払っていない場合も当該利息を債務に計上する必要がある。 <p>(10) 引当金は適正かつ網羅的に計上されているか。徴収不能引当金、賞与引当金、退職給付引当金以外)</p> <p><着眼点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引当金とは、将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当該会計年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができる場合に、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の費用として繰り入れるものであり、会計基準においては、徴収不能引当金、賞与引当金、退職給付引当金及び役員退職慰労引当金の取扱いについて個別に定めている(注)。 (注) 平成28年11月1日付けの改正前の運用上の取扱いにおいては、引当金は当分の間、上記の3種類の引当金に限る旨を定めていたが、当該改正により削除され、3種類の引当金以外についても、要件を満たすものは計上することができるようになった。 ○ 引当金は、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部に計上又は資産の部に控除項目として記載するものであり、原則として、引当金のうち賞与引当金のように通常1年以内に使用される見込みのものは流動負債に計上し、退職給付引当金のように通常1年を超えて使用される見込みのものは固定負債に計上する。 ○ 引当金については、全ての要件に該当する場合には計上が必要である。 ○ 特に、役員に対し支払う退職慰労金は、在任期間中の職務遂行に対する後払いの報酬と考えられており、役員報酬と同様の手続を経る必要がある。支給額が役員退職慰労金に関する規程(役員報酬基準)により合理的に見積もることが可能な場合には、将来支給する退職慰労金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の役員退職慰労引当金繰入に計上し、負債として認識すべき残高を役員退職慰労引当金として計上する。 ○ 全ての要件に該当する場合以外の、利益を留保する目的で計上された引当金は認められない。 <p>(11) 債権について徴収不能引当金を適正に計上しているか。</p> <p><着眼点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 徴収不能引当金は、原則として、毎会計年度末において徴収することが不可能な債権(事業未収金、未収金、受取手形、貸付金等)を個別に判断し、当該債権を徴収不能引当金に計上する方法(以下、「個別法」という。)によるとともに、これらの債権について、過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を計上する(以下、「一括法」という。)によるものであり、徴収不能引当金は、貸借対照表 	<p>◎会計省令 第5条第1項(負債の評価)</p> <p>負債については、次項の場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならない。</p> <p>◎会計省令 第5条第2項(負債の評価)</p> <p>次に掲げるもののほか、引当金については、会計年度の末日において、将来の費用の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該会計年度の負担に属する金額を費用として繰り入れることにより計上した額を付さなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 賞与引当金 二 退職給付引当金 三 役員退職慰労引当金 <p>◎運用上の取扱い 18-(1)、(4)</p> <p>引当金について(会計基準省令第5条第2項関係)</p> <p>(1) 将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当該会計年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができる場合には、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の費用として引当金に繰り入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部に計上又は資産の部に控除項目として記載する。</p> <p>(4) 職員に対し退職金を支給することが定められている場合には、将来支給する退職金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を退職給付引当金として計上するものとする。なお、役員に対し在任期間中の職務執行の対価として退職慰労金を支給することが定められており、その支給額が規程等により適切に見積もることが可能な場合には、将来支給する退職慰労金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の役員退職慰労引当金繰入に計上し、負債として認識すべき残高を役員退職慰労引当金として計上するものとする。なお、退職慰労金を支給した際、支給金額については役員退職慰労金支出に計上するものとする。</p> <p>◎会計省令 第4条第4項(資産の評価)</p> <p>受取手形、未収金、貸付金等の債権については、徴収不能のおそれがあるときは、会計年度の末日においてその時に徴収することができないと見込まれる額を控除しなければならない。</p> <p>◎運用上の取扱い 18-(2)</p> <p>引当金について(会計基準省令第5条第2項関係)</p> <p>(2) 原則として、引当金のうち賞与引当金のように通常1年以内に使用</p>	<p>引当金明細書(計算書類の附属明細書)</p> <p>役員退職慰労引当金の計上の必要性の有無を検討している法人作成資料</p> <p>役員退職慰労金に関する規程(役員報酬基準)</p> <p>役員退職慰労引当金に係る会計伝票等</p> <p>引当金明細書(計算書類の附属明細書)</p> <p>個別法及び一括法による徴収不能引当金の計上の必要性の有無</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
		<p>において金銭債権から控除する形で表示する。なお、一括法については、過去の貸倒実績率による徴収不能額の見積もりについては、客観的根拠に基づき算定されるべきであり、過去に貸倒の実績（日常的取引に係る債権や福祉サービス等の利用者負担額に係る債権等であって、少額であるため貸倒れによる法人の財務状況への影響が軽微な債権に係るものを除く。）を有する法人は、経理規程等で見積もりの方法を定めておくことが望ましい。この場合は経理規程等に基づく方法により徴収不能引当金を計上することが求められる。</p> <p>(12) 賞与引当金を適正に計上しているか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 賞与引当金は、法人と職員との雇用関係に基づき、毎月の給料の他に賞与を支給する場合において、翌期に支給する職員の賞与のうち支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を計上する。</p>	<p>される見込みのものは流動負債に計上し、退職給付引当金のように通常1年を超えて使用される見込みのものは固定負債に計上するものとする。</p> <p>また、徴収不能引当金は、直接法又は間接法のいずれかを選択して、当該金銭債権から控除するものとする。</p> <p>◎留意事項 18- (1)</p> <p>引当金について</p> <p>(1) 徴収不能引当金について</p> <p>ア 徴収不能引当金の計上は、原則として、毎会計年度末において徴収することが不可能な債権を個別に判断し、当該債権を徴収不能引当金に計上する。</p> <p>イ ア以外の債権（以下「一般債権」という。）については、過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を徴収不能引当金として計上する。</p> <p>◎会計省令 第5条第2項第1号（負債の評価）</p> <p>次に掲げるもののほか、引当金については、会計年度の末日において将来の費用の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該会計年度の負担に属する金額を費用として繰り入れることにより計上した額を付さなければならない。</p> <p>1 賞与引当金</p> <p>◎運用上の取扱い 18- (2)、(3)</p> <p>引当金について（会計基準省令第5条第2項関係）</p> <p>(2) 原則として、引当金のうち賞与引当金のように通常1年以内に使用される見込みのものは流動負債に計上し、退職給付引当金のように通常1年を超えて使用される見込みのものは固定負債に計上するものとする。</p> <p>また、徴収不能引当金は、直接法又は間接法のいずれかを選択して、当該金銭債権から控除するものとする。</p> <p>(3) 職員に対し賞与を支給することとされている場合、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を賞与引当金として計上するものとする。</p> <p>◎留意事項 18- (2)</p> <p>引当金について</p> <p>(2) 賞与引当金について</p> <p>賞与引当金の計上は、法人と職員との雇用関係に基づき、毎月の給料の他に賞与を支給する場合において、翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を賞与引当金として計上する。</p>	<p>を検討している法人作成資料 徴収不能引当金の計上に係る会計伝票等</p> <p>引当金明細書（計算書類の附属明細書） 賞与引当金のに係る会計伝票等 賞与引当金の計上の必要性の有無を検討している法人作成資料</p>

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
		<p>(13)退職給付引当金を適正に計上しているか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 退職給付引当金は、職員に対し退職金を支給することが定められている場合に、将来支給する退職金のうち当該会計年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を計上する。ただし、退職給付の対象となる職員数が300人未満の法人のほか、職員数が300人以上であっても、年齢や勤務期間に偏りがあるなどにより数理計算結果に一定の高い水準の信頼性が得られない法人や原則的な方法により算定した場合の額と期末要支給額との差異に重要性が乏しいと考えられる法人においては、退職一時金に係る債務について期末要支給額により算定することができる。</p> <p>○ ただし、法人が公的な退職金制度を活用している場合については、その内容に応じて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び確定拠出年金制度のように拠出以後に追加的な負担が生じない外部拠出型の制度を活用する場合は、当該制度の対象となる者については、法人の資産から退職金の支払いを行うことはないため、退職給与引当金の計上は行わず、当該制度に基づく要拠出額である掛金額をもって費用処理すること ・ 都道府県等の実施する退職共済制度において、退職一時金制度等の確定給付型を採用している場合は、約定の額を退職給付引当金に計上する。ただし、被共済職員個人の拠出金がある場合は、約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額を退職給付引当金に計上することが原則であるが、簡便法として、期末退職金要支給額（約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額）を退職給付引当金とし同額の退職給付引当資産を計上する方法や、社会福祉法人の負担する掛金額を退職給付引当資産とし同額の退職給付引当金を計上する方法を用いることができることとされている。 	<p>◎会計省令 第5条第2項第2号（負債の評価）</p> <p>次に掲げるもののほか、引当金については、会計年度の末日において、将来の費用の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該会計年度の負担に属する金額を費用として繰り入れることにより計上した額を付さなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 賞与引当金 2 退職給付引当金 3 役員退職慰労引当金 <p>◎運用上の取扱い 18－（4）</p> <p>引当金について（会計基準省令第5条第2項関係）</p> <p>（4）職員に対し退職金を支給することが定められている場合には、将来支給する退職金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を退職給付引当金として計上するものとする。</p> <p>◎留意事項 18－（3）</p> <p>引当金について</p> <p>（3）退職給付引当金について 21 を参照のこと。</p> <p>21 退職給付会計について</p> <p>（1）期末要支給額による算定について</p> <p>退職給付会計の適用に当たり、退職給付の対象となる職員数が300人未満の社会福祉法人のほか、職員数が300人以上であっても、年齢や勤務期間に偏りがあるなどにより数理計算結果に一定の高い水準の信頼性が得られない社会福祉法人や原則的な方法により算定した場合の額と期末要支給額との差異に重要性が乏しいと考えられる社会福祉法人においては、退職一時金に係る債務について期末要支給額により算定することができるものとする。</p> <p>（2）独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の会計処理</p> <p>独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び確定拠出年金制度のように拠出以後に追加的な負担が生じない外部拠出型の制度については、当該制度に基づく要拠出額である掛金額をもって費用処理する。</p> <p>（3）都道府県等の実施する退職共済制度の会計処理</p> <p>ア 共済契約者である社会福祉法人</p> <p>退職一時金制度等の確定給付型を採用している場合は、約定の額を退職給付引当金に計上する。ただし被共済職員個人の拠出金がある場合は、約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額を退職給付引当金に計上する。</p> <p>なお、簡便法として、期末退職金要支給額（約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額）を退</p>	<p>引当金明細書（計算書類の附属明細書）</p> <p>退職給付引当金の計上の必要性の有無を検討している法人作成資料</p> <p>退職給付引当金に係る会計伝票等</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
		<p>(15)純資産は適正に計上されているか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 貸借対照表に計上する純資産については、会計基準において、基本金、国庫補助金等特別積立金、その他の積立金及び次期繰越活動増減差額が定められている。純資産については、基本金を元に行われる法人設立以降の法人の事業活動の結果としての財産の増減を示すものとして貸借対照表に表示されるものであり、これらについては、会計基準に従い、貸借対照表に適正に計上される必要がある。</p> <p>(16)基本金について適正に計上されているか</p> <p><着眼点></p> <p>○ 基本金には、社会福祉法人が事業開始等に当たって財源として受け入れた寄附金の額を計上する。</p> <p>① 第1号基本金 社会福祉法人の設立並びに施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得すべきものとして指定された寄附金の額(具体的には、土地、施設の創設、増築、増改築における増築分、拡張における面積増加分及び施設の創設及び増築時等における初度設備整備、非常通報装置設備整備、屋内消火栓設備整備等の基本財産等の取得に係る寄附金の額)</p> <p>② 第2号基本金 第1号の資産の取得等に係る借入金の元金償還に充てるものとして指定された寄附金の額(具体的には、施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得するにあたって、借入金が生じた場合において、その借入金の返済を目的として収受した寄附金の総額)</p> <p>③ 第3号基本金 施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受した寄附金の額(具体的には、審査要領第2の(3)に定める、当該法人の年間事業費の1/2分の1以上に相当する寄附金の額及び増築等の際に運転資金に充てるために収受した寄附金の額)</p>	<p>職給付引当金とし同額の退職給付引当資産を計上する方法や、社会福祉法人の負担する掛金額を退職給付引当資産とし同額の退職給付引当金を計上する方法を用いることができるものとする。</p> <p>イ 退職共済事業実施者である社会福祉法人</p> <p>退職共済事業実施者である社会福祉法人が、共済契約者である法人及び加入者から受領した掛金は資産に計上し、同額を負債として認識する。資産は、会計基準省令第4条に規定する資産の評価の方法に従って評価する。負債は、資産の増減額と同額を負債に加減し、会計基準省令第5条の債務額とする。</p> <p>なお、拠点区分又はサービス区分を適切に設定して管理すること。</p> <p>◎会計省令 第26条第2項(貸借対照表の区分)</p> <p>純資産の部は、基本金、国庫補助金等特別積立金、その他の積立金及び次期繰越活動増減差額に区分するものとする。</p> <p>◎会計省令 第6条第1項(純資産)</p> <p>基本金には、社会福祉法人が事業開始等に当たって財源として受け入れた寄附金の額を計上するものとする。</p> <p>◎運用上の取扱い 11、12</p> <p>11 基本金への組入れについて(会計基準省令第6条第1項、第22条第4項関係)</p> <p>会計基準省令第6条第1項に規定する基本金は以下のものとする。</p> <p>(1)社会福祉法人の設立並びに施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得すべきものとして指定された寄附金の額</p> <p>(2)前号の資産の取得等に係る借入金の元金償還に充てるものとして指定された寄附金の額</p> <p>(3)施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受した寄附金の額また、基本金への組入れは、同項に規定する寄附金を事業活動計算書の特別収益に計上した後、その収益に相当する額を基本金組入額として特別費用に計上して行う。</p> <p>12 基本金の取崩しについて(会計基準省令第22条第6項関係)</p> <p>社会福祉法人が事業の一部又は全部を廃止し、かつ基本金組み入れの対象となった基本財産又はその他の固定資産が廃棄され、又は売却された場合には、当該事業に関して組み入れられた基本金の一部又は全部の額を取り崩し、その金額を事業活動計算書の繰越活動増減差額の部に計</p>	<p>計算書類 基本金明細書(計算書類の附属明細書) 寄附の受け入れに関する書類(寄附申込書、贈与契約書等) 基本金の計上に係る会計伝票等</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
		<p>○ 基本金への組入れは、同項に規定する寄附金を事業活動計算書の特別収益に計上した後、その収益に相当する額を基本金組入額として特別費用に計上して行う。</p> <p>○ 法人が事業の一部又は全部を廃止し、かつ基本金組み入れの対象となった基本財産又はその他の固定資産が廃棄され、又は売却された場合には、当該事業に関して組み入れられた基本金の一部又は全部の額を取り崩し、その金額を事業活動計算書の繰越活動増減差額の部に計上する。</p>	<p>上する。</p> <p>◎留意事項 14 基本金について</p> <p>(1) 基本金 会計基準省令第6条第1項及び運用上の取り扱い第11に規定する基本金として計上する額とは、次に掲げる額をいう。 ア 運用上の取り扱い第11(1)に規定する基本金について 運用上の取り扱い第11(1)に規定する社会福祉法人の設立並びに施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得すべきものとして指定された寄附金の額とは、土地、施設の創設、増築、増改築における増築分、拡張における面積増加分及び施設の創設及び増築時等における初度設備整備、非常通報装置設備整備、屋内消火栓設備整備等の基本財産等の取得に係る寄附金の額とする。さらに、地方公共団体から無償又は低廉な価額により譲渡された土地、建物の評価額(又は評価差額)は、寄附金とせず、国庫補助金等を含めて取り扱うものとする。 なお、設備の更新、改築等に当たっての寄附金は基本金に含まないものとする。 イ 運用上の取り扱い第11(2)に規定する基本金について 運用上の取り扱い第11(2)に規定する資産の取得等に係る借入金の元金償還に充てるものとして指定された寄附金の額とは、施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得するにあたって、借入金が生じた場合において、その借入金の返済を目的として収受した寄附金の総額をいう。 ウ 運用上の取り扱い第11(3)に規定する基本金について 運用上の取り扱い第11(3)に規定する施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受した寄附金の額とは、平成12年12月1日障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長、厚生省児童家庭局企画課長連名通知「社会福祉法人の認可について」別添社会福祉法人審査要領第2(3)に規定する、当該法人の年間事業費の12分の1以上に相当する寄附金の額及び増築等の際に運転資金に充てるために収受した寄附金の額をいう。</p> <p>(2) 基本金の組入れ 会計基準省令第6条第1項及び運用上の取り扱い第11に規定する基本金への組み入れについては、複数の施設に対して一括して寄附金を受け入れた場合には、最も合理的な基準に基づいて各拠点区分に配分することとする。 なお、基本金の組み入れは会計年度末に一括して合計額を計上する</p>	

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
		<p>(17) 国庫補助金等特別積立金について適正に計上されているか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 国庫補助金等特別積立金は、施設及び設備の整備のために国、地方公共団体等から受領した補助金、助成金、交付金等（以下「国庫補助金等」という。）(注)の額を計上するものであり、具体的には、次のものを計上する。</p> <p>① 施設及び設備の整備のために国及び地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等</p> <p>② 設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業 に対する補助金等に相当するもの</p> <p>(注) 国庫補助金等とは、「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助金について」(平成 17 年 10 月 5 日付厚生労働省発社援第 1005003 号厚生労働省事務次官通知)に定める施設整備事業に対する補助金など、主として固定資産の取得に充てられることを目的として、国及び地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等をいう。また、次のものも国庫補助金等に含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車競技法第 2 4 条第 6 号などに基づいたいわゆる民間公益補助事業による助成金等 ・ 施設整備及び設備整備の目的で共同募金会から受ける受配者指定寄附金以外の配分金 ・ 設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するもの 	<p>ことができるものとする。</p> <p>(3) 基本金の取崩し 運用上の取り扱い第 12 に規定する基本金の取崩しについても各拠点区分において取崩しの処理を行うこととする。 なお、基本金を取り崩す場合には、基本財産の取崩しと同様、事前に所轄庁に協議し、内容の審査を受けなければならない。</p> <p>(4) 基本金明細書の作成 基本金の組入れ及び取崩しに当たっては、基本金明細書（運用上の取り扱い別紙 3 (⑥)) を作成し、それらの内容を記載することとする。</p> <p>◎会計省令 第 6 条第 2 項（純資産） 国庫補助金等特別積立金には、社会福祉法人が施設及び設備の整備のために国、地方公共団体等から受領した補助金、助成金、交付金等（第 2 2 条第四項において「国庫補助金等」という。）の額を計上するものとする。</p> <p>◎運用上の取扱い 9、10 9 国庫補助金等特別積立金の取崩しについて（会計基準省令第 6 条第 2 項、第 2 2 条第 1 項及び第 4 項関係） 国庫補助金等特別積立金は、施設及び設備の整備のために国又は地方公共団体等から受領した国庫補助金等に基づいて積み立てられたものであり、当該国庫補助金等の目的は、社会福祉法人の資産取得のための負担を軽減し、社会福祉法人が経営する施設等のサービス提供者のコスト負担を軽減することを通して、利用者の負担を軽減することである。 したがって、国庫補助金等特別積立金は、毎会計年度、国庫補助金等により取得した資産の減価償却費等により事業費用として費用配分される額の国庫補助金等の当該資産の取得原価に対する割合に相当する額を取り崩し、事業活動計算書のサービス活動費用に控除項目として計上しなければならない。 また、国庫補助金等特別積立金の積立ての対象となった基本財産等が廃棄され又は売却された場合には、当該資産に相当する国庫補助金等特別積立金の額を取崩し、事業活動計算書の特別費用に控除項目として計上しなければならない。</p> <p>10 国庫補助金等特別積立金への積立てについて（会計基準省令第 6 条第 2 項、第 2 2 条第 4 項関係） 会計基準省令第 6 条第 2 項に規定する国庫補助金等特別積立金として以下のものを計上する。</p> <p>(1) 施設及び設備の整備のために国及び地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等を計上するものとする。</p> <p>(2) 設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に</p>	<p>国庫補助金等特別積立金明細書 (計算書類の附属明細書)</p> <p>国庫補助金等特別積立金の積み立て 取り崩しに係る伝票等</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
			<p>相当するものは国庫補助金等特別積立金に計上するものとする。</p> <p>また、会計基準省令第6条第2項に規定する国庫補助金等特別積立金の積立ては、同項に規定する国庫補助金等の収益額を事業活動計算書の特別収益に計上した後、その収益に相当する額を国庫補助金等特別積立金積立額として特別費用に計上して行う。</p> <p>◎留意事項 14 基本金について (1)基本金 会計基準省令第6条第1項及び運用上の取り扱い第11に規定する基本金として計上する額とは次に掲げる額をいう。 ア 運用上の取り扱い第11(1)に規定する基本金について 運用上の取り扱い第11(1)に規定する社会福祉法人の設立並びに施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得すべきものとして指定された寄附金の額とは、土地、施設の創設、増築、増改築における増築分、拡張における面積増加分及び施設の創設及び増築時等における初度設備整備、非常通報装置設備整備、屋内消火栓設備整備等の基本財産等の取得に係る寄附金の額とする。 さらに、地方公共団体から無償又は低廉な価額により譲渡された土地、建物の評価額（又は評価差額）は、寄附金とせず、国庫補助金等に含めて取り扱うものとする。</p> <p>◎留意事項 15 国庫補助金等特別積立金について (1)国庫補助金等 会計基準省令第6条第2項及び運用上の取り扱い第10に規定する国庫補助金等とは、「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」（平成17年10月5日付厚生労働省発社援第1005003号）に定める施設整備事業に対する補助金など、主として固定資産の取得に充てられることを目的として、国及び地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等をいう。また、国庫補助金等には、自転車競技法第24条第6号などに基づいたいわゆる民間公益補助事業による助成金等を含むものとする。 なお、施設整備及び設備整備の目的で共同募金会から受ける受配者指定寄附金以外の配分金も国庫補助金等を含むものとする。 また、設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するものは国庫補助金等とする。</p> <p>(2)国庫補助金等特別積立金の積立て ア 国庫補助金等特別積立金の積立て 会計基準省令第6条第2項及び運用上の取り扱い第10に規定する国庫補助金等特別積立金については、国又は地方公共団体等から</p>	

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
			<p>受け入れた補助金、助成金及び交付金等の額を各拠点区分で積み立てることとし、合築等により受け入れる拠点区分が判明しない場合、又は複数の施設に対して補助金を受け入れた場合には、最も合理的な基準に基づいて各拠点区分に配分することとする。設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するものとして国庫補助金等とされたものは、実際に償還補助があったときに当該金額を国庫補助金等特別積立金に積立てるものとする。</p> <p>また、当該国庫補助金等が計画通りに入金されなかった場合については、差額部分を当初の予定額に加減算して、再度配分計算を行うものとする。ただし、当該金額が僅少な場合は、再計算を省略することができるものとする。さらに、設備資金借入金の償還補助が打ち切られた場合の国庫補助金等については、差額部分を当初の予定額に加減算して、再度配分計算をし、経過期間分の修正を行うものとする。当該修正額は原則として特別増減の部に記載するものとするが、重要性が乏しい場合はサービス活動外増減の部に記載できるものとする。</p> <p>イ 国庫補助金等特別積立金の取崩し</p> <p>運用上の取り扱い第9に規定する国庫補助金等特別積立金の減価償却等による取崩し及び国庫補助金等特別積立金の対象となった基本財産等が廃棄又は売却された場合の取崩しの場合についても各拠点区分で処理することとする。</p> <p>また、国庫補助金等はその効果を発現する期間にわたって、支出対象経費（主として減価償却費をいう）の期間費用計上に対応して国庫補助金等特別積立金取崩額をサービス活動費用の控除項目として計上する。</p> <p>なお、非償却資産である土地に対する国庫補助金等は、原則として取崩しという事態は生じず、将来にわたっても純資産に計上する。</p> <p>さらに、設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するものとして積み立てられた国庫補助金等特別積立金の取崩額の計算に当たっては、償還補助総額を基礎として支出対象経費（主として減価償却費をいう）の期間費用計上に対応して国庫補助金等特別積立金取崩額をサービス活動費用の控除項目として計上する。</p> <p>ウ 国庫補助金等特別積立金明細書の作成</p> <p>国庫補助金等特別積立金の積み立て及び取崩しに当たっては、</p>	

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
		<p>(18)その他の積立金について適正に計上されているか。</p> <p><着眼点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ その他の積立金は、将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるため、法人が理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額を計上するものであり、当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合に、その範囲内で将来の特定の目的のために積立金（注）を積み立てることができる。 （注） 就労支援事業に係る工賃変動積立金及び設備等整備積立金の取扱いについては、会計基準において取扱いが定められている。 ○ その他の積立金を計上する際は、積立ての目的を示す名称を付して、同額の積立資産を積み立てること、また、積立金に対応する積立資産を取崩す場合には、当該積立金を同額取崩すこととされている。 	<p>国庫補助金等特別積立金明細書（運用上の取り扱い別紙3（⑦））を作成し、それらの内容を記載することとする。</p> <p>◎会計省令 第6条第3項（純資産） その他の積立金には、将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるため、社会福祉法人が理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額を計上するものとする。</p> <p>◎運用上の取扱い 19 積立金と積立資産の関係について（会計基準省令第6条第3項関係） 事業活動計算書（第2号第4様式）の当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合には、その範囲内で将来の特定の目的のために積立金を積み立てることができるものとする。積立金を計上する際は、積立ての目的を示す名称を付し、同額の積立資産を積み立てるものとする。 また、積立金に対応する積立資産を取崩す場合には、当該積立金を同額取崩すものとする。</p> <p>◎運用上の取扱い 附属明細書 別紙3（⑫）積立金・積立資産明細書</p> <p>◎留意事項 19 積立金と積立資産について</p> <p>（1）積立資産の積立て 運用上の取り扱い第19において積立金を計上する際は同額の積立資産を積み立てることとしているが、資金管理上の理由等から積立資産の積立てが必要とされる場合には、その名称・理由を明確化した上で積立金を積み立てずに積立資産を計上できるものとする（運用上の取り扱い別紙3（⑫）「積立金・積立資産明細書」参照）。</p> <p>（2）積立資産の積立ての時期 積立金と積立資産の積立ては、増減差額の発生した年度の計算書類に反映させるものであるが、専用の預金口座で管理する場合は、遅くとも決算理事会終了後2か月を越えないうちに行うものとする。</p> <p>（3）就労支援事業に関する積立金 就労支援事業については、指定基準において「就労支援事業収入から就労支援事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない」としていることから、原則として剰余金は発生しないものである。 しかしながら、将来にわたり安定的に工賃を支給し、又は安定的かつ円滑に就労支援事業を継続するため、また、次のような特定の目的の支出に備えるため、理事会の議決に基づき就労支援事業別事業活動明細書の就労支援事業活動増減差額から一定の金額を次の積立金として計上することができるものとする。 また、積立金を計上する場合には、同額の積立資産を計上することによりその存在を明らかにしなければならない。</p>	<p>積立金・積立資産明細書（計算種類の附属明細書） その他の積立金の積み立て、取り崩しに係る伝票等</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
			<p>なお、次の積立金は、当該年度の利用者賃金及び利用者工賃の支払額が、前年度の利用者賃金及び利用者工賃の支払実績額を下回らない場合に限り、計上できるものとする。</p> <p>ア 工賃変動積立金</p> <p>毎会計年度、一定の工賃水準を利用者に保障するため、将来の一定の工賃水準を下回る工賃の補填に備え、次に掲げる各事業年度における積立額及び積立額の上限額の範囲内において、「工賃変動積立金」を計上できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業年度における積立額：過去3年間の平均工賃の10%以内 ・積立額の上限額：過去3年間の平均工賃の50%以内 <p>なお、保障すべき一定の工賃水準とは、過去3年間の最低工賃（天災等により工賃が大幅に減少した年度を除く。）とし、これを下回った年度については、理事会の議決に基づき工賃変動積立金及び工賃変動積立資産を取り崩して工賃を補填し、補填された工賃を利用者に支給するものとする。</p> <p>イ 設備等整備積立金就労支援事業を安定的かつ円滑に継続するため、就労支援事業に要する設備等の更新、又は新たな業種への展開を行うための設備等の導入のための資金需要に対応するため、次に掲げる各事業年度における積立額及び積立額の上限額の範囲内において、設備等整備積立金を計上できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業年度における積立額：就労支援事業収入の10%以内 ・積立額の上限額：就労支援事業資産の取得価額の75%以内 <p>なお、設備等整備積立金の積み立てに当たっては、施設の大規模改修への国庫補助、高齢・障害者雇用支援機構の助成金に留意することとし、設備等整備積立金により就労支援事業に要する設備等の更新、又は新たな業種への展開を行うための設備等を導入した場合には、対応する積立金及び積立資産を取り崩すものとする。</p> <p>ウ 積立金の流用及び繰替使用</p> <p>積立金は、上述のとおり、一定の工賃水準の保障、就労支援事業の安定的かつ円滑な継続という特定の目的のために、一定の条件の下に認められるものであることから、その他の目的のための支出への流用（積立金の流用とは、積立金の取り崩しではなく、積立金に対応して設定した積立資産の取崩しをいう。）は認められない。</p> <p>しかしながら、就労支援事業に伴う自立支援給付費収入の受取時期が、請求及びその審査等に一定の時間を要し、事業の実施月から見て2か月以上遅延する場合は想定されることから、このような場合に限り、上述の積立金に対応する資金の一部を一時繰替使用することができるものとする。</p> <p>ただし、繰替えて使用した資金は、自立支援給付費収入により</p>	

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
(4) 会計帳簿	1 会計帳簿は適正に整備されているか。	<p>(1) 各拠点に仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成しているか。</p> <p>(2) 計算書類に係る各勘定科目の金額について主要簿と一致しているか。</p> <p><着眼点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人は、原則として、会計帳簿として各拠点区分に仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成し、備え置き、これらの会計帳簿及び必要な補助簿の作成について経理規程等に定めることが求められる。また、会計帳簿は書面又は電磁的記録をもって作成し、法人は、会計帳簿の閉鎖の時から10年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない（法第45条の24）。 ○ 固定資産の管理については、固定資産管理台帳を作成し、基本財産（有形固定資産）及びその他の固定資産（有形固定資産及び無形固定資産）に関する個々の資産の管理を行わなければならない。 ○ 法人は、会計帳簿に基づき計算書類を作成することとされており、計算書類における各勘定科目の金額は総勘定元帳等の金額と一致していなければならない。 	<p>必ず補填することとし、積立金の目的の達成に支障を来さないように留意すること。</p> <p>(4) 授産事業に関する積立金 授産施設は、最低基準において「授産施設の利用者には、事業収入の額から、事業に必要な経費の額を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならない。」と規定していることから、原則として剰余金は発生しないものである。 しかしながら、会計基準省令第6条第3項に規定する「その他の積立金」により、人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金、工賃平均積立金等の積立金として処理を行うことは可能である。 なお、積立金を計上する場合には、同額の積立資産を計上することによりその存在を明らかにしなければならない。</p> <p>◎社会福祉法 第45条の24（会計帳簿の作成及び保存） 社会福祉法人は、厚生労働省令で定めるところにより、適時に、正確会計帳簿を作成しなければならない。</p> <p>2 社会福祉法人は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。</p> <p>◎会計省令 第2条第2号（会計原則） 社会福祉法人は、次に掲げる原則に従って、会計処理を行い、計算書類、その附属明細書及び財産目録（以下「計算書類等」という。）を作成しなければならない。</p> <p>2 計算書類は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成すること。</p> <p>◎会計省令 第3条（会計帳簿の作成） 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第44条第3項の規定により社会福祉法人が作成すべき会計帳簿に付すべき資産、負債及び純資産の価額その他会計帳簿の作成に関する事項については、この章の定めるところによる。</p> <p>2 会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない</p> <p>◎会計省令 第7条の2（各会計年度に係る計算書類） 社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める計算書類の作成を省略することができる。</p> <p>一 事業区分が法第二条第一項に規定する社会福祉事業のみである場合 前項第一号ロ並びに第二号イ（2）及びロ（2）</p> <p>二 拠点区分の数が一である場合 前項第一号ロ及びハ並びに第二号イ（2）及び（3）並びにロ（2）及び（3）</p> <p>三 事業区分において拠点区分の数が一である場合 前項第一号ハ並びに第二号イ（3）及びロ（3）</p>	<p>経理規程等に定められた会計帳簿 計算書類 固定資産管理台帳</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
(5) 附属明細書等	1 注記が法令に基づき適正に作成されているか。	<p>(1) 注記に係る勘定科目と金額が計算書類と整合しているか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 注記事項のうち下記については、計算書類における金額の補足であるため、計算書類の金額と一致していなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本財産の増減の内容及び金額（注記事項の6） ・ 基本基金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し（注記事項の7） ・ 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高（注記事項の9） ・ 債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高（注記事項の10） 	<p>◎留意事項 2－（3）</p> <p>2 予算と経理</p> <p>（3）会計帳簿は、原則として、各拠点区分に仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成し、備え置くものとする。</p> <p>◎留意事項 27</p> <p>固定資産管理台帳について</p> <p>基本財産（有形固定資産）及びその他の固定資産（有形固定資産及び無形固定資産）は個々の資産の管理を行うため、固定資産管理台帳を作成するものとする。</p> <p>◎会計省令 第29条（計算書類の注記）</p> <p>計算書類には、法人全体について次に掲げる事項を注記しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 会計年度の末日において、社会福祉法人が将来にわたって事業を継続するとの前提（以下この号において「継続事業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合には、継続事業の前提に関する事項 二 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等計算書類の作成に関する重要な会計方針 三 重要な会計方針を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額 四 法人で採用する退職給付制度 五 法人が作成する計算書類並びに拠点区分及びサービス区分 六 基本財産の増減の内容及び金額 七 基本基金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩しを行った場合には、その旨、その理由及び金額 八 担保に供している資産に関する事項 九 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 十 債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高 十一 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 十二 関連当事者との取引の内容に関する事項 十三 重要な偶発債務 十四 重要な後発事象 十五 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け 十六 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項 <p>2 前項第十二号に規定する「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 当該社会福祉法人の常勤の役員又は評議員として報酬を受けている者 	<p>計算書類</p> <p>計算書類に対する注記（法人全体）</p> <p>計算書類に対する注記（拠点区分）</p>

事項	内容	解説			根拠法令等	書類等																																										
	<p>(2) 計算書類の注記について注記すべき事項が記載されているか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 計算書類においては、その内容を補足するために、法人全体及び拠点区分ごとに注記事項が次のとおり定められている。なお、拠点区分が1つの法人は、法人全体と同一の内容となるため、拠点区分に関する注記は省略できるとされている。また、注記事項に該当しない場合には、事項によって、記載自体を省略できるものと、「該当なし」と記載するものがあるため、留意する必要がある。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="555 475 949 539">注記事項</th> <th data-bbox="949 475 1016 539">法人全体</th> <th data-bbox="1016 475 1084 539">拠点区分</th> <th data-bbox="1084 475 1234 539">該当がない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="555 539 949 619">1 継続事業に前提に関する注記</td> <td data-bbox="949 539 1016 619">○</td> <td data-bbox="1016 539 1084 619">×</td> <td data-bbox="1084 539 1234 619">項目記載不要</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 619 949 699">2 重要な会計方針</td> <td data-bbox="949 619 1016 699">○</td> <td data-bbox="1016 619 1084 699">○</td> <td data-bbox="1084 619 1234 699">「該当なし」と記載</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 699 949 778">3 重要な会計方針の変更</td> <td data-bbox="949 699 1016 778">○</td> <td data-bbox="1016 699 1084 778">○</td> <td data-bbox="1084 699 1234 778">項目記載不要</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 778 949 858">4 法人で採用する退職給付制度</td> <td data-bbox="949 778 1016 858">○</td> <td data-bbox="1016 778 1084 858">○</td> <td data-bbox="1084 778 1234 858">「該当なし」と記載</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 858 949 938">5 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分</td> <td data-bbox="949 858 1016 938">○</td> <td data-bbox="1016 858 1084 938">○</td> <td data-bbox="1084 858 1234 938">「該当なし」と記載</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 938 949 1018">6 基本財産の増減の内容及び金額</td> <td data-bbox="949 938 1016 1018">○</td> <td data-bbox="1016 938 1084 1018">○</td> <td data-bbox="1084 938 1234 1018">「該当なし」と記載</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1018 949 1098">7 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し</td> <td data-bbox="949 1018 1016 1098">○</td> <td data-bbox="1016 1018 1084 1098">○</td> <td data-bbox="1084 1018 1234 1098">「該当なし」と記載</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1098 949 1177">8 担保にしている資産</td> <td data-bbox="949 1098 1016 1177">○</td> <td data-bbox="1016 1098 1084 1177">○</td> <td data-bbox="1084 1098 1234 1177">「該当なし」と記載</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1177 949 1257">9 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要）</td> <td data-bbox="949 1177 1016 1257">○</td> <td data-bbox="1016 1177 1084 1257">○</td> <td data-bbox="1084 1177 1234 1257">項目記載不要</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1257 949 1377">10 債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要）</td> <td data-bbox="949 1257 1016 1377">○</td> <td data-bbox="1016 1257 1084 1377">○</td> <td data-bbox="1084 1257 1234 1377">項目記載不要</td> </tr> </tbody> </table>	注記事項	法人全体	拠点区分	該当がない場合	1 継続事業に前提に関する注記	○	×	項目記載不要	2 重要な会計方針	○	○	「該当なし」と記載	3 重要な会計方針の変更	○	○	項目記載不要	4 法人で採用する退職給付制度	○	○	「該当なし」と記載	5 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分	○	○	「該当なし」と記載	6 基本財産の増減の内容及び金額	○	○	「該当なし」と記載	7 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し	○	○	「該当なし」と記載	8 担保にしている資産	○	○	「該当なし」と記載	9 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要）	○	○	項目記載不要	10 債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要）	○	○	項目記載不要	<p>二 前号に掲げる者の近親者</p> <p>三 前二号に掲げる者が議決権の過半数を有している法人</p> <p>四 支配法人（当該社会福祉法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人をいう。第六号において同じ。）</p> <p>五 被支配法人（当該社会福祉法人が財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人をいう。）</p> <p>六 当該社会福祉法人と同一の支配法人をもつ法人</p> <p>3 前項第四号及び第五号に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している」とは、評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超えることをいう。</p> <p>一 一の法人の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。）又は評議員</p> <p>二 一の法人の職員</p> <p>4 計算書類には、拠点区分ごとに第一項第二号から第十一号まで、第十四号及び第十五号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、拠点区分の数が一の社会福祉法人については、拠点区分ごとに記載する計算書類の注記を省略することができる。</p> <p>◎運用上の取扱い 20～24、別紙1、別紙2</p> <p>20 重要な会計方針の開示について（会計基準省令第29条第1項第2号関係） 重要な会計方針とは、社会福祉法人が計算書類を作成するに当たって、その財政及び活動の状況を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続並びに計算書類への表示の方法をいう。 なお、代替的な複数の会計処理方法等が認められていない場合には、会計方針の注記を省略することができる。</p> <p>21 関連当事者との取引の内容について（会計基準省令第29条第1項第12号及び第2項関係）</p> <p>1 関連当事者との取引については、次に掲げる事項を原則として関連当事者ごとに注記しなければならない。</p> <p>(1) 当該関連当事者が法人の場合には、その名称、所在地、直近の会計年度末における資産総額及び事業の内容 なお、当該関連当事者が会社の場合には、当該関連当事者の議決権に対する当該社会福祉法人の役員、評議員又はそれらの近親者の所有割合</p> <p>(2) 当該関連当事者が個人の場合には、その氏名及び職業</p> <p>(3) 当該社会福祉法人と関連当事者との関係</p> <p>(4) 取引の内容</p> <p>(5) 取引の種類別の取引金額</p> <p>(6) 取引条件及び取引条件の決定方針</p> <p>(7) 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高</p> <p>(8) 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容</p>	
注記事項	法人全体	拠点区分	該当がない場合																																													
1 継続事業に前提に関する注記	○	×	項目記載不要																																													
2 重要な会計方針	○	○	「該当なし」と記載																																													
3 重要な会計方針の変更	○	○	項目記載不要																																													
4 法人で採用する退職給付制度	○	○	「該当なし」と記載																																													
5 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分	○	○	「該当なし」と記載																																													
6 基本財産の増減の内容及び金額	○	○	「該当なし」と記載																																													
7 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し	○	○	「該当なし」と記載																																													
8 担保にしている資産	○	○	「該当なし」と記載																																													
9 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要）	○	○	項目記載不要																																													
10 債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要）	○	○	項目記載不要																																													

事項	内容	解説				根拠法令等	書類等																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="555 240 949 316">注記事項</th> <th data-bbox="949 240 1016 316">法人全体</th> <th data-bbox="1016 240 1084 316">拠点区分</th> <th data-bbox="1084 240 1238 316">該当がない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="555 320 949 395">11 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益</td> <td data-bbox="949 320 1016 395">○</td> <td data-bbox="1016 320 1084 395">○</td> <td data-bbox="1084 320 1238 395">「該当なし」と記載</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 400 949 475">12 関連当事者との取引の内容</td> <td data-bbox="949 400 1016 475">○</td> <td data-bbox="1016 400 1084 475">×</td> <td data-bbox="1084 400 1238 475">「該当なし」と記載</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 480 949 555">13 重要な偶発債務</td> <td data-bbox="949 480 1016 555">○</td> <td data-bbox="1016 480 1084 555">×</td> <td data-bbox="1084 480 1238 555">「該当なし」と記載</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 560 949 635">14 重要な後発事象</td> <td data-bbox="949 560 1016 635">○</td> <td data-bbox="1016 560 1084 635">○</td> <td data-bbox="1084 560 1238 635">「該当なし」と記載</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 639 949 715">15 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け</td> <td data-bbox="949 639 1016 715">○</td> <td data-bbox="1016 639 1084 715">×</td> <td data-bbox="1084 639 1238 715">「該当なし」と記載</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 719 949 858">16 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項</td> <td data-bbox="949 719 1016 858">○</td> <td data-bbox="1016 719 1084 858">○</td> <td data-bbox="1084 719 1238 858">「該当なし」と記載</td> </tr> </tbody> </table>	注記事項	法人全体	拠点区分	該当がない場合	11 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益	○	○	「該当なし」と記載	12 関連当事者との取引の内容	○	×	「該当なし」と記載	13 重要な偶発債務	○	×	「該当なし」と記載	14 重要な後発事象	○	○	「該当なし」と記載	15 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け	○	×	「該当なし」と記載	16 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項	○	○	「該当なし」と記載	<p>2 関連当事者との間の取引のうち次に定める取引については、1に規定する注記を要しない。</p> <p>(1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引</p> <p>(2) 役員又は評議員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い</p> <p>22 重要な後発事象について（会計基準省令第29条第1項第14号関係） 後発事象とは、当該会計年度末日後に発生した事象で翌会計年度以後の社会福祉法人の財政及び活動の状況に影響を及ぼすものをいう。 重要な後発事象は社会福祉法人の状況に関する利害関係者の判断に重要な影響を与えるので、計算書類作成日までに発生したものは計算書類に注記する必要がある。 重要な後発事象の例としては、次のようなものがある。</p> <p>(1) 火災、出水等による重大な損害の発生 (2) 施設の開設又は閉鎖、施設の譲渡又は譲受け (3) 重要な係争事件の発生又は解決 (4) 重要な徴収不能額の発生</p> <p>なお、後発事象の発生により、当該会計年度の決算における会計上の判断ないし見積りを修正する必要が生じた場合には、当該会計年度の計算書類に反映させなければならぬ。</p> <p>23 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項について（会計基準省令第29条第1項第15号関係） 会計基準省令第29条第1項15号に規定する「その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項」とは、計算書類に記載すべきものとして会計基準省令に定められたもののほか、社会福祉法人の利害関係者が、当該法人の状況を適正に判断するために必要な事項である。 このような事項は、個々の社会福祉法人の経営内容、周囲の環境等によって様々であるが、その例としては、次のようなものがある。</p> <p>(1) 状況の変化にともなう引当金の計上基準の変更、固定資産の耐用年数、残存価額の変更等会計処理上の見積り方法の変更に関する事項 (2) 法令の改正、社会福祉法人の規程の制定及び改廃等、会計処理すべき新たな事実の発生にともない新たに採用した会計処理に関する事項 (3) 勘定科目の内容について特に説明を要する事項 (4) 法令、所轄庁の通知等で特に説明を求められている事項</p> <p>24 計算書類に対する注記について（会計基準省令第29条関係） 法人全体で記載する注記及び拠点区分で記載する注記は、それぞれ別紙1及び別紙2のとおりとする。 なお、法人全体で記載する注記は、会計基準省令第3号第3様式の後に、拠</p>	
注記事項	法人全体	拠点区分	該当がない場合																													
11 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益	○	○	「該当なし」と記載																													
12 関連当事者との取引の内容	○	×	「該当なし」と記載																													
13 重要な偶発債務	○	×	「該当なし」と記載																													
14 重要な後発事象	○	○	「該当なし」と記載																													
15 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け	○	×	「該当なし」と記載																													
16 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項	○	○	「該当なし」と記載																													

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
			<p>点区分で記載する注記は、会計基準省令第3号第4様式の後に記載するものとする。</p> <p>別紙1 略 別紙2 略</p> <p>◎留意事項 25－(2)、26</p> <p>25 計算書類の勘定科目及び注記について (2) 計算書類に対する注記 計算書類に対する注記は、法人全体又は拠点区分で該当する内容がない項目についても、会計基準省令第29条第1項第1号、第3号、第9号及び第10号を除いては、項目名の記載は省略できない。この場合は当該項目に「該当なし」などと記載するものとする。</p> <p>26 関連当事者との取引について 運用上の取り扱い第21における関連当事者との取引の内容について計算書類に注記を付す場合の関連当事者の範囲及び重要性の基準は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 関連当事者の範囲</p> <p>ア 当該社会福祉法人の常勤の役員又は評議員として報酬を受けている者及びそれらの近親者（3親等内の親族及びこの者と特別の関係にある者。なお、「親族及びこの者と特別の関係にあるもの」とは例えば以下を指すこととする。）</p> <p>① 当該役員又は評議員とまだ婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者</p> <p>② 当該役員又は評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者</p> <p>③ ①又は②の親族で、これらの者と生計を一にしている者</p> <p>イ 当該社会福祉法人の常勤の役員又は評議員として報酬を受けている者及びそれらの近親者が議決権の過半数を有している法人</p> <p>ウ 支配法人（当該社会福祉法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人、以下同じ。）</p> <p>次の場合には当該他の法人は、支配法人に該当するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の法人の役員、評議員若しくは職員である者が当該社会福祉法人の評議員会の構成員の過半数を占めていること。 <p>エ 被支配法人（当該社会福祉法人が財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人、以下同じ。）</p> <p>次の場合には当該他の法人は、被支配法人に該当するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該社会福祉法人の役員、評議員若しくは職員である者が他の法人の評議員会の構成員の過半数を占めていること。 <p>オ 当該社会福祉法人と同一の支配法人を持つ法人 当該社会福祉法人と同一の支配法人を持つ法人とは、支配法人が当該社会福祉法人以外に支配している法人とする。</p>	

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
			<p>(2) 関連当事者との取引に係る開示対象範囲</p> <p>ア 上記(1)ア及びイに掲げる者との取引については、事業活動計算書項目及び貸借対照表項目いずれに係る取引についても、年間1,000万円を超える取引については全て開示対象とするものとする。</p> <p>イ 支配法人、被支配法人又は同一の支配法人を持つ法人との取引</p> <p>① 事業活動計算書項目に係る関連当事者との取引</p> <p>サービス活動収益又はサービス活動外収益の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに、サービス活動収益とサービス活動外収益の合計額の100分の10を超える取引を開示する。</p> <p>サービス活動費用又はサービス活動外費用の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに、サービス活動費用とサービス活動外費用の合計額の100分の10を超える取引を開示する。</p> <p>特別収益又は特別費用の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する項目ごとに1,000万円を超える収益又は費用の額について、その取引総額を開示し、取引総額と損益が相違する場合は損益を併せて開示する。ただし、各項目に属する科目の取引に係る損益の合計額が当期活動増減差額の100分の10以下となる場合には、開示を要しないものとする。</p> <p>② 貸借対照表項目に係る関連当事者との取引</p> <p>貸借対照表項目に属する科目の残高については、その金額が資産の合計額の100分の1を超える取引について開示する。</p>	

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等																																																																								
	<p>2 附属明細書が法令に基づき適正に作成されているか。</p>	<p>(1) 作成すべき附属明細書が様式に従って作成されているか。 (2) 附属明細書に係る勘定科目と金額が計算書類と整合しているか。</p> <p><着眼点> ○ 法人が作成すべき各会計年度に係る計算書類の附属明細書は次のとおりであり、様式は、運用上の取扱いにおいて定められている（別紙3(①)から3(⑱)。ただし、該当する事由がない場合は、当該附属明細書の作成は省略可能である。また、一部の附属明細書（注1及び注2）については、複数の附属明細書のうちのいずれかを作成すればよい。</p> <table border="1" data-bbox="555 475 1234 1326"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人全体</th> <th>拠点区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 借入金明細書</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>2 寄附金収益明細書</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>3 補助金事業等収益明細書</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>4 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>5 事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>6 基本金明細書</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>7 国庫補助金等特別積立金明細書</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>8 基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>9 引当金明細書</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>10 拠点区分資金収支明細書</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>11 拠点区分事業活動明細書</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>12 積立金・積立資産明細書</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>13 サービス区分間繰入金明細書</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>14 サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>15 就労支援事業別事業活動明細書</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>15-2 就労支援事業別事業活動明細書（多機能型事業所等用）</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>16 就労支援事業製造原価明細書</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>16-2 就労支援事業製造原価明細書（多機能型事業所等用）</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>17 就労支援事業販管費明細書</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>17-2 就労支援事業販管費明細書（多機能型事業所等用）</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>18 就労支援事業明細書</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>18-2 就労支援事業明細書（多機能型事業所等用）</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>19 授産事業費用明細書</td><td></td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <p>（注1）10 拠点区分資金収支明細書（別紙3(⑩)）及び11 拠点区分事業活動明細書（別紙3(⑪)）</p>		法人全体	拠点区分	1 借入金明細書	○		2 寄附金収益明細書	○		3 補助金事業等収益明細書	○		4 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書	○		5 事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書	○		6 基本金明細書	○		7 国庫補助金等特別積立金明細書	○		8 基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書		○	9 引当金明細書		○	10 拠点区分資金収支明細書		○	11 拠点区分事業活動明細書		○	12 積立金・積立資産明細書		○	13 サービス区分間繰入金明細書		○	14 サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書		○	15 就労支援事業別事業活動明細書		○	15-2 就労支援事業別事業活動明細書（多機能型事業所等用）		○	16 就労支援事業製造原価明細書		○	16-2 就労支援事業製造原価明細書（多機能型事業所等用）		○	17 就労支援事業販管費明細書		○	17-2 就労支援事業販管費明細書（多機能型事業所等用）		○	18 就労支援事業明細書		○	18-2 就労支援事業明細書（多機能型事業所等用）		○	19 授産事業費用明細書		○	<p>◎会計省令 第30条（附属明細書） 法第45条の2第2項の規定により作成すべき各会計年度に係る計算書類の附属明細書は、当該会計年度に係る会計帳簿に基づき作成される次に掲げるものとする。この場合において、第一号から第七号までに掲げる附属明細書にあっては法人全体について、第八号から第十九号までに掲げる附属明細書にあっては拠点区分ごとに作成するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 借入金明細書 二 寄附金収益明細書 三 補助金事業等収益明細書 四 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書 五 事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書 六 基本金明細書 七 国庫補助金等特別積立金明細書 八 基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書 九 引当金明細書 十 拠点区分資金収支明細書 十一 拠点区分事業活動明細書 十二 積立金・積立資産明細書 十三 サービス区分間繰入金明細書 十四 サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書 十五 就労支援事業別事業活動明細書 十六 就労支援事業製造原価明細書 十七 就労支援事業販管費明細書 十八 就労支援事業明細書 十九 授産事業費用明細書 <p>2 附属明細書は、当該会計年度における計算書類の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。</p> <p>3 社会福祉法人は、第一項の規定にかかわらず、厚生労働省社会・援護局長（次項及び第三十四条において「社会・援護局長」という。）が定めるところにより、同項各号に掲げる附属明細書の作成を省略することができる。</p> <p>4 第二項各号に掲げる附属明細書の様式は、社会・援護局長が定める。</p> <p>◎運用上の取扱い 25、別紙3(①)～3(⑱) 附属明細書について（会計基準省令第30条関係） 会計基準省令第30条に規定する附属明細書は以下のものをいう。ただし、該当する事由がない場合は、当該附属明細書の作成は省略できるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法人全体で作成する附属明細書（別紙3(①)～別紙3(⑦)） 以下の附属明細書は、法人全体で作成するものとし、附属明細書の中で拠点区分ごとの内訳を示すものとする。 (別紙3(①)) 借入金明細書 (別紙3(②)) 寄附金収益明細書 (別紙3(③)) 補助金事業等収益明細書 	<p>定款 計算書類 計算書類の附属明細書</p>
	法人全体	拠点区分																																																																										
1 借入金明細書	○																																																																											
2 寄附金収益明細書	○																																																																											
3 補助金事業等収益明細書	○																																																																											
4 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書	○																																																																											
5 事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書	○																																																																											
6 基本金明細書	○																																																																											
7 国庫補助金等特別積立金明細書	○																																																																											
8 基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書		○																																																																										
9 引当金明細書		○																																																																										
10 拠点区分資金収支明細書		○																																																																										
11 拠点区分事業活動明細書		○																																																																										
12 積立金・積立資産明細書		○																																																																										
13 サービス区分間繰入金明細書		○																																																																										
14 サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書		○																																																																										
15 就労支援事業別事業活動明細書		○																																																																										
15-2 就労支援事業別事業活動明細書（多機能型事業所等用）		○																																																																										
16 就労支援事業製造原価明細書		○																																																																										
16-2 就労支援事業製造原価明細書（多機能型事業所等用）		○																																																																										
17 就労支援事業販管費明細書		○																																																																										
17-2 就労支援事業販管費明細書（多機能型事業所等用）		○																																																																										
18 就労支援事業明細書		○																																																																										
18-2 就労支援事業明細書（多機能型事業所等用）		○																																																																										
19 授産事業費用明細書		○																																																																										

事 項	内 容	解 説		根 拠 法 令 等	書 類 等
		10 拠点区分 資金収支明細 書	11 拠点区分 事業活動明細 書	(別紙3 (4)) 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書 (別紙3 (5)) 事業区分間及び拠点区分間貸付金 (借入金) 残高明細書 (別紙3 (6)) 基本金明細書 (別紙3 (7)) 国庫補助金等特別積立金明細書	
	介護保険サービス及び障害福祉サービスを実施する拠点区分	省略可	要作成	(2) 拠点区分で作成する附属明細書 (別紙3 (8) から別紙3 (19))	
	子どものための教育・保育給付費、措置費による事業を実施する拠点区分	要作成	省略可	ア 拠点区分で作成する附属明細書 以下の附属明細書は拠点区分ごとに作成するものとし、法人全体で作成する必要はないものとする。	
	上記以外の事業を実施する拠点	いずれか一方を省略可		(別紙3 (8)) 基本財産及びその他の固定資産 (有形・無形固定資産) の明細書	
	サービス区分が1つの拠点区分	どちらも省略可		(別紙3 (9)) 引当金明細書	
	(注2) 就労支援事業に係る附属明細書 (別紙3 (15)-1~(18)-2)			(別紙3 (10)) 拠点区分資金収支明細書	
		省略可能な事項等		(別紙3 (11)) 拠点区分事業活動明細書	
	作業種別ごとに区分することが困難な場合	作業種別の区分		(別紙3 (12)) 積立金・積立資産明細書	
	サービス区分ごとに定める就労支援事業について、各就労支援事業の年間売上高が5000万円以下であって、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な場合	・16 就労支援事業製造原価明細書及び17 就労支援事業販管費明細書に代えて18 就労支援事業明細書 ・16-2 就労支援事業製造原価明細書(多機能型事業所等用)及び17-2 就労支援事業販管費明細書(多機能型事業所等用)に代えて18-2 就労支援事業明細書(多機能型事業所等用)		(別紙3 (13)) サービス区分間繰入金明細書	
	○ 附属明細書は計算書類の内容を補足する重要な事項を表示するものであり、計算書類における金額と一致していなければならない。			(別紙3 (14)) サービス区分間貸付金 (借入金) 残高明細書	
				(別紙3 (15)) 就労支援事業別事業活動明細書	
				(別紙3 (15-2)) 就労支援事業別事業活動明細書 (多機能型事業所等用)	
				(別紙3 (16)) 就労支援事業製造原価明細書	
				(別紙3 (16-2)) 就労支援事業製造原価明細書 (多機能型事業所等用)	
				(別紙3 (17)) 就労支援事業販管費明細書	
				(別紙3 (17-2)) 就労支援事業販管費明細書 (多機能型事業所等用)	
				(別紙3 (18)) 就労支援事業明細書	
				(別紙3 (18-2)) 就労支援事業明細書 (多機能型事業所等用)	
				(別紙3 (19)) 授産事業費用明細書	
				イ 基本財産及びその他の固定資産 (有形・無形固定資産) の明細書 (別紙3 (8)) の取扱い	
				基本財産及びその他の固定資産 (有形・無形固定資産) の明細書では、基本財産 (有形固定資産) 及びその他の固定資産 (有形固定資産及び無形固定資産) の種類ごとの残高等を記載するものとする。 なお、有形固定資産及び無形固定資産以外に減価償却資産がある場合には、当該資産についても記載するものとする。	
				ウ 拠点区分資金収支明細書 (別紙3 (10)) 及び拠点区分事業活動明細書 (別紙3 (11)) の取扱い	
				介護保険サービス及び障害福祉サービスを実施する拠点については、それぞれの事業ごとの事業活動状況を把握するため、拠点区分事業活動明細書 (別紙3 (11)) を作成するものとし、拠点区分資金収支明細書 (別紙3 (10)) の作成は省略することができる。子どものための教育・保育給付費、措置費による事業を実施する拠点は、それぞれの事業ごとの資	

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
			<p>金収支状況を把握する必要があるため、拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))を作成するものとし、拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))の作成は省略することができる。</p> <p>上記以外の事業を実施する拠点については、当該拠点で実施する事業の内容に応じて、拠点区分資金収支明細書及び拠点区分事業活動明細書のうちいずれか一方の明細書を作成するものとし、残る他方の明細書の作成は省略することができる。</p> <p>また、サービス区分が1つの拠点区分は、拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))及び拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))の作成を省略できる。</p> <p>上記に従い、拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))又は拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))を省略する場合には、計算書類に対する注記(拠点区分用)「4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分」にその旨を記載するものとする。</p> <p>エ 就労支援事業に関する明細書(別紙3(⑮)から別紙3(⑮-2))の取扱い</p> <p>就労支援事業に関する明細書の取扱いは以下のとおりとする。</p> <p>(ア) 対象範囲</p> <p>就労支援事業の範囲は以下のとおりとする。</p> <p>① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項に規定する就労移行支援</p> <p>② 同法施行規則第6条第10項第1号に規定する就労継続支援A型</p> <p>③ 同法施行規則第6条第10項第2号に規定する就労継続支援B型</p> <p>また、同法第5条第6項に基づく生活介護等において、生産活動を実施する場合については、就労支援事業に関する明細書を作成できるものとする。</p> <p>(イ) 就労支援事業別事業活動明細書(別紙3(⑮)又は別紙3(⑮-2))について</p> <p>就労支援事業別事業活動明細書上の「就労支援事業販売原価」の計算については、以下のとおりである。</p> <p>① 就労支援事業所で製造した製品を販売する場合 (就労支援事業販売原価) = (期首製品(商品)棚卸高) + (当期就労支援事業製造原価) - (期末製品(商品)棚卸高)</p> <p>② 就労支援事業所以外で製造した商品を仕入れて販売する場合 (就労支援事業販売原価) = (期首製品(商品)棚卸高) + (当期就労支援事業仕入高) - (期末製品(商品)棚卸高)</p> <p>(ウ) 就労支援事業製造原価明細書及び就労支援事業販管費明細書(別紙3(⑯)から別紙3(⑯-2))について</p> <p>就労支援事業別事業活動明細書の「当期就労支援事業製造原価」及</p>	

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
			<p>び「就労支援事業販管費」に関して、「就労支援事業製造原価明細書」(別紙3 (16) 又は別紙3 (16-2))、「就労支援事業販管費明細書」(別紙3 (17) 又は別紙3 (17-2))を作成するものとするが、その取扱いは以下のとおりである。①「製造業務に携わる利用者の賃金及び工賃」については、就労支援事業製造原価明細書に計上される。</p> <p>また、製造業務に携わる就労支援事業に従事する職業指導員等(以下「就労支援事業指導員等」という。)の給与及び退職給付費用については、就労支援事業製造原価明細書に計上することができる。</p> <p>② 「販売業務に携わる利用者の賃金及び工賃」及び「製品の販売のために支出された費用」については、就労支援事業販管費明細書に計上される。</p> <p>また、販売業務に携わる就労支援事業指導員等の給与及び退職給付費用については、就労支援事業販管費明細書に計上することができる。</p> <p>③ 「就労支援事業製造原価明細書」及び「就労支援事業販管費明細書」について、多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別ごとに区分することが困難な場合は、作業種別ごとの区分を省略することができる。</p> <p>なお、この場合において、別紙3 (15) 又は別紙3 (15-2) の「就労支援事業別事業活動明細書」を作成の際には、作業種別毎の区分は不要とする。</p> <p>(エ) 就労支援事業明細書(別紙3 (18) 又は別紙3 (18-2))について サービス区分ごとに定める就労支援事業について、各就労支援事業の年間売上高が5,000万円以下であって、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な場合は、「就労支援事業製造原価明細書(別紙3 (16) 又は別紙3 (16-2))」及び「就労支援事業販管費明細書(別紙3 (17) 又は別紙3 (17-2))」の作成に替えて、「就労支援事業明細書(別紙3 (18) 又は別紙3 (18-2))」を作成すれば足りることとする。</p> <p>この「就労支援事業明細書」上の「材料費」の計算については、(材料費) = (期首材料棚卸高) + (当期材料仕入高) - (期末材料棚卸高) とする。</p> <p>なお、この場合において、資金収支計算書上は「就労支援事業製造原価支出」を「就労支援事業支出」と読み替え、「就労支援事業販管費支出」を削除して作成するものとし、事業活動計算書上は「当期就労支援事業製造原価」を「就労支援事業費」と読み替え、「就労支援事業販管費」を削除して作成するものとする。また、別紙3 (15) 又は別紙3 (15-2) の「就労支援事業別事業活動明細書」を作成の際には、同明細書上の「当期就労支援事業製造原価」を「就労支援事業費」と読み替え、「就労支援事業販管費」を削除して作成するものとする。</p> <p>また、作業種別ごとに区分することが困難な場合は、作業種別ごと</p>	

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	<p>3 財産目録が法令に基づき適正に作成されているか</p>	<p>(1) 財産目録の様式が通知に則しているか。 (2) 財産目録に係る勘定科目と金額が法人単位貸借対照表と整合しているか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 財産目録は、法人の全ての資産及び負債について、貸借対照表科目、場所・物量等、取得年度、使用目的等、取得価額、減価償却累計額、貸借対照表価額を詳細に表示するために作成するものであり、様式は運用上の取扱い別紙4（注）において定められている。また、基本財産については、定款の記載事項であることから、定款の規定と一致する必要がある。</p> <p>（注）記載上の留意事項については次のとおりである。なお、母子生活支援施設、婦人保護施設等の場所は公表することにより利用者の安全に支障を来す恐れがあるため、これらの場所が記載された財産目録を公表する場合は取扱いに留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載すること。 ・ 同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載すること。 ・ 科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させること。 ・ 「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しないこと。 ・ 「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意すること。 	<p>の区分を省略することもできる。</p> <p>オ 授産事業に関する明細書（別紙3（⑱））の取扱い 授産施設で行う授産事業に関する明細書の取扱いは以下のとおりとする。</p> <p>（ア）対象範囲 授産事業の範囲は以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第5項に規定する授産施設 ② 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に規定する授産施設 <p>（イ）授産事業費用明細書について 授産事業における費用の状況把握を適正に行うため、各法人においては「授産事業費用明細書」（別紙3（⑱））を作成し、授産事業に関する管理を適切に行うものとする。</p> <p>別紙3（①）～3（⑱） 略</p> <p>◎会計省令 第31条（財産目録の内容） 法第45条の3第1項第1号の財産目録は、当該会計年度末現在（社会福祉法人の成立の日における財産目録は、当該社会福祉法人の成立の日）における全ての資産及び負債につき、その名称、数量、金額等を詳細に表示するものとする。</p> <p>◎会計省令 第32条（財産目録の区分） 財産目録は、貸借対照表の区分に準じて資産の部と負債の部とに区分して純資産の額を表示するものとする。</p> <p>◎会計省令 第33条（財産目録の金額） 財産目録の金額は、貸借対照表に記載した金額と同一とする。</p> <p>◎会計省令 第34条（財産目録の種類及び様式） 財産目録は、法人全体について表示するものとし、その様式は、社会・援護局長が定める</p> <p>◎運用上の取扱い 26、別紙4 財産目録について（会計基準省令第34条関係） 財産目録は、法人全体を表示するものとする。その様式は別紙4のとおりとする。</p> <p>別紙4 略</p>	<p>定款 法人単位貸借対照表 財産目録</p>

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
<p>4 その他 (1) 特別の利益供与の禁止</p>	<p>1 社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。</p>	<p>・ 建物についてのみ「取得年度」欄に記載すること。 ・ 減価償却資産（有形固定資産に限る）については、「減価償却累計額」欄に記載すること。また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載すること。 ・ 車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とすること。 ・ 預金に関する口座番号は任意記載とすること。</p> <p>○ 財産目録は、法人の全ての資産及び負債について、貸借対照表価額を表示するものであり、貸借対照表と整合がとれているものでなければならない。具体的には、貸借対照表科目と貸借対照表価額が、法人単位貸借対照表と一致していなければならないものであり、また、各合計欄（流動資産合計、基本財産合計、その他の固定資産合計、資産合計、流動負債合計、固定負債合計、負債合計、差引純資産）についても、法人単位貸借対照表と一致していなければならない。なお、法人単位貸借対照表における勘定科目の金額を財産目録において拠点区分毎等に分けて記載した場合は小計欄と一致していなければならない。</p> <p>(1) 評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 法人は、公益性が高い法人として公費の投入や税制優遇を受けていることから、当該法人の評議員、理事、監事、職員その他の関係者（注1）に対して特別の利益を与えてはならない（法第27条）。</p> <p>（注1）特別の利益を与えてはならない関係者の範囲は政令で定められている（令第13条の2）。</p> <p>① 当該社会福祉法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員 ② ①の配偶者又は三親等内の親族 ③ ①②と事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④ ①から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者 ⑤ 当該法人の設立者が法人である場合は、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として省令で定めるもの（規則第1条の3）</p> <p>i 法人が事業活動を支配する法人 当該法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合（注2）における当該他の法人（注2）において「子法人」という。）とする。</p> <p>ii 法人の事業活動を支配する者 一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合（注2）における当該一の者とする。</p> <p>（注2）財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合は</p>	<p>◎社会福祉法 第27条（特別の利益供与の禁止） 社会福祉法人は、その事業を行うに当たり、その評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。</p> <p>◎社会福祉法施行令 第13条の2（特別の利益を与えてはならない社会福祉法人の関係者） 法第27条の政令で定める社会福祉法人の関係者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 当該社会福祉法人の設立者、評議員、理事、監事又は職員 二 前号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族 三 前二号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 四 前二号に掲げる者のほか、第一号に掲げる者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持する者 五 当該社会福祉法人の設立者が法人である場合にあつては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>◎社会福祉法施行規則 第1条の3（法人が事業活動を支配する法人等） 令第13条の2第5号の法人が事業活動を支配する法人として厚生労働省令で定めるものは、当該法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人（第3項各号において「子法人」という。）とする。</p> <p>2 令第13条の2第5号の法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるものは、一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方</p>	<p>経理規程 給与規程等関係規程類 役員等報酬基準 計算関係書類 会計帳簿 証憑書類 法人の関係者が確認できる書類（履歴書等）</p>

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
(2) 社会福祉充実計画	1 社会福祉充実計画に従い事業が行われているか。	<p>以下のとおり。</p> <p>① 一の者又はその一若しくは二以上の子法人が社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有する場合</p> <p>② 評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える場合</p> <p>i 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の役員(理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。)又は評議員</p> <p>ii 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の職員</p> <p>iii 当該評議員に就任した日前5年以内にi又はiiに掲げる者であった者</p> <p>iv 一の者又はその一若しくは二以上の子法人によつて選任された者</p> <p>v 当該評議員に就任した日前5年以内に一の者又はその一若しくは二以上の子法人によつて当該法人の評議員に選任されたことがある者</p> <p>○ 「特別の利益」とは、社会通念に照らして合理性を欠く不当な利益の供与その他の優遇をいう。例えば、法人の関係者からの不当に高い価格での物品等の購入や賃借、法人の関係者に対する法人の財産の不当に低い価格又は無償による譲渡や貸貸(規程に基づき福利厚生として社会通念に反しない範囲で行われるものを除く。)、役員等報酬基準や給与規程等に基づかない役員報酬や給与の支給というような場合は該当すると考えられる。法人は、関係者に対する報酬、給与の支払や法人関係者との取引に関しては、報酬等の支払が役員等報酬基準や給与規程等に基づき行われていることや、これらの規程類の運用について根拠なく特定の関係者が優遇されていないこと、取引が定款や経理規程等に定める手続きを経て行われていること等関係者への特別の利益の供与ではないことについて、説明責任を負うものである。</p> <p>(1) 社会福祉充実計画に定める事業が計画に沿って行われているか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 法人は、毎会計年度、貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額が事業継続に必要な財産額(以下「控除対象財産」という。)を上回るかどうかを算定しなければならない。さらに、これを上回る財産額(以下「社会福祉充実残額」という。)がある場合には、これを財源として、既存の社会福祉事業若しくは公益事業の充実又は新規事業の実施に関する計画(以下「社会福祉充実計画」という。)を策定し、これに基づく事業(以下「社会福祉充実事業」という。)を実施しなければならない(法第55条の2)。これは、社会福祉充実残額が主として税</p>	<p>針の決定を支配している場合における当該一の者とする。</p> <p>3 前2項に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合をいう。</p> <p>一 一の者又はその一若しくは二以上の子法人が社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有する場合</p> <p>二 評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が100の50を超える場合</p> <p>イ 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の役員(理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。)又は評議員</p> <p>ロ 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の職員</p> <p>ハ 当該評議員に就任した日前5年以内にイ又はロに掲げる者であった者</p> <p>ニ 一の者又はその一若しくは二以上の子法人によつて選任された者</p> <p>ホ 当該評議員に就任した日前5年以内に一の者又はその一若しくは二以上の子法人によつて当該法人の評議員に選任されたことがある者</p> <p>◎社会福祉法 第55条の2(社会福祉充実計画の承認)</p> <p>11 第1項の承認を受けた社会福祉法人は、同項の承認があつた社会福祉充実計画(次条第1項の変更の承認があつたときは、その変更後のもの。同項及び第55条の4において「承認社会福祉充実計画」という。)に従つて事業を行わなければならない。</p>	社会福祉充実計画事業報告 計算書類等

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
(3) 情報の公表	1 法令に定める情報の公表を行っているか。	<p>金や保険料といった公費を原資とするものであることから、法人がその貴重な財産を地域住民に改めて還元するとともに、社会福祉充実計画の策定プロセスを通じ、その用途について、国民に対する法人の説明責任の強化を図るために行うものである。</p> <p>○ 法人は、社会福祉充実計画の作成に当たっては、公認会計士又は税理士等の意見聴取、地域協議会の意見聴取（地域公益事業を社会福祉充実計画に記載する場合に限る。）及び理事会の承認を経て、評議員会の承認を受けた上で、所轄庁に承認を受ける必要がある（法第55条の2）。また、社会福祉充実残額の算定結果は毎年、全法人が所轄庁に届け出ることとされていることから、社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画の作成に当たっての手続きが適正に行われているかについては、所轄庁は、承認申請又は届出を受け確認を行うものである。</p> <p>(1) 法令に定める事項について、インターネットを利用して公表しているか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 法人の公益性を踏まえ、法人は、次の事項について、遅滞なくインターネットの利用により公表しなければならない（法第59条の2第1項、規則第10条第1項）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定款の内容（所轄庁に法人設立若しくは変更の認可を受けたとき又は変更の届出を行ったとき） ・ 役員等報酬基準（評議員会の承認を受けたとき） ・ 法第59条による届出をした書類のうち、厚生労働省令で定める書類の内容（注1）（届出をしたとき） <p>（注1）厚生労働省令で定める書類（規則第10条第2項）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計算書類 ・ 役員等名簿 ・ 現況報告書（規則第2条の4第1号から第13号まで及び第16号に掲げる事項）（注2） <p>（注2）現況報告書の様式については、「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」（平成29年3月29日雇児発0329第6号、社援発0329第48号、老発0329第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）に定めるところによる。</p> <p>なお、公表の範囲については、法人の運営に係る重要な部分（注3）に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分（注4）を除く。</p> <p>（注3）法人の運営に係る重要な部分ではないことによる省略は、計算書類及び役員等名簿については想定されないが、現況報告書の様式はこの規定を踏まえ定められている。</p>	<p>◎社会福祉法 第59条の2（情報の公開等）</p> <p>社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 第31条第1項若しくは第45条の3第2項の認可を受けたとき、又は同条第4項の規定による届出をしたとき定款の内容 二 第45条の3第2項の承認を受けたとき当該承認を受けた報酬等の支給の基準 三 前条の規定による届出をしたとき同条各号に掲げる書類のうち厚生労働省令で定める書類の内容 <p>2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人（厚生労働大臣が所轄庁であるものを除く。）の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項について、調査及び分析を行い、必要な統計その他の資料を作成するものとする。この場合において、都道府県知事は、その内容を公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に対し、電磁的方法その他の厚生労働省令で定める方法により報告するものとする。</p> <p>3 都道府県知事は、前項前段の事務を行うため必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人の所轄庁（市長に限る。次項において同じ。）に対し、社会福祉法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。</p> <p>4 所轄庁は、前項の規定による都道府県知事の求めに応じて情報を提供するときは、電磁的方法その他の厚生労働省令で定める方法によるものとする。</p> <p>5 厚生労働大臣は、社会福祉法人に関する情報に係るデータベース（情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）の整備を図り、国民に</p>	

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
(4) その他	1 福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。	<p>(注4) 個人の権利利益が害されるおそれがある部分としては、役員等名簿における個人の住所の記載や現況報告書における母子生活支援施設、婦人保護施設等の所在地（公表することにより個人又は利用者の安全に支障を来す恐れがある）がある。</p> <p>○ インターネットの利用による公表については、原則として、法人（又は法人が加入する団体）のホームページへの掲載によるが、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」に記録する方法による届出を行い、内容が公表された場合には、インターネットの利用による公表が行われたものとみなされる（規則第10条第2項）。</p> <p>(1) 福祉サービス第三者評価事業による第三者評価の受審等の福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない（法第78条第1項）。福祉サービス第三者評価事業は、福祉サービスを提供する事業所のサービスの質を公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、事業者が施設運営における問題点を把握した上、サービスの質の向上に結びつけること及び受審結果を公表することにより、利用者のサービス選択に資することを目的としているものであり、法人においては、当該事業による第三者評価（以下、「第三者評価」という。）を積極的に活用し、サービスの質の向上を図るための措置を講じることが望ましい。</p> <p>○ 第三者評価の受審等については、実施しないことが法令等に違反するものではないが、法人は社会福祉事業の主な担い手として、その事業の質の</p>	<p>インターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に当該情報を提供できるよう必要な施策を実施するものとする。</p> <p>6 厚生労働大臣は、前項の施策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。</p> <p>7 第4項の規定は、都道府県知事が前項の規定による厚生労働大臣の求めに応じて情報を提供する場合について準用する。</p> <p>◎社会福祉法施行規則 第10条（公表）</p> <p>法第59条の2第1項の公表は、インターネットの利用により行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法人が前条第3号に規定する方法による届出を行い、行政機関等が当該届出により記録された届出計算書類等の内容の公表を行うときは、当該社会福祉法人が前項に規定する方法による公表を行ったものとみなす。</p> <p>3 法第59条の2第1項第3号に規定する厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類（法人の運営に係る重要な部分に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。）とする。</p> <p>一 法第45条の27第2項に規定する計算書類</p> <p>二 法第45条の34第1項第2号に規定する役員等名簿及び同項第4号に規定する書類（第2条の41第14号及び第15号に規定する事項が記載された部分を除く。）</p> <p>◎社会福祉法 第78条（福祉サービスの質の向上のための措置等）</p> <p>1 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。</p>	第三者評価の結果報告書等

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	<p>2 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われているか。</p>	<p>向上を図り、適切なサービスを提供するための取組として積極的に行うべきものであって、実施要綱3-(3)においても、監査周期の延長に関する判断基準の一つとされているところである。</p> <p>(1) 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われているか。</p> <p><着眼点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない(法第82条)。福祉サービスに関する苦情解決の仕組みについては、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成12年6月7日(障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長及び児童家庭局長連名通知)において定められているところであり、法人においては、この苦情解決の仕組みを整備し、活用することにより利用者からの苦情の適切な解決に努めていくことが求められる。 ○ 苦情解決の仕組みの整備については、苦情解決の体制整備、手順の決定及びそれらの利用者等への周知を行うことが求められる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情解決の体制整備としては、苦情解決の責任主体を明確にするための苦情解決責任者の設置、職員の中から苦情受付担当者を任命するとともに、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、複数の第三者委員(注1)を設置し、法人が経営するすべての事業所・施設の利用者が第三者委員を活用できる体制を整備する。 <p>(注1) 第三者委員には、苦情解決を円滑・円満に図ることができる者であること、世間からの信頼性を有する者であることが求められるものであり、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士などが想定される。なお、法人の関係者であっても、法人の業務執行や福祉サービスの提供に直接関係しない者(評議員、監事等)については、認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情解決の手順としては、次のようなことが考えられる。 <ol style="list-style-type: none"> ① 施設内への掲示、パンフレットの配布等による利用者に対する苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先や、苦情解決の仕組みについての周知 ② 苦情受付担当者又は第三者委員による利用者等からの苦情受付、苦情の受付内容と対応方法の記録 ③ 受け付けた苦情の苦情解決責任者及び第三者委員への報告(苦情申出人が第三者委員への報告を明確に拒否する意思表示をした場合を除く) ④ 苦情解決責任者による苦情申出人との話し合いによる解決(苦情申出人又は苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求める 	<p>◎社会福祉法 第82条(社会福祉事業の経営者による苦情の解決)</p> <p>社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。</p>	<p>苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の任命に関する書類 苦情解決に関する規程類 苦情解決の仕組みの利用者への周知のためのパンフレット等</p>

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
	<p>3 当該法人が登記しなければならない事項について期限までに登記がなされているか。</p>	<p>ことができる)。</p> <p>⑤ ④で解決できない場合は第三者委員の立ち会い</p> <p>⑥ 「事業報告書」や「広報誌」等実績を公表(個人情報に関するものを除く)○ 苦情解決の取組については、その取組を行わないことが社会福祉法に違反するものではない(注2)が、法人は社会福祉事業の主な担い手として、その事業の質の向上を図り、適切なサービスを提供するための取組として積極的に行うべきものであって、実施要綱3-(3)において、監査周期の延長に関する判断基準の一つである。</p> <p>(注2) 福祉各法において、社会福祉施設等の基準として、苦情解決の取組を行う義務が定められている場合がある。法人監査において、法人が運営する社会福祉施設等において苦情解決の取組がなされていないことにより当該施設等の基準違反の疑いがあることを確認した場合には、当該社会福祉施設等に対する権限を有する行政庁に通報する等必要な対応を行うこと。</p> <p>(1) 登記事項(資産の総額を除く)について変更が生じた場合、2週間以内に変更登記をしているか。</p> <p>(2) 資産の総額については、会計年度終了後3か月以内に变更登记をしているか。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する(法第34条)こととされている。登記事項の変更がある場合は、政令に定めるところ(注1、注2)により、変更の登記をしなければならない(法第29条第1項)。</p> <p>(注1) 政令に定める登記事項(組合等登記令第2条及び別表)は次のとおり。</p> <p>①目的及び業務、②名称、③事務所の所在場所、④代表権(注3)を有する者の氏名、住所及び資格、⑤存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由、⑥資産の総額</p> <p>(注2) 変更登記の期限(組合等登記令第3条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産の総額以外の登記事項の変更については、変更が生じたときから2週間以内 資産の総額については、毎事業年度の末日から3月以内(毎年度6月末まで) <p>(注3) 法人の代表権を有する者は、理事長のみであり、平成28年改正法施行前に、複数の理事が代表者として登記されていた法人にあっては、平成28年改正後施行後に理事長を選任した後、理事長以外の理事は代表権を有しないこととなり(平成28年改正法附則第15条)、理事長以外の代表者登記は抹消しなければならないことに</p>	<p>◎社会福祉法 第29条(登記)</p> <p>社会福祉法人は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の終了の各場合に、登記をしなければならない。</p> <p>2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。</p> <p>◎組合等登記令 第2条</p> <p>組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から2週間以内にならなければならない。</p> <p>2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 目的及び業務 名称 事務所の所在場所 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由 別表の登記事項の欄に掲げる事項 <p>別表 社会福祉法人 資産の総額</p> <p>◎組合等登記令 第3条</p> <p>組合等において前条第2項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、2週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から3月以内にすれば足りる。</p>	<p>登記簿謄本 登記手続の関係書類等</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	<p>4 契約等が適正に行われているか。</p>	<p>留意すること。</p> <p>(1) 法人印及び代表者印の管理について管理が充分に行われているか。</p> <p>(2) 理事長が契約について職員に委任する場合は、その範囲を明確に定めているか。</p> <p>(3) 随意契約を行っている場合は一般的な基準に照らし合わせて適当か。</p> <p><着眼点></p> <p>○ 法人印及び代表者印の管理について管理者が定められているか。</p> <p>○ 理事長が契約について職員に委任する場合には経理規定等によりその範囲を明確に定めているか。</p> <p>○ 随意契約を行っている場合は、入札通知に規定する随意契約に関する基準に基づき適正に行われているか。</p> <p>○ 施設整備に係る契約については、徹底通知により適正に行われているか。</p> <p>また、「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」(厚生労働事務次官通知)等に係る施設整備に係る契約については、交付の条件により適正に行われているか。</p>	<p>◎徹底通知 5－(2)－ウ、(6)－エ</p> <p>5 指導監督上の留意事項について (2) 施設整備関係</p> <p>ウ 入札を行う場合には、監事や、複数の理事(理事長を除く)及び評議員(理事長の6親等以内の血族、配偶者等租税特別措置法施行令の規定による「特殊の関係のある者」を除く。)を立ち合わせるよう指導されたいこと。</p> <p>この場合、地元市町村職員の立ち会いを求めることも適当であること。</p> <p>入札後は、入札が適正に行われた旨の立会人全員の署名とともに、入札結果(入札業者名、落札業者名、入札金額及び落札金額)を都道府県市に届け出るよう指導し、都道府県市において当該入札結果(入札金額を除く)を一般の閲覧に供されたいこと。また、法人においても入札結果を一般の閲覧に供するよう指導されたいこと。</p> <p>(6) その他</p> <p>エ 法人印及び代表者印の管理について、管理者が定められているなど管理が適正に行われているかどうか十分に点検されたいこと。</p> <p>◎入札通知 略</p>	<p>契約書 見積書稟議書 等</p>